

『新刻天下四民便覽三台万用正宗』卷八（下層）律例門

訳 注 稿

（改訂版 Ver.1）

2019年3月

公益財団法人 東洋文庫 研究員

大澤 正昭

『新刻天下四民便覧三台萬用正宗』卷八（下層）律例門 訳注稿

凡例

- 本稿は科研費による研究成果であり、明・余象斗撰、万曆二七年余氏双峰堂刻本『新刻天下四民便覧三台萬用正宗』（以下『三台萬用』と略称）卷八（下層）律例門の訳注稿である。この巻頭に「鳴情均化録」とあり、おそらくこの項全体が著者未詳『鳴情均化録』からの引用だと思われる。したがって本稿は『三台萬用』所収『鳴情均化録』の訳注ともいえる。
- （公財）東洋文庫の社会経済史班（責任者：斯波義信氏）では数年前から『三台萬用』の訳注作業を続けてきた。律例門（下層）については大澤が原案を報告し、討論をおこなって修正を重ねてきた。またその後、専門家諸氏にご意見をいただいて修正した部分もある。ご教示に感謝するとともに、文責は大澤にあることを明記しておきたい。
- 本訳注では、最初に【原文】を掲げ、次いで【関連史料】【語彙解】【現代語訳】《訳注》を付す。【原文】【関連史料】ではさまざまな異体字が使われているが、できるかぎりテキストに忠実なものとした。また日本語・繁体中文 IME で入力できない文字は[]で漢字の要素を示した。これらの文字の校正に際しては上智大学大学院博士後期課程杉浦廣子氏の多大な援助をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。
- 【語彙解】で用いた工具書類の略称およびその原名は以下の通りである。基本的な辞書類を掲げる必要はないかもしれないが、今後の研究での有用性を探るためにあえてすべてを掲載することとした。またこれらの他の、使用頻度が少ない工具書類の引用では、その都度書誌データを記載している。
 - 『国字解』：荻生徂徠『明律国字解』（内田智雄・日原利国校訂、創文社、一九六六年）
 - 『東川』：東川徳治『中国法制辞典』（燎原書店、一九七九年復刻版）
 - 『用語解』：斯波義信編『社会経済史用語解』（東洋文庫、二〇一二年）
 - 『六部』：『六部成語註解』（内藤乾吉、一九四〇年）
 - 『漢詞』：『漢語大詞典』（漢語大詞典出版社、一九八六年）
 - 『中日』：『中日大辞典』（電子辞書版、愛知大学）
 - 『諸橋』：諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店、縮写版一九六八年）
 - 『石山』：石山福治『中国（旧支那）語大辞典』（国書刊行会、一九七四年復刻版）
 - 『雅俗』：『雅俗漢語訳解』（佐伯富編、同朋舎、一九七六年）
 - 『福恵』：『福恵全書語彙解』（佐伯富編、同朋舎、一九七五年）
 - 『中法』：『中国法制史大辞典』（蒲堅編著、北京大學出版社、二〇一五年）
 - 『近代』：『近代漢語大詞典』（許少峰編、中華書局、二〇〇八年）
- 【関連史料】の略称およびその原名（通名）は以下の通りである。
 - 『萬書萃寶』：『新録天下備覧文林類記萬書萃寶』（不著撰人、万曆二四年刊本）卷之十九・下層「珥筆文峰」
 - 『五車拔錦』：『新鍤全補天下四民利用便觀五車拔錦』（不著撰人、徐三友校、万曆二五年刊本）二四卷・下層「珥筆文鋒」

『學海群玉』：『新刊翰苑広記補訂四民捷用學海群玉』（不著撰人、万曆三五年序潭陽熊氏種徳堂刊本）
卷九・下層「珥筆規模」

『萬書淵海』：『新刻全補士民備覽使用文林彙錦萬書淵海』（徐企龍編、万曆三八年積善堂楊欽齋刊本）
十七卷・下層「珥筆文峰」

『妙錦萬寶全書』：『新板全補天下使用文林妙錦萬寶全書』（万曆四〇年劉氏安正堂刊本）卷之十七・下
層「珥筆文峰」

『五車萬寶全書』：『新刻搜羅五車合併萬寶全書』（徐企龍編、万曆四二年閩建書林樹徳堂刊本）卷之十
六・下層「珥筆文峰」

『萬書萃錦』：『新刻四民便覽萬書萃錦』（不著撰人、万曆年間進賢堂詹林我刊本）卷之六・下層「珥筆
文峰」

『全書備考』：『新刻人瑞堂訂補全書備考』（鄭尚玄訂、崇禎一四年序刊本）卷之十八・下層「状法門」

『積玉全書』：『鼎鑄李先生增補四民使用積玉全書』（李光裕校訂、崇禎刊本）卷之十六・下層「法家心
訣」

『學海不求人』：『鼎鑄龍頭一覽學海不求人』（不著撰人、明刊本）十八卷・上層「編輯珥筆文峰」

なお、以上のような通常の日用類書とは異なり、法律関係に特化した類書もある。本訳注では夫馬進
氏のご教示により次の類書も参照した。

『三台明律』a・b：『新刻御頒新例三台明律招判正宗』（葉伋、余員、万曆三四年）卷之十二「新刻聖
朝頒降新例宋提刑洗冤録」上層「法家総論」

本書は万曆丙午版（一六〇六年）で、国立公文書館所蔵本および東京大学東洋文化研究所所蔵
本の二種がある。後者は、前者と比べると誤字・脱字が目につく。前者をaとし、後者をbとす
る。

○【現代語訳】では意識的な訳文ではなく、逐語訳的な訳文とした。研究史料として用いる
ためには、主観が入るかもしれない意識よりも逐語訳的な訳文の方がよいと考えたため
である。また難解な原文を平易な日本語に訳すのはかなり困難であったこともその一因であ
る。このため多少読みにくいところもあるが、原文の難解さをご理解いただき、ご批正賜
れば幸いである。

○本稿はあくまでも〈試掘〉作業の成果であり、現段階での到達点である。これをたたき台
として、今後さらに改訂作業を続けてゆきたいと考えている。読者諸賢の忌憚のないご批
判をいただきたく、心からお願いしたい。

補記

本稿の試行本 Ver. 2 を二〇一七年三月に公開したが、その後、研究者の方々から貴重なご
意見、ご批判をいただいた。とくに東北大学名誉教授小川陽一氏には東洋文庫での研究会に
参加していただき、貴重なアドバイスをいただいた。そのほかご多忙のなか、本稿をお読み
くださり、貴重なアイデアをお示しくくださった方々には、感謝の言葉も見つからないほど
である。他方、私自身でもかなり多くの見落としや誤りを発見した。それらを訂正・補足し、
ここに改訂版 Ver. 1 を公開する。まだまだ誤りや不足の点があると思われるので、さらなる
ご意見、ご批判をお願いしたい。

二〇一九年三月 大澤正昭 記す

『新刻天下四民便覽三台萬用正宗』卷八（下層）律例門

○鳴情均化録

【1】○総論

【原文】

古法以結繩爲政①、畫地爲牢②、制事物而相平、束人心而咸服、蕭（一）何定律③、以安天下之非、夫子明道、以法君臣之則、是詞訟者、由法度之主也、盖詞訟者、出於人心、不是強弱相併、物欲不平乎、是故天生不能無慾、慾動情勝、詭偽日滋、強暴愈甚、侵凌柔懦、無以自立、是五刑之法④彰著、八議之條⑤益嚴、用有（二）限之條、治無疆（三）之理、律令所以概載、大誥所以減刑、理詞訟於争辯（四）、決人心強弱、推事物之公平、剖詞（五）訟之邪正、非詞訟則不能闡理、非理則不能治人、天下之物、莫不有理、人心之靈、莫不有知、知者智也、律條有限、事變無窮、采法網（六）以治人、究事精以理政、使惡者畏懼、善者獲寧、誠白粲之中而去其砂礫、禾黍之中而去其稂莠、若非仁者之能、何（七）有於此、代啞言、扶瞎步、伸愚志、伐強梁、鋤塞枉、裨不足、去有餘、辱奸徒、磨惡輩、砌缺路、渡深河、濟弱扶危、褒善貶惡、興（八）利除害、筆削不平、詞訟強直、善人之師、爲之訟事乎。

【関連史料】

- （一）「蕭」：『三台明律』b作「廉」。
- （二）「有」：『三台明律』b缺此字。
- （三）「疆」：『三台明律』b作「疆」。
- （四）「辯」：『三台明律』b作「辨」。
- （五）「詞」：『三台明律』b缺此字。
- （六）「網」：『三台明律』a・b作「綱」。
- （七）「何」：『三台明律』b作「可」。
- （八）「興」：『三台明律』b作「利」。

【出典など】

①「結繩爲政」

『周易』繫辭下：上古結繩而治、後世聖人易之以書契、

『尚書』孔安国序：古者伏羲氏之王天下也、始画八卦、造書契、以代結繩之政、

②「畫地爲牢」

『史記』自序：畫地爲牢議不入、刻木爲吏誓不對、

『漢書』六二司馬遷伝：故士有畫地爲牢勢不入、削木爲吏議不對、定計於鮮也。

③「蕭何定律」

『史記』五三：蕭相國何者、沛豐人也。【索隱】按：春秋緯「蕭何感昴精而生、典獄制律」。

『史記』五四：…參曰、陛下言之是也。且高帝與蕭何定天下、法令既明、今陛下垂拱、參等守職、遵而勿失、不亦可乎、…百姓歌之曰、蕭何爲法、顛若畫一、

④「五刑之法」

『書經』舜典に記されているが、隋律から明律まで「笞・杖・徒・流・死」を基本刑と定める。

⑤「八議之條」

『周礼』大司寇職に記されているが、皇帝の親類やなじみのある人、勲功のある人など八類の人が罪を

犯した場合、官僚の議論によって刑罰を定めること。「議親・議故・議功・議賢・議能・議勤・議貴・議賓」をいう。

【現代語訳】

古の制度では結んだ縄で(意思を伝えて)政治をおこない、地面に描いて牢獄とした。諸事を公平に治め、人心を束ねてみな敬服させた。蕭何は律を定めて天下の悪事を鎮め、孔子は道を明らかにして君臣の従うべき則とした。だからすべての訴訟は法律や制度の主体なのである。思うに訴訟とは人の心から出るものであり、強者と弱者が競い合い、物欲が同じではないことから起こるのではないのだろうか。このゆえに人は生まれつき無欲ではあり得ず、欲望が動けば感情が勝り、偽りが日々増えて、凶暴な者はいつそうはなはだしくなり、軟弱な者を虐げ、自立さえできなくする。ここに五刑の法が明らかに示され、八議の規定がますます厳しくなった。有限の法律を用いて窮まりなき世を治めるのであるから、律令は法の大綱を載せ、御製『大誥』は刑罰を軽くすることで対応した。訴訟を言い争いにまかせれば、人心の強弱を決めることになり、ものごとの公平を推し量れば、訴訟の正邪を分かつことになる。訴訟でなければ道理を闡明することができず、道理でなければ人を治めることはできない。天下の万物には必ず道理があり、人心の優れた働きには必ず知があるのだ。知とは智である。法律は有限であり、ものごとの転変はきわまりないので、法網をもって人を治め、真実を追究して政治をおこない、悪人を畏怖させ、善人に安寧を得させるのである。これはまことに白米のなかから砂粒を除き、アワ・キビのなかから雑草の種を取り去るようなものである。能力のある仁者でなければこの立場には居られないのだ。啞者に代わって話をし、盲人の歩みを助ける。愚民の志を伸ばし、強き者を伐ち、悪の道をふさぐ。足らざる者に補助し、余裕のある者から取る。悪人を辱め、悪党を懲らしめる。悪路を修理し、深い河を渡れるようにする。弱い者を助け、危機から救い出す。善人をほめて悪人を貶め、利益のあることを勧め、害となるものを取り除き、不公平(な判決原案?)を添削する①。裁判は強くまっすぐなものであれば、善人の師となる。これこそ真の訴訟ごと②となすべきである。

【語彙解】

①「筆削」：『近代』「対文章進行刪改純色」。『中日』「①詩文を添削する(こと)」。

②「訟事」：『近代』「官司」。『中日』「訴訟沙汰」。

【2】○**詞訟體製**①規格②

【原文】

先須觀其事理情勢、輕重・大小・緩急、而後用其律意、該合其條、乃從其條上、揀其緊要字眼③、切于事情者、敷達其詞、使人一看便知其冤抑・誣告或牽連④之類、務要周詳、因一事起一事止、或因一事又一事、或二罪俱發、取其重者⑤為首、情輕者輔助、正事不可言來言去、過埋(?)艱異字眼、徒取刁名、無益於事、明者宜辯之、

歌曰

立起先書事由、主意貫通律義、先寫原因何由、簡繁不要失志⑥、中間細事變情、緊要機關⑦挽起、正理當要切言、不可糊塗亂擬、後段可宜辯別、提出一團道理、

【関連史料】

- * 『五車拔錦』「作状規格」はほぼ同文であるが、「歌曰」以下がない。文字の異同は下線部の通り。
「或因一事起一事止」、「過■艱異字眼」、「无益于事」
- * 『學海群玉』「作状体式」はほぼ同文である。文字の異同は下線部の通り。
「凡作状、先須觀其事理情勢輕重・大小・緩急」、「捏扯異様字眼」、「如規歌、立起先書」、「後項可宜」
- * 『妙錦萬寶全書』「作状規範」は標題を欠くが、ほぼ同文である。文字の異同は下線部の通り。
「或因一事起一事止」、「過捏艱異字眼」、「如規歌、立起先書事由…」
- * 『積玉全書』には「務要周詳」以下の文章があるが、「或因一事起又因一事止、或有二罪俱發、取其重者爲首、情輕者輔之、不可言來說去、扭捏難異字眼、凡事俱要合律、不可寬鬆、前後相應、勿致疎漏、如此方稱、法家珥筆也」のように下線部が異なっている。
- * 『學海不求人』「詞訟字意」に下記のような共通している文章がある。
凡行移、須先觀事理情勢何如、務要週詳、或因一事又一事、或二罪俱發、取其重者爲政、微牽事重、將重事輔助正事、言語扎麗、轉換狀體、聳動告情、…
- * 『三台明律』はほぼ同文であるが、bで下記のような異同がある。
「切于事情者」は「均于情情者」に、「因一事起一事止」は「或因一事起一事止」に、「情輕者輔助」は「情輕者爲輔助」に、「過捏(?)艱異字眼」は「過捏艱異字眼」に、「無益於事」は「無益本事」に、「明者宜辯之」は「明者宜辨之」に作る。なお「辨」は歌の「辨別」も同じ。また「緊要機關」は「緊要機關」に作る。

【語彙解】

- ① 「體製」：『石山』「詩文ノ格式又繪画等ノ組立テ、骨組ミ」
- ② 「規格」：『中日』「規範」に同じ。「規範」＝「①手本、規範、…」。『近代』「豊標、風度」
- ③ 「字眼」：『中日』「①文中に用いられた字（または語）、②眼目となる大切な文字、要点」。『近代』「①文字或詞義。②行文、語句」。
- ④ 「牽連」：『近代』「②株連、帶累」。『中日』「巻き添えにする」。
- ⑤ 「其重者…、情輕者…」：「情重者」という語句として考えれば、『国字解』560「情重者とは罪重きをいふ、但罪と云へば罪名を云なり、情と云ときは心入なり。重き罪を犯す内にも、其心入のにくきを情重者と云。」
- ⑥ 「矢志」：『近代』「①喪失志節。②神志不清、糊塗」。陸澹安『小説詞語匯積』「心地糊塗」。
- ⑦ 「機關」：『近代』「心術、計謀」。

【現代語訳】

訴状の模範的スタイル

まずその事件のすじ道や状況の輕重・大小・緩急を觀察しなければならない。その後、律の意図に基づいて該当する条文と突き合わせる。そうして条文の中から、訴訟の事情に当てはまるキーワードを選びとり、訴状の文章に取り込む。人が一度見ればすぐに冤罪や誣告、あるいは巻き添え事件の類であることがわかるようにする。ぜひとも周到詳細に扱うべきである。あるいは①一件が起ることで別の一件が落着することがあり②、あるいは事件が事件を呼ぶこともある。あるいは二つの罪をともに告発した場合、その情状の重い事案を主とし、情状の軽い事案を副とする。当該の事案は、論述があいまいだったり、字句をでっち上げたりしてはいけない③。それはただ悪名を被るだけのことで、訴訟の役に立たない。聡明

な者はよくわきまえるべきである。

歌に表す

まず事由から書き始め、(原告の) 意向が律の趣旨と通じるようにせよ。まず原因が何であるかを書き、簡潔と繁雑の書き分けに配慮を忘れるな。中間の仔細は事情の変遷があり、計算を働かせることが肝要。正しい道理は必死に述べるべきで、あいまい表現や当て推量をするなかれ。後段は適宜弁別して一連の道理を提出すべし。

《訳注》

- ①原文には「或」がないが、他の類書に従って補う。
- ②原文は「因一事起一事止」であるが、小川陽一氏は『蕭曹致君術』首巻要訣に拠って「止」は衍字ではないかと指摘された。にわかには判断がつかないので、とりあえず原文に従う。
- ③原文は「過捏(?) 艱異字眼」であるが、『妙錦萬寶全書』は「過捏艱異字眼」、『學海群玉』は「捏扯異様字眼」、『積玉全書』は「扭捏難異字眼」とする。いずれにしても、意味はよくわからない。

【3】○體段①格式

【原文】

凡做狀、如作文法一般、分作三段、硃語即破題②、禍因以下、即同講說③、切思以下、如同繳結、中間轉換、在乎心巧、前段推寫事因・情由、來歷分明、又要簡切、中間或毆打、或相言辯、或因強占④、或相騙財、某事等、緊要見證・賊仗⑤分明、後段切要取理、辯別事情、言語嚴切、顯出本理、以闕前項、不可寬疎、中間若有不接之處、當虛飾掩過無妨、

忌箴歌

不可溷沌不潔、不可繁亂枝葉、不可妄空⑥招回⑦、不可中間斷節、不可錯用字眼、不可狀後無結、不可言詞寬慢、不可語無緊切、不可搜邏事砌、不可虛空扯拽⑧、

【関連史料】

- *『五車拔錦』「體段格式」はほぼ同文であるが、「或相言辨」「不可搜邏事故」の下線部が異なっている。
- *『學海群玉』はほぼ同文であるが、「不可搜邏事切」の下線部が異なっているのみ。
- *『妙錦萬寶全書』「體段格式」はほぼ同文であるが、「不可搜邏事切」の下線部が異なっているのみ。
- *『積玉全書』は前半が共通の例文であるが、「凡做狀、與做文章一般」「在乎心巧、歷寫情由」「只要簡切」のように下線部が異なっている。この次に「悽痛令人、一見就有爲我不忿之心哉、或告牽連之類」の下線部が挿入され、これに続いて「務要周詳」以下の【2】「詞訟體製規格」の文章が入っている。
- *『三台明律』はほぼ同文であるが、b で以下の点が異なっている。「禍因以下」の「禍」が[示+固]になっており、「推寫事因・情由」の「由」が欠けている。また「賊仗分明」の「仗」が「伏」になっている。
- *「忌箴歌」部分は『五車萬寶全書』『萬書萃寶』『萬書淵海』『學海不求人』『萬書萃錦』『積玉全書』『三台明律』にもある。『學海不求人』に掲載された歌は『三台萬用』とほぼ共通であるが、「不可繁亂枝葉」は「不可繁枝乱葉」、「不可言詞寬慢」は「不可折路駕橋」に、「不可語無緊切」は「不可字無緊切」になっている。『積玉全書』には「不可狀後無結」までが掲載され、下の四種とほぼ同文であるが、「不可繁亂枝葉」となっている。それ以外の四種に掲載された「忌箴歌」は共通で、下記の通りである。『三台萬用』とは下線部が異なっている。ただし『萬書萃錦』だけが「不可失律至意」とする。

古忌箴規

不可混沌不潔、不可繁枝亂葉、不可妄空招回、不可中間斷節、不可錯用字眼、不可狀後無結、不可失律主意、不可言無緊切、不可收羅襍砌、不可望空扯拽、

なお『三台明律』はほぼ同文であるが、bで「不可狀後無結」の下線部が[糸+玄]となっている。

【語彙解】

- ① 「體段」：『漢詞』「①身段；形態。②指事物的形象。③指字或詩文的形式、結構」。
- ② 「破題」：『中日』「①旧時、八股文の起首の二句を言った」。
- ③ 「講説」：未詳。八股文の「起講」を意識しているのであろうか。『近代』「明清時八股文中的一段、即開始闡發文章主旨」。
- ④ 「強占」：『国字解』190「むたいにわがものにするなり」、同207「むたいに奪とりてわがものとするなり」。574「占人妻妾とは、占は奪なり。わがものにすることなり」。『東川』「富強有力ノ者ガ他人ノ婦女ヲ兇勢ニ依リテ占奪スルコトヲ謂フ」。
- ⑤ 「贓仗」：『漢詞』「罪証、犯罪的証拠」。『中法』「即犯事之罪証」。
- ⑥ 「妄空」：未詳。「妄控」であれば『中日』は「誣告」に同じとする。
- ⑦ 「招回」：未詳。参考までにあげると、「招」：『東川』「刑事被告人ガ其犯罪ヲ承認スルコト」、『国字解』633「招は、くちがきなり」。
- ⑧ 「扯拽」：『漢詞』「勉強謀求」。『中日』「ひっ張る」。

【現代語訳】

訴状構成の書式

およそ訴状を作るには、作文法と同じく三段に分ける。「殊語」とは八股文の「破題」にあたる(冒頭の句である)。「禍因」①(一件の訴因)以下は「講説」(八股文の「起講」にあたるか)と同じである。「窃に思うに」以下は繳段・結段と同じである。中間の転換は智慧の使いどころである。前段は事情や訴因をおし述べる。一件の来歴は分明に、そのうえ簡潔、適切にすべきである。中間では、殴打したとか、言い争ったとか、強引に奪ってわがものにしたこととか、財産をだまし取った一件など、証拠が肝要で、犯罪の証拠となるものを明確にしておくことが肝要である。後段は切に理を通さねばならない。事情を弁別し、用語は厳格にし、あるべき道筋をはっきり打ち出す。前の事案に関わるからといっていい加減にしてはならない。途中につながらない箇所があれば言葉を飾って胡麻化しても差し支えない。

戒めの歌

豚小屋のように混沌・不潔にするなかれ。繁雑と枝葉末節に陥るなかれ。誣告、口書の変更をするなかれ。途中で文章を切るなかれ。文言を誤用するなかれ。訴状の最後に結語をつけるのを忘れるなかれ。言い回しはゆるゆるにするなかれ。用語に緊張感が欠けるのを避けよ。こまごましたことを寄せ集めるなかれ。中味のないことを強いて求めるなかれ。

《訳注》

- ① 「禍因」と後の「繳結」は本来「殊語」の項目の末尾で使用されていた語である。しかし『三台萬用』を編纂した際に削除されたらしい。この点は【5-14】末尾に書いたので参照されたい。

【4】 ○ 詞訟體段貫串①活套②

【原文】

詞狀書姓名・年紀・縣都里下、首段硃語、或四字或二字、各因事情而言、故云、狀告③某事、如告土豪則云、狀告巨豪激變事、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』『五車萬寶全書』『萬書淵海』『妙錦萬寶全書』『萬書萃錦』『全書備考』『積玉全書』の「體段貫串活套」はほぼ同文であるが、「如告土豪則云」の「云」を欠いている。またこの後に後掲【5-14】部分の文章が続いている。文字の異同についてはそこで触れる。
- * 『學海群玉』は同文であるが、この後に後掲【5-14】部分の文章が続いている。

【語彙解】

- ① 「貫串」：『漢詞』「①從頭到尾穿過一箇或一系列事物。②融会貫通」。『近代』「①貫通、通順。②融通、通徹」。『中日』「貫く、一貫する」。
- ② 「活套」：『漢詞』「習用的格式；俗語常談」。『中日』「①すぐ解ける結び目、②融通がきく」。『諸橋』「どんな事にも当て嵌まる事柄。活用の利くもの」。
- ③ 「告」：『国字解』87「人より罪を云立るを告と云。自分より自分の罪を云立るを首と云。」

【現代語訳】

訴状の構成によく用いられる書式全篇

訴状には生名・年齢・(居住する) 県都里を書く。第一段の「硃語」は四字か二字とし、それぞれの事情に基づいて書く。そこで「訴状を提出して某件を告発する事」と書く。土豪を告発するならば「訴状を提出して巨豪が煽りたてた事件を告発する」と書く。

【5】○硃語

【関連史料】

以下の「硃語」については史料によってさまざまなバリエーションがあるので、最初にまとめておく。

- * 『五車抜錦』は二四卷・上層に「體式門」があり、「諸般體式」として「土豪類」以下の「硃語體式」を載せる。項目名の下割注はない。
 - * 『學海群玉』『妙錦萬寶全書』は「硃語體式」として掲げ、『三台萬用』の「土豪」以下とほぼ共通である。項目名の下割注はない。
 - * 『萬書萃寶』『五車萬寶全書』は「珥筆硃語」という項目名で、また『萬書淵海』『萬書萃錦』『積玉全書』は「分條硃語」という項目名で、吏・戸・礼・兵・刑・工の各条に分類して硃語を掲載している。
- 以上のように、形式が異なるとともに内容についてもそれぞれかなりの異同がある。そのためここで一つずつ注記する余裕がない。必要な場合のみ注記することとしたい。なお、以下の原文で文字に大きな異同がある場合は（ ）内に注記する。記載の順序が異なる場合などの注記はしない。

【原文】

【5-1】土豪 巨豪激變 強横藐法 鋤強勦(剪)惡 挾勢凌逼 搆黨為非 聚衆抄家 抄家勦命 截路打搶 架賊①騙害 架賊抄家 不鎖唬騙 捲擄抄勦(勦) 黒天詐騙 土豪欺騙 攔截喪柩 強占房屋 謀②占田地 打奪③粮銀 強奪田産④ 侵占魚(池)塘 單霸基地 強霸墳山 平治墳墓 拋散骸骨 強占妻妾⑤ 強占子女 強役子女 奪良為奴

【語彙解】

- ① 「架賊」：未詳。『中日』「架」＝「そそのかす」、「賊」＝「①盗賊、…⑦害する。損なう」。『諸橋』「架唆」＝「そそのかす。教唆する」、「架訟」＝「人を教唆して訴訟を起こさせる」。
- ② 「謀」：『国字解』113「称謀者二人以上とは…二人以上だんがふを仕あわすれば、皆謀と云ものになるを定むるなり」。
- ③ 「打奪」：『国字解』328「巡夜人がからめたるをわきより奪とることなり」。
- ④ 「田産」：『国字解』190「田地に限らず、其外すぎわいになる山場・湖泊・蘆蕩のるいなり」。
- ⑤ 「強占妻妾」：『大明律』戸律三・婚姻に「強占良家妻女」の規定がある。

【現代語訳】

○硃語

土豪問題 巨豪の扇動事件 横暴に法をないがしろにする 強悪なる者を取り除く 権勢を笠に着て脅迫して凌辱する 徒党を組んで悪事をなす 人手を集めて財産を取りあげる 財産を取りあげて命を奪う 道を遮って強奪する 盗賊を唆してだまさせる 盗賊を唆して財産を取りあげさせる 監禁せずに脅してだます 略奪し尽くす 闇夜にだまし取る 土豪がだます 葬列を遮る 建物を無理に占拠する 謀を用いて田地を占拠する 食糧や銀を奪う 田地を強奪する 養魚池を不法に占拠する 所有地全体を奪いとる 墓地を強引に奪いとる 墳墓を平らにならす 遺骨をばらまく 妻妾をわが物にする 子女をわが物にする 子女を無理に使役する 良民を攫って奴婢とする

【原文】

【5-2】鬪毆①(鬪毆緊要見証、以傷為重、器械為犯、兄弟叔姪、以服為重) 毆打瞎騙 欺孤毆奪 恃尊欺毆 恃頑毆騙 毆打期親 欺毆(凌)伯叔 毆奪卑幼 毆觸父母 欺毆尊長 毆罵親兄 毆繼父母(『學海群玉』無此四字) 毆辱業師 毆罵家長 毆罵職官 毆罵生員 凌辱學校 法正尊卑 豪強奴毆主 悍奴(婢)毆主 妬姦欺毆 酗酒②毆奪 干(干)名犯義③

【語彙解】

- ① 「鬪毆」：『大明律』刑律三・鬪毆に規定がある。『国字解』410「鬪はいさかひなり。毆は打あひなり。」
- ② 「酗酒」：『六部』刑部「酗酒恣性」＝「酒酔後任意妄行也」など。
- ③ 「干名犯義」：『大明律』刑律五に規定がある。『国字解』453「名は名分なり。名分とは、君臣・父子・兄弟・夫婦のるい。君と名づけ、父と名づけ、夫と名づけたる名に付て、上下尊卑のもちぶんあり。是を名分と云。この名分に付て、これはうやまふべき、これはあはれむべきと云ことあり。是を義と云。干も犯もみなおかすとよみて、やぶることなり。この名分をやぶり、義をやぶる類を、干名犯義と云なり。」

【現代語訳】

暴力事件（暴力事件は証拠が肝要であり、傷を重要な証拠とする。凶器を使った犯罪で①、兄弟叔甥の場合は服喪の順を重視する） 毆ってだます 孤児を欺き毆って奪う 尊長であることを利用して欺き毆る 頑戸であることを笠に着て毆りだます 期親を毆る 伯叔を欺き毆る 卑幼の者を毆り奪う 父母を毆り突っかかる 尊長を欺き毆る 実の兄を毆り罵る 父母を毆って相続する 恩師を毆り侮辱する 家長を毆り罵る 官僚を毆り罵る

生員を殴り罵る 學校を侮辱する 法によって尊卑の分を正す 豪奴・強奴が主人を殴る
悍奴が主人を殴る 姦通を妬み欺き殴る 酒に酔って殴り奪う 名分をやぶり義を犯す
《訳注》

① 原文は「器械為犯」であるが、意味が通じにくい。誤字・脱字があるのかもしれない。

【原文】

【5-3】婚姻 強奪生妻① 謀娶生妻 悔負婚姻 同姓結婚② 良賤成婚③ 勢占生妻 勢
豪④奪占 強奪婚姻 謀娶姉妹 強娶⑤閨女 強娶孀婦 強嫁⑥服婦 逐婿嫁婿(女)⑦ 因
姦計娶 娶良為妾 棄妻置妾 典僱妻女⑧ 匹配不均 姑舅⑨成婚

【語彙解】

- ① 「生妻」：『漢詞』「年輕的妻子」。
- ② 「同姓結婚」：『大明律』戸律三に「同姓爲婚」の規定がある。
- ③ 「良賤成婚」：同前に「良賤爲婚姻」の規定がある。
- ④ 「勢豪」：『国字解』604「勢は威勢ある者なり、多く貴人に縁のあるものなり、豪は其所にて人の用
るものを云う。」
- ⑤ 「強娶」：『東川』「婚約ハ成立スルモ期約未ダ至ラズシテ男家ヨリ強制的ニ嫁娶ヲ為スコトヲ謂フ。」
- ⑥ 「強嫁」：『国字解』200「後家を立んと云女を其祖父母・父母の強てよめ入らするは罪に非ず、祖父
母・父母にてなき人の強てよめ入らするは罪なりとなり。」、『東川』「婦人ガ其夫死シテ喪ニ服シ服滿
ツルモ志ヲ守リテ再嫁ヲ欲セザルニ夫家ノ父母其他ノ親族等強テ再嫁セシメタルトキハ之ヲ「強嫁
罪」トシテ強嫁セシメタル者ヲ罰ス。」
- ⑦ 「逐婿嫁婿(女)」：『大明律』戸律三に「逐婿嫁女」の規定がある。
- ⑧ 「典僱妻女」：同前に「典僱妻女」の規定がある。『中法』「將妻女典売給他人作為妻妾。封建社会後
期元・明・清諸律所規定的罪名、犯者処杖刑。」「典僱妻妾」＝『東川』「己ノ妻妾ヲ以テ宛モ田宅等
ヲ典スルカ如ク期限ヲ定メ価ヲ受ケテ他人ニ与へ、一時其妻妾ト為スコトヲ謂フ、典ト雇トノ相違ハ
典ハ限滿ツレバ原価ヲ備ヘテ回贖シ雇ハ限滿ツレバ原価ヲ還サズシテ家ニ帰ルヲ得ルノ点ニ在リ」。
- ⑨ 「舅姑成婚」：同前の「尊卑為婚」の条に関連規定がある。『東川』「姑舅両姨姉妹」の項で「…姑は
父の姉妹、…舅は母の兄弟、…」とする。これが根拠の一つとした『国字解』202には「…姑姉妹は、
ちちかたのをばのもちたるむすめなり。…舅姉妹は、ははかたのをぢのもちたるむすめなり。…」と
あり同20には「姑は、父の姉妹なり。…男の詞に舅と云は、母方のをぢなり」とある。

【現代語訳】

婚姻問題 若妻を強奪する 若妻を娶ろうと共謀する 婚約を悔やんでそむく 同姓同
士が結婚する 良民と賤民が婚姻関係を結ぶ 権勢を笠に着て若妻をわが物とする 有力
者が奪い取ってわがものとする 掠奪結婚 姉妹を娶ろうと謀る 嫁入り前の娘を婚礼の
前に強引に娶る 寡婦を強引に娶る 喪中の寡婦に結婚を強制する 婿を追い出し、別の婿
を迎える① 姦通してから娶ろうとする 良民を娶って妾とする 正妻を棄てて妾を置く
妻や娘を質入れする 婚姻が釣り合わない 姑(父方のおば)と舅(母方のおじ)が婚姻関係を結
ぶ

《訳注》

- ① 原文は「逐婿嫁婿」であるが、『學海群玉』などは「逐婿嫁女」である。これに従えば「婿を追い出し、娘を嫁に出す」となり、こちらの方が妥当かと思われる。

【原文】

【5-4】 姦情（男必有婦、女必有夫、人倫風化、律法為綱、一夫一婦、難作違條、姦論重夫重婦、拐串①律法難容、以附娼妓） 欺姦②幼女 強姦閨女 強姦妻小③ 欺姦親孀嫂 欺姦男婦 蒸（子）姦④父妾 欺姦繼母 淫姦子女 縱妻賣姦 指姦⑤誑騙⑥ 誘姦轄騙⑦ 誣姦欺騙 買良為娼⑧ 誣執翁姦⑨ 土娼騙害⑩

【語彙解】

- ① 「拐串」：未詳。ただし「拐」は『漢詞』「拐騙」、『中日』「①かどわかず、②だまし取る、ごまかす」などの意味であり、「串」は『国字解』817「串結」：「しくむことなり」。同 759「串通」：「ひとつにしくむことなり」。『中日』「串」：口裏をあわせる。『近代』「③勾結、串通」などの意味である。これらから言えば、グルになって騙し、姦通することか。
- ② 「欺姦」：『国字解』495「密通したるといひかくるなり。」、『東川』「尊長ガ卑幼ノ妻ヲ欺キ陵制シテ姦スルコト、卑幼ノ女ガ偽リテ尊長ニ欺姦セラレタリト告グルヲ「誣執欺姦」ト曰フ、死罪ニ処ス」。ただしここは意味が合わない。
- ③ 「蒸姦」：【6-4】の【語彙解】①参照。身分の高いものと姦淫すること。
- ④ 「妻小」：『国字解』72「妻ばかりのことなり」、同 129「妻のことなり」。
- ⑤ 「指姦」：『国字解』834「風説ばかりにて実証なきを云なり。」「東川」「姦通罪ヲ犯セリト指称スル義、事実姦ヲ犯シタルニ非ザレバ誣告罪ヲ構成ス」。『中法』「被指控有通姦行為」。ちなみに『漢詞』「指攀」に「招供時攀扯牵连別人」とあり、参考になる。
- ⑥ 「誑騙」：『国字解』578「人をだまして物をとるを云。」「東川」「甘言ヲ以テ人ヲ欺キテ物ヲ取ルコトヲ謂フ。」
- ⑦ 「轄騙」：未詳。「轄」は『漢詞』が「管制」とし、『中日』は「管制」には「②拘束する、監視する」という意味があるとする。これに従う。
- ⑨ 「買良為娼」：『大明律』刑律八に規定がある。
- ⑩ 「誣執翁姦」：同前。
- ⑪ 「土娼」：『近代』「私娼、暗娼」

【現代語訳】

姦淫問題（男には必ず妻があり、女には必ず夫がある。倫理・教化は法律が大綱をなしており、一夫一婦の関係では法律違犯をなし難い。姦通罪は夫であり妻であることを重んじる。グルになって騙し、姦通することは法律では許し難い。娼妓を付す。） 幼女をだまして姦淫する 未婚の娘を強姦する 人妻を強姦する 実の叔母・兄嫁をだまして姦通する 息子の妻をだまして姦通する 息子が父の妾と姦通する 継母をだまして姦通する 子供らに淫らな行為をする 妻に売春をさせる 姦通していると言い掛かりをつけて物を取る 姦通を誘って拘束しだましとる 姦通していると言いがかりをつけてだましとる 良民を買って娼妓とする 舅が姦通していると誣告する 私娼がだまし害する

【原文】

【5-5】戸口 拐誘人財 串拐①子女 拐帶②人口③ 收留迷失④ 畧賣人口 單占⑤軍丁
窩隱⑥逃軍⑦ 藏匿⑧逃民 強占匠丁⑨ 逃躲差役⑩ 隱蔽差役 (有差役不均四字) 脱軍詐
民 冒亂宗枝⑪ 師巫邪術⑫ 窩匿徒流 書符掄禁 頼佛逃生

【語彙解】

- ① 「串拐」：前項①に同じ。
- ② 「拐帶」：『東川』「好言ヲ以テ他人ノ子女ヲ誘引スルノ義」。『中法』「用欺騙手段挾帶人口或財物逃走」。参考)「拐帶不明婦女」：『国字解』684「よそよりかどはかして来て、もとのしれぬ女なり」。「拐帶不明」：『六部』刑部「所拐子女来歴不明頭係由拐帶而得」。
- ③ 「人口」：『国字解』68「人の妻女子どもにても、又下女下部にても、とかく人の家内の人をなべて人口と云。」
- ④ 「收留迷失」：『大明律』戸律一に「收留迷失子女」の規定がある。『国字解』176「迷失子女とは、うせごなり。收留とは、かこひこむるなり」。同 574「收留とは、家にとめ置なり」。『六部』刑部「迷失子女」＝「人家子女被匪人以邪術迷去也」
- ⑤ 「單占」：未詳。ただし「單」は『漢詞』「③覆蓋；套在外面」、『近代』「單」「②包籠、裹住」とするので「包み隠す、覆い隠す」の意味である。
- ⑥ 「窩隱」「窩匿」：未詳。ただし『国字解』「窩藏」：241「其私盜をかくし置たる宿なり」、326「宿をするなり」、603「悪人をひそかに宿をするものを云」などから言えば「匿っている」という意味か。
- ⑦ 「逃軍」：『国字解』334「脱落したる軍人なり。」
- ⑧ 「藏匿」：『国字解』603「かくしおくなり。」
- ⑨ 「匠丁」：『明食』14「匠戸とは、諸職人の戸で、工部の所管に属する。其の壮丁が輪番で官の工作に従事させられた。」
- ⑩ 「逃躲差役」：『大明律』戸律一に「逃避差役」の規定がある。「躲」：『国字解』181「はづしよくる意なり」。
- ⑪ 「冒亂宗枝」：『国字解』574「宗枝は宗室の支脈なり。冒亂の冒字は、他姓をなのることを冒姓と云。他姓の子を我子にして、宗室の系図を乱るゆへ、冒亂と云。」
- ⑫ 「師巫邪術」：『大明律』礼律一に「禁止師巫邪術」の規定がある。『国字解』269「師巫は、みこなり」。『六部』刑部「巫覡以妖邪之術惑人也」。

【現代語訳】

戸口問題 人や財産をかどわかす グルになって子女を誘拐する 家内の人を誘拐する
行方不明者を家に置く 家内の人をかどわかして売る 軍人を匿って手下にする 軍からの
逃亡者を家に匿う 本籍地から逃亡した民を家に匿う 匠戸を無理やりわが物にする
不法に差役からはずす 差役を隠蔽する [差役が均等でない] 軍を抜け出して民をだます
宗室を名乗る 巫覡が邪教によって人を惑わす 徒・流の罪人を匿う 符(おふだ)を書いて
禁令を破る 仏寺を頼って逃げる

【原文】

【5-6】 錢債①田産 重復磊②騙 磊債謀業 車利③磊債 磊折妻子 折價④騙業 挾勢奔業 重復田土 盜賣⑤田産 謀業車債 獻賣基業 誘獻屋業 強奪風水⑥ 強占山場⑦ 閉塞古路 漲塞池塘 棄毀器物 盜竊瓜菓 詭寄錢糧⑧ 那移⑨差役 拖欠⑩錢糧 差役不均 迯躲差役（無以上八字）

【語彙解】

- ①「錢債」：『国字解』254「借錢のことなり」
- ②「磊騙」：未詳。ただし「磊」については『漢語』「①衆石委積貌、②大貌、③俊偉貌、④竹木多節貌」などとあり、「次々と」「積み重なった」といった意味であろうか。
- ③「車利」：未詳。「車」を数詞ととらえれば、車を単位として数える意で、「たくさん」の意味であろうか。
- ④「折價」：『用語解』401に「…各種の課税対象を他の物品に換算して納入させた…。…換算された価格を折價という」とあるが、ここは合わない。『中日』「割引する」をとる。
- ⑤「盜賣」：『国字解』189「ぬすみてうるなり。これはしちにとりたる地、或はあづかり地などを売ることなり」
- ⑥「風水」：『六部』刑部「有碍風水」＝「風水乃地勢之吉凶言其処開河築屋于一方之人不利」。『用語解』418r「都城・墳墓・住宅などの立地を選択する術。…」。
- ⑦「山場」：『明食』113「山にある果樹園或は薪草を採取する場所」。『用語解』861「産茶場のこと。…」。同1451「山地・山林のこと。とくに養蚕や果樹・茶の栽培、あるいは木材伐採などを行うために施設を整えてある場所を指し、…。また山中において茶税を徴収する場所のことも山場と称した。」
- ⑧「詭寄錢糧」：『国字解』186「詭寄田糧」＝「総じて夫役は田地につきてあつることなるゆへ、或はもはや役をあてられたる人か、或は夫役をゆるされたる人の田地の分にしなすを詭寄と云。詭はいつわる、寄はあづくる意にて、外の人の手前へあづけて、我夫役をあてられぬようにするなり」。同62・572「錢糧」＝「年貢なり」。『明食』182「詭寄」＝「詭名寄産の略。自己所有の田土を偽って他人名義に書き換へ、田土の所有権が他人に移動したやうに見せかけ、実質的には矢張りそれを所有してゐることを云ふ。…」。『用語解』271・45r（略）
- ⑨「那移」：『国字解』178「あちらをこちらへ、こちらをあちらへふりかへることなり」、同186・226「ふりかゆるなり」、同854「うつしかゆることなり」。『用語解』32r「土地不正の一手段で、課税対象となる耕地の税目や地目を偽ること。」
- ⑩「拖欠」：『用語解』501「租税の支払いを引き伸ばし、長きにわたる滞納分を生じさせること。…」

【現代語訳】

借金・土地問題 繰り返して次々とだます 借金を重ねさせて土地を奪おうとする 暴利で借金を膨らませる 借金を膨らませて妻子をかたに取る 値引きさせて土地をだまし取る 威勢を笠に着て土地を奪う 繰り返し田土を取りあげる① 土地財産を盗んで売る 土地を取りあげようと債務を膨らませる 土地等の資産を献上させる 土地・屋敷を献上するよう誘う 風水（の良い土地？）を強奪する 山場を無理にわが物とする 古道を閉ざす 池を埋め立てる 器物を破壊する 瓜や果実を盗む 名義を換えて錢糧をのがれる 差役を振り替える 錢糧の納入を長期に引きのばす 差役を不平等にする 差役からのがれる②

《訳注》

- ① 原文の「重復田土」では、意味がとりにくい。何らかの誤字・脱字があるのであろうか。とりあえず【7-6】の例文を参考にして訳文を付けてみる。
- ② 以上の二句が『學海群玉』などになく、内容的にもこの項に合わないことからすれば、前項の句が混入したのであろうと思われる。

【原文】

【5-7】財本① 拴串騙客 [口+掣]騙財本 欺騙財本 挾奪資(財)本 串騙客貨 拖欠貨物 沉濁②(溺)財本 沉溺③書信 寄受財物④ 拖陷財(資)本 私充牙行⑤ 把持行市⑥

【語彙解】

- ①「財本」：『用語解』207r「成本」の項「資本金をいう。…」
- ②「沉濁」：未詳。『萬寶全書』の同じ箇所は「沈匿」とする。これは『国字解』349に「沈匿」＝「かくして跡方をなくすことなり」とあり、しばらくこれに従う。
- ③「沉溺」：『中日』「水中におぼれる」
- ④「寄受財物」：『大明律』戸律六に「費用受寄財産」の規定がある。『国字解』256「受寄は、あづかりものなり」。
- ⑤「私充牙行」：『大明律』戸律七に「私充牙行埠頭」の規定がある。
- ⑥「把持行市」：『大明律』同前に規定がある。また【6-7】の注⑦⑧参照。

【現代語訳】

資本金問題 示し合わせて繋ぎとめ客商をだます 資本金を抜き取る 資本金をだまし取る 脅迫して資本金を奪う 示し合わせて客商の貨物をだまし取る 貨物の受け渡しを引き伸ばす 資本金を隠してうやむやにする 手紙を隠してうやむやにする 財物の寄託を受ける 資本(の返還?)を引き伸ばして横領する 勝手に牙行に任ずる 市場を牛耳る

【原文】

【5-8】人命(凡告人命、以傷為重、激切急救、死者要致死根原器械物件) 因財殺命 毆傷父命 打傷人命 急救人命 打死兄命 致死人命 殺死人命 法究叔命 毒死人命 威逼人命 謀累死弟命 (有累死①弟命四字) 攔私和人命 (有私和人命四字) 謀財劫命 圖賴②人命 誣陷③人命 登時④打死 因姦致死 妬(?)姦殺命 劫財傷命 溺死人命

【語彙解】

- ①「累死」：『石山』「死スルホド煩瑣ナル。極端ニ面倒ナルノ形容」。『中日』「つかれて死ぬ、死ぬほど疲れる」。
- ②「圖賴」：【7-8】参照。
- ③「誣陷」：『石山』「罪ナキ人ヲ誣ヒテ罪ニ陥レルコト」。『中日』「罪のない者があるようにいって罪に落とす」。
- ④「登時」：『国字解』388「即時なり」。

【現代語訳】

殺人事件(およそ殺人事件を告発する場合は、傷の状態を重視する。急いで救助し、死んだ

場合は死をもたらした凶器などの物件を必要とする) 財貨を原因とする殺人 父親を殴り殺す 傷害致死 人命を救助する 兄を打ち殺す 人の死を招く 人を殺す 法によって叔父の殺人事件を究明する 人を毒殺する 殺人の脅迫 弟を殺そうと謀る [弟を死ぬまでこき使う] ① 殺人事件の示談を邪魔する [殺人事件を示談にする] ② 財貨をねらって生命を脅かす 殺人事件をネタにしてゆする 殺人事件をでっちあげて陥れる たちどころに打ち殺す 強姦致死 姦通を妬んだ殺人 財貨を奪って殺傷する 溺死させる

《訳注》

①②『學海群玉』などによれば『三台萬用』は二つの四字句を一つにまとめたと思われる。ここでは二句に分けて訳す。

【原文】

【5-9】 賊情(凡強盜要真贓①正犯②、竊盜要見贓証③分明) 竊盜害民 勦盜安民 明火④劫勦 強劫財命 劫財殺命 巨寇擄掠 誘賊劫本 通賊害民 窩誘強盜 攔路劫財 買賊⑤攀害⑥ 指賊騙害 燒毀房屋

【語彙解】

- ① 「真贓」：『国字解』697「窃盜の本人を捕たるを云なり」。『漢詞』「謂盜窃的原物」。『中日』「盗んだ現品、盗品」。いずれが妥当か判断がつかないが、さしあたり前者に従う。
- ② 「正犯」：『国字解』625「本人なり」、628「其殺し手を云なり」。「正犯人」については同書104「…正と云ときは、助太刀などしたる人には非ず、まさしく殺したる当人なり」。
- ③ 「贓証」=「贓證」：『中日』「盗品の証拠」
- ④ 「明火」：『石山』「炬火ヲ持チ武器ヲ携フル劫盜ヲ明火執仗ト曰フ」。『中日』「押し入り強盜(をやる)」
- ⑤ 「買賊」：『漢詞』「謂接受賄賂、放走敵人」
- ⑥ 「攀害」：『近代』「誣陷、指控陷害」。

【現代語訳】

盜賊事案(およそ強盜(を告発する場合)は捕らえた犯人が必要で、竊盜(を告発する場合)は明らかな盗品の現品が必要である) 竊盜によって民に被害を与える 盜賊を討伐して民を安んじる 押しこみ強盜を働く 財貨と人命を奪う 財貨を強奪し人命を奪う 巨賊が略奪する 盜賊を誘って資本を奪う 盜賊と通じて民に被害を与える 強盜を誘って匿う道を遮って財貨を奪う 賄賂を受け取って盜賊を逃がし、被害者のふりをする 盜賊に騙されたと称する 建物を焼却する

【原文】

【5-10】 吏書皂快① 虎吏害民 奸吏瘠民 弊吏罔民 權吏蔽冤 積書害民 虎書枉法 賣富②差貧 積皂唬騙 積快詐騙 虎役搏噬 獄卒陷命 指官指騙 聽許財物③ 軍牢④嚇騙 官兵擄掠 囑官作弊 侮法蔽冤

【語彙解】

- ① 「皂快」：『漢詞』「旧時州県衙役有皂・快・壯三班：皂班掌站堂行刑、快班又分歩快・馬快、原為傳達公文、後掌緝捕邪犯、壯班掌看管囚徒、其成員通称差役、亦称皂快」。

- ② 「賣富差貧」：『中法』「謂对于富人、得錢便予以免除差役、对于窮人、便任意徵派勞役」
- ③ 「聽許財物」：『大明律』刑律六に「官吏聽許財物」の規定がある。『国字解』479「財物を出せと約束したるを、聽許すと云」
- ④ 「軍牢」：『近代』「官府的雜差」

【現代語訳】

胥吏・衙役の問題 虎のような胥吏が民に被害を与える 悪質な胥吏が民から絞り取る 腐敗した胥吏が民をごまかす 権勢を持つ胥吏が冤罪を隠蔽する 古手の書吏が民に被害を与える 虎のような書吏が法を曲げる 富民に買収されて差役を免除し、貧民を随意に差役に出す 古手の衙役(皂班)が脅してだます 古手の衙役(快班)がだます 虎のような衙役がいじめる 獄卒が人を陥れて殺す 官僚が騙したと称する 財物を出すよう約束させる 官府の衙役が脅しだます 官兵が略奪する 官に頼みこんで悪事をなす 法を侮って冤罪を隠蔽する

【原文】

【5-11】告官(官員類) 枉法虐民 貪贓賣法① 賣法殃民 倚法削民 貪酷枉民 聽囑偏枉
② 酷殘民命 苦刑傷命

【語彙解】

- ① 「賣法」：『中法』「謂貪贓枉法」
- ② 「偏枉」：『漢詞』「偏曲冤枉」

【現代語訳】

官を告発する(官員の問題) 法を枉げて民を虐げる 賄賂をとり、法をまげる 法をまげて、民に災いをもたらす 法を利用して民から搾取する 残酷に貪り、民を屈服させる 請託によって無実の罪を着せる 民の命にかかわるようなむごい仕打ちをする 残酷な刑罰で生命を傷つける

【原文】

【5-12】郷宦 土官① 勒騙 倚官轄騙 勢宦欺騙 恃宦占業 倚宦霸占 縱僕欺騙 恃勢毆命 倚官誑騙(無此四字) 恃宦隱糧 恃宦騙財 土官殺命

【語彙解】

- ① 「土官」：『中国歴史大辞典』(上海辞書出版社、二〇〇〇年)「元・明・清三代対部分少数民族聚居地区世襲地方官統称。明中期後又称土司。…」

【現代語訳】

郷紳の事案 土官が無理強いしてだます 官の権威を笠に着て拘束してだます 勢力のある郷紳がだます 郷紳であることをたのみに土地を占拠する 郷紳の権威によって不法に占拠する 僕を使ってだます 権勢をたのみに暴力・殺人事件を起こす 官の権威をたのみにだます 郷紳であることをたのみに糧食を隠蔽する 郷紳であることをたのみに財物をだまし取る 土官が殺人事件を起こす

【原文】

【5-13】 地方①教唆 黒天騙害 不鎖詐騙 指官誑騙 侍洞欺騙 私置非刑② 漁獵鄉村
侮斷鄉曲 把持一方 教唆詞訟③ 冒名④領替 侍刁拒捕 賄託私和 蠱計害民

【語彙解】

- ① 「地方」：『福恵』「むらやく」。『近代』「④居民基層組織的負責人。指里正・地保等人」。
- ② 「非刑」：『漢詞』「…②在法律規定之外施行的残酷的肉体刑罰」
- ③ 「教唆詞訟」：『大明律』刑律五に規定がある。
- ④ 「冒名」：『国字解』291「別人の姓名をなのることなり」

【現代語訳】

村役人が教唆した事案 闇夜にだます 監禁せずに①だます 官がだましたと称する
洞民であることをたのみにだます 残酷な私刑をおこなう 郷村を食物にする 地元で
やりたい放題 一地域を牛耳る 訴訟を教唆する 名前をかたって入れ替わる 狡猾に逮
捕を拒む 賄賂を贈って請託し、示談に持ち込む 悪たくみで民に被害を与える

《訳注》

- ① 原文「不鎖」の「鎖」の字の一部分が不明瞭である。ただ『五車抜錦』『學海群玉』では「不鎖詐騙」となっているので「鎖」と解した。「鎖」については、【6-6】に「捉鎖私獄」、【7-2】に「鎖押伊家」とあり、「監禁する、閉じこめる」の意である。

【原文】

【5-14】 硃語以下、入某耕讀生理、○商賈某領資本、置買某貨、前往某處發賣、○坐店某
向賃住某人店房、做某（生理度活）、下入、如人命・賊情、則云冤遇冤因、如戸婚・田土等
事、下則云禍遇禍因、 土豪某

土豪 勢豪 富豪 権豪 悪豪 奸豪 虎豪 虎悪 狼悪 梟悪 讎悪 勢悪 蠱悪 蠹悪
悪 稔悪 積悪 慣悪 叢悪 刁悪 党悪 兇悪 土虎 喇虎 翅虎 狼虎 翼虎 彪虎
飛虎 虎黨 狼黨 悪黨 群黨 兇黨 強黨 悪棍 虎棍 喇棍 刁棍 積棍 棍徒 逃
徒 流徒 積訪 積快 虎快 屢訪 積皂 虎皂

如土豪之下、後入前段、

【関連史料】

『五車抜錦』『萬書萃寶』『五車萬寶全書』『妙錦萬寶全書』『萬書淵海』『學海群玉』『萬書萃錦』『全書備
考』『積玉全書』にほぼ同文がある。ここに『妙錦萬寶全書』を底本として掲げ、各類書間の文字の異同
については《校注》をつける。なお小字のように囲み線のついた文字は割注形式になっている部分であ
る。

硃語之下、入某耕讀①生理、○商賈某領資本、置買某貨、前②往某處發賣、○坐店某向賃住某③店房、做
某生意④度活、下入情緒⑤、如人命・賊情、則云冤遇⑥冤因、如婚姻⑦・田土等事⑧、下⑨則云禍遇⑩禍
因、土豪某⑩ 勢豪 富豪 権豪 悪豪 奸豪⑫ 虎豪 虎悪 狼悪 梟悪 讎悪 勢悪 蠱悪 蠹悪
稔悪 積悪 慣悪 叢悪 刁悪 党悪 兇悪 土虎 喇虎 翅虎 狼虎 翼虎 彪虎 飛虎 虎党 狼
党 悪党 群党 兇党 強党 悪棍 虎棍 喇棍 刁棍 積棍 棍徒 逃徒 流徒 積訪 積快 虎快
屢訪 積皂 虎皂 積書 弊書⑬

凡觀此而學者⑭、如土豪之下、則⑮入前段、某素恃勢焰等⑯、云々、前段之下、乃⑰入後段之詞⑱、云々、後段之下、入繳段 切思 痛思 哭思⑲ 云々、繳段⑳之下、入結段、云々、各從㉑事情、串入㉒成詞、於着目之際㉓、千變萬化、用之無窮矣、

《校注》

①『全書備考』はこの間に「商賈」を入れ、次の「商賈」は「同」とする。②『全書備考』は「前」がない。③『五車拔錦』『學海群玉』にはこの間に「人」がある。④『五車拔錦』『學海群玉』『萬書萃錦』『全書備考』『積玉全書』は「意」を「理」とする。⑤『五車拔錦』『學海群玉』には「情緒」がない。『全書備考』は「緒」を「者」とする。⑥『五車拔錦』『萬書萃寶』は「過」とし、『積玉全書』は「遭」とする。⑦『五車拔錦』『學海群玉』は「婚姻」を「戸婚」とする。⑧『五車拔錦』には「事」がない。⑨『全書備考』には「下」がない。⑩『五車拔錦』は「過」とし、『積玉全書』は「遭」とする。⑪『學海群玉』にはこの間に「或」がある。⑫『學海群玉』は「奸豪」から「弊書」までがない。『全書備考』は「惡豪 奸豪」および「虎惡」から「弊書」までがない。⑬『萬書淵海』には「積書 弊書」がない。『積玉全書』は「積快 虎快」とし、「積書 弊書」がない。この他、『五車拔錦』にはかなり多くの異同があるが、注記しきれないので省略に従う。⑭『五車拔錦』は「凡觀此而學」がない。『學海群玉』は「凡觀此而學」を「由人活用」とする。『積玉全書』は「凡觀此而學者、如土豪之下」を「凡此之下」とする。⑮『五車拔錦』『學海群玉』は「則」を「後」とする。⑯『五車拔錦』『學海群玉』は「恃勢焰等」を「倚強橫」とする。⑰『五車拔錦』『學海群玉』には「乃」がない。『全書備考』は「前段之下乃」がない。『積玉全書』は「乃」を「又」とする。⑱『五車拔錦』『學海群玉』には「之詞」がない。『全書備考』は「後段之詞」がない。⑲『積玉全書』には「痛思 哭思」がない。⑳『積玉全書』は「段」を「下」とする。㉑『五車拔錦』『學海群玉』は「依」とする。㉒『五車拔錦』『學海群玉』にはこの間に「自然」がある。㉓『五車拔錦』『學海群玉』は「於着目之際」がなく、「而」がある。また『萬書萃寶』『萬書淵海』『全書備考』には「且」がある。

【現代語訳】(補注)

硃語の次には某の身分・職業を入れる。(たとえば) ○〔商人〕某は資本を受け取り、あれこれの物資を買い、某所に行って売りだした。○〔商店主〕某はさきにある人の店を借りし、あれこれの生業で暮らしていた、と書く。次に気持ちをこめる。殺人・盗賊の案件ならば「(某のせいで) こんなひどい目に遭い、こんなひどい難癖をつけられた」と書く。婚姻・土地の案件ならば、次に「(某のせいで) こんな災難に遇い、こんなひどい難癖をつけられた」と書く。 土豪某

勢豪 富豪 権豪 (中略) 積皂 虎皂

(この記事を見て学ぶ者は、土豪の事案ならば次に前段を入れ、「某はもとより威勢をたのみに」云々とする。前段の次には後段の文章、云々、を入れる。後段の次には繳段を入れ、切に思うに、痛く思うに、哭きて思うに、云々、とする。繳段の次に結段の、云々、を入れる。それぞれ事情に応じて一貫した訴状とする。訴状を書く際には、例文のさまざまなヴァリエーションがあり、この文例は融通無碍である。)

補注：【関連史料】に掲げたように『三台萬用』の「如土豪之下」以下の記述にはかなりの脱字があると思われる。原文のままでは意味がとれないので、前掲類書を参照して訳文をつけている。

【6】 ○前段

【原文】

【6-1】 **土豪**(此套告大戸・富豪等通用)○某素倚強橫、不遵法紀、交結衙門、互為漁獵、倚仗隱蔽、○某恃財勢、招亡納叛、畜為爪牙、搏噬良民、○某逞刁譎、蠱引奸徒惡黨、資為鷹犬、夜聚曉散、出沒無時、害衆成家、○某威震如雷、勢焰滔天、故將伊男、營充^①縣學、誇稱生員、近官說話、契結鄉宦、購相往來、賄通囑託^②、○或着伊男營充縣吏、勢挾縣權、任由起例、把持民訟、動輒稟官行移^③作弊、概縣遵依、任從所轄、○某禮親六房、濃交吏皂、預計後來、先防事發、抽摸文卷、捺(案伏)不行、○仗此威勢轉加、虎翼展開、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○倚此、威權真如虎兇、哮吼一聲、民驚膽碎、風聲插外、聞者畏藏、○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、出入鄉村、烟銃火砲、仗此威權、真如山嶽、火放肆志、猛如狼虎、○某倚仗刁豪、勢無敵、威震如雷、氣[召炎]若天、○倚山峙洞、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○占人田產、姦人妻小、發人墳塚、事實可勘、窩藏^④強盜、坐地分贓、以此巨富、姦盜詐偽四犯俱全、民被陷溺^⑤、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』土豪類・前段には共通する条文があるが異同が多い。文字の異同は下線部の通り。
…○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、…○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兇、哮吼一聲、民驚胆碎、風聞四外、良善斂踪、…○某日乘高頭駿馬、夜臥違制花牀、仗此威權、真如山嶽、…○窩藏強盜、坐地分庄、以此巨富、民遭荼毒、
- * 『五車拔錦』土豪類・前段は前半の九条とほぼ同文である。文字の異同は下線部の通り。
…○某恃財勢、招聚惡黨、畜為爪牙、搏噬良民、…○或着伊男營充縣吏、勢挾縣權、任由起例、把持民訟、動輒稟官行移作弊、概縣遵依、住從所轄、○某禮親六房、濃交吏皂、預計後來、先防事發、抽摸文卷、捺(案状)不行、…○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、出入鄉村、烟銃火砲、仗此威權真如山嶽、大放肆志、猛如狼虎、
- * 『學海群玉』土豪類・前段は「○仗此威勢轉加…」 「○某倚仗刁豪…」 の二条以外の条文が含まれる。文字の異同は下線部の通り。
…○某恃財勢、招聚惡黨、畜為爪牙、搏噬良民、…○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、出入鄉村、烟銃火砲、仗此威權真如山嶽、大放肆志、猛如狼虎、…
- * 『五車萬寶全書』土豪類・前段は以下の八条が共通であるが、かなりの文字が脱落している。文字の異同は下線部の通り。
…○某威震如雷、勢焰赤天、男充縣學生員、契結郡邑顯宦、○某恃男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、…○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兇、咆哮一聲、民驚膽碎、風聞四外、良善斂踪、○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○某日乘高頭駿馬、夜臥違制花牀、仗此威權、真如山岳、○窩藏強盜、坐地分贓、以此巨富、民遭荼毒、
- * 『妙錦萬寶全書』土豪類・前段はほぼ同文である。文字の異同は下線部の通り。
…○某恃財勢、招聚惡黨、畜為爪牙、搏噬良民、…○某日乘高頭駿馬、夜臥龍鳳花牀、出入鄉村、烟銃火砲、仗此威權真如山嶽、大放肆志、猛如狼虎、…○倚山峙洞、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、
- * 『萬書淵海』『萬書萃錦』『積玉全書』土豪類・前段は『五車萬寶全書』とほぼ同じであるが、多少文字の異同がある。

…○威震如雷、勢熾赤天、男充縣學生員、契結郡邑顯宦、○某侍男充縣吏、勢挾職權、把持民訟、行移作弊、…○某仗此威勢、鵬翅亂舞、遮天蔽日、○威如虎兇、哮吼一聲、民驚膽碎、風聞四外、良善斂踪（『積玉』作跡）、○某倚仗刁豪、勢無敢敵、○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、○某日乘高頭駿馬、夜臥（『積玉』作歌）違制花牀、仗此威權、真如山嶽（『積玉』作岳）、…○窩藏強盜、坐地分贓、以此巨富、民遭荼毒、

*『全書備考』土豪類・前段も『五車萬寶全書』と同じであるが、より簡略になっている。

…○某侍男充縣吏、勢挾職（縣？）權、把持民訟、行移作弊、（○？）某倚仗刁豪、勢無敢敵、○倚山峙勢、肆惡張威、騙財害人、如狼似虎、

*『學海不求人』告奸豪類には、下記のような共通する文章が含まれている。

…親近府縣六房人等、濃交吏隸、預計后来、先防事發、但有告者、倚此威權轉如、虎翼展、鵬翅亂舞、漫天蔽日、…仗此威勢靠為山嶽、大放肆志、猛如虎狼、哮動吼一聲、民驚胆碎、声每插外、聞者威藏、…威振如雷、勢概若天、故着伊男、營充學、誇稱生員、近官說話、榮契鄉宦、購相往來、賄通囑託、…或着伊男營充縣吏、勢仗縣權、任由起例、把持民訟、動輒稟官行移作弊、概縣欽仰、皆從所轄、…占人田產土地、姦人妻小、殺人墳塚、事主可勘、窩藏強盜、坐地分贓、以此巨富、奸盜詐偽四犯俱全、民受陷溺、畏不敢言、…

【語意解】

- ① 「營充」：未詳。ただし「營」は『中日』「いとなむ、はかる、経営する」、「充」は『近代』「㊸假冒、冒充。㊹装作」。『中日』「㊺騙る、偽る。㊻装う、ふりをする」。とりあえずこれらの「充」の意味に従う。
- ② 「囑託」：『国字解』300「たのみなり」、502「たのむことなり」。
- ③ 「稟官行移」：『用語解』473 1「稟」＝「(1)人民より官庁へ差し出す文書。(2)下級機関から上級機関へ報告・上申・請願すること。…」。同 473 r「行移」＝「行文移牒の略語。すなわち官文書をもって照合する文のこと。…」。『国字解』32「移文を書きて申遣すことなり」、96「総じて官府と官府との間の文書を行移と云なり」、499「所司の申し遣すを行移と云なり」。
- ④ 「窩藏」：【5-5】参照。また『東川』「犯罪人ヲ止宿セシメ、之ヲ隱匿スルコトヲ謂フ」。
- ⑤ 「陷溺」：『諸橋』「虐げ苦しめる」

【現代語訳】

土豪問題（この項は大戸・富豪などを告発する際に通用できる）

- 1 某はもとより横暴さを頼んで法律に従わない。役所の官吏と結びつき、たがいに良民を食い物にし、寄りかかり合って（悪事を）隠蔽している。
- 2 某は財力と威勢を頼みに、流れ者や反逆者を引きこんで手先として養い、良民を食い物にしている。
- 3 某は詐偽の道に長け、奸徒や悪党どもをそそのかして家に引きこみ、用心棒としている。夜に集まり朝になると解散するなど、時を選ばず出没している。良民に害を与えることで一家を構えているのだ。
- 4 某は雷のごとく威勢を振るい、その炎は天にまで届くようである。彼の息子が県學に入ったとみせかけ、生員であると言いふらしている。官僚に近づいて話を通じ、郷紳と固く結びついている。経済的に融通し合って行き来し、賄賂を通じて請託をしている。

- 5 あるいは彼の息子を県吏に送りこみ①、県の権威を笠に着手に則例を作り、民間の訴訟を牛耳っている。ややもすれば（手をまわして上級から）文書を下させて悪事をなしている。（そのため）おおむね県がそれに従い、管轄部署の処置にまかせている。
- 6 某は六房（=役所）と親しく通じ、官吏と深く付き合っている。後々のことに配慮し、ことが発覚する前に手を打っている。公文書を棚上げにし、抑え込み、あるいは廃棄して通達させない②。
- 7 これによって威勢はいっそう加わり、虎が翼を広げ、鵬が羽を広げて乱舞するさまとなった。お天道様を覆い隠しているようなものである。
- 8 これによって権威はまことに虎兇のようになった。一声吠えれば、民は驚いて胆をつぶす。噂は一带に広がり、それを聞いた者は怖がって身を潜めている。
- 9 某は、昼は上等の駿馬に乗り、夜は龍鳳の飾りのついたベッドで寝んでいる。村里に出入りし、銃砲を打ちならしている。権威に頼るさまはまことにそびえたつ山の如く、好き放題にするさまは③、虎狼のごとく猛々しい。
- 10 某は狡猾、横暴で敵う者はいない。威勢は雷の如く響き渡り、意気は天を焦がすほどである。
- 11 山洞に住んでいるのをよいことに、悪事をほしいままにして威勢を張っている。財産をだまし取り、人を害すること虎狼のようだ。
- 12 人の土地をわが物とし、人の妻を姦淫し、人の墳墓を暴いている。これらは吟味すればわかることだ。強盗を家に住ませ、その場で稼ぎを山分けして、巨萬の富を築いている。姦・盗・詐・偽の四つの犯罪がそろっており、民は虐げ苦しめられている。

《訳注》

- ① 原文は「營充」であるが、他の類書では「營」のないものが多い。この「充」は文意から考えると前条と異なる意味を持つようである。本来の「充てる、あたる」の意味にとりたい。
- ② 原文は「捺（案伏）不行」で、「案伏」の二字は小字になっている。一方、『五車抜錦』は「捺（案状）不行」とする。文字は後者の方が適当であると思われるが、文意がわかりにくい。「捺」は『漢詞』に「㊦擱置、扣压」とあり、『近代』に「㊧扔、丟・㊨強忍、抑制。…㊩擦、扯・㊪擱置、扣压」とある。これらに従って解釈する。
- ③ 原文は「大放肆志」であるが、意味が通らない。『五車抜錦』『學海群玉』に従って「大放肆志」と改めて解釈する。

【原文】

【6-2】**鬪毆** 某專兇暴、習學拳棍、交結黨類、一呼百諾①、無不響應、○某專恃武勇、欺壓②平民、密交心腹狼黨、四路分截、如臂運指、莫敢或違、○兇惡挾讎張捕、身往某處、陡被邀截③、噉聲捉拿④、四路紛紛、多人圍遶、

【関連史料】

本項の第3条と内容の共通する文章が後段に入っている。より詳しい説明になっている。【7-2】参照。

* 『萬書萃寶』鬪毆類・前段は三条のうち前二条が共通し、下記の通り文字の異同がある。

…○某恃武勇、欺壓平民、密交心腹狼黨、四路分截、如臂使指、莫敢或違、…

- * 『五車拔錦』『學海群玉』 鬪毆類・前段は三条のうち前二条が同文。最後の一条はない。
- * 『萬書淵海』『萬書萃錦』 鬪毆類・前段は前二条が共通し、下記の通り文字の異同がある。
○某專兇暴、學習拳棍、交結黨類、一呼百諾、無不嚮應、○某恃武勇、欺壓平民、密交心腹狼黨、四路分截、如臂使指、莫敢或違、
- * 『妙錦萬寶全書』 鬪毆類・前段は前二条が同文である。
- * 『積玉全書』 鬪毆類・前段は三条のうち前二条が共通し、下記の通り文字の異同がある。
…○某專兇暴、學習拳棍、交結黨類、一呼百諾、無不嚮應、○某素恃武勇、欺壓平民、密交心腹狼黨、四路分截、如臂使指、莫敢或違、…
- * 『全書備考』 鬪毆類・前段には最初的一条のみがある。
…○某專兇暴、學拳棍、交結黨類、一呼百諾、無不響應、
- * 『五車萬寶全書』には「鬪毆」の項目自体がない。

【語意解】

- ① 「一呼百諾」：賀銘華主編『多功用成語典故辭典』（南海出版公司、一九九一年）「有钱有勢的人呼唤一声、很多手下人立刻答应」。
- ② 「欺壓」：『中日』「勢力を恃んで威圧する」。『近代』「欺負圧迫」。
- ③ 「邀截」：『国字解』351「さへぎりとむるなり」、722「をさへとむるなり」。
- ④ 「捉拿」：『国字解』599「からめとるなり」、同658「捉拏」も同じ。

【現代語訳】

暴力事件

- 1 某は凶暴をもっぱらにし、拳法や棒術を習得して悪党仲間と結びつき、一声呼びかければ呼応する者があまたである。
- 2 某はもっぱら暴力を恃んで平民を威圧している。ひそかに腹心の悪者どもに四方の道路を分断させている。そのさまは自分の腕や指を動かしているようなもので、命令に従わない者などいないのだ。
- 3 凶悪な連中が恨みを持って捕えようと思っていた。彼が某所に行こうとした際、にわかに道を遮られ、大声でからめとられてしまった。あたりは騒然として多くの人を取り囲んでいた。

【原文】

【6-3】**婚姻** 憑媒傳至某人某女・年庚・命紙①、與男婚配、兩家合吉、備用財禮、擇日鼓樂、送至伊家、隣里皆知、○憑媒說合②某人某女、與男納聘、結案③批回④、姻盟存証、為定向與盒禮⑤、節次⑥往來、無異思男長大、托媒婚娶、○憑媒娶到某人之女、經今過門、始因消乏⑦、不敢聲言、指望⑧結髮、生育我家、○**同姓為婚⑨**、中華之地、安敢同姓為婚、服須無序、姓則尚同、○**良賤成婚⑩**、良家子弟、無以賤僕為妻、賤僕之奴、怎與良人為配、○**服婦女某**、不幸夫故、痛極何堪、哀痛無門、望天上訴、○**姑舅成婚⑪**、姑舅兩姨、豈容相為匹配、堂姑姊妹⑫、安敢婚娶為親、○**喪孝成親**、作樂忘親、背服違條婚娶、不思乳哺、難容暴逆成親、○**匿服成婚**、頓犯喪親之律⑬、拋麻穿紫、豈應背服成親、○某女憑媒某人婚嫁某人為妻、當至伊家、貧如水洗、女將奩儀變賣⑭易盡、湊作本銀、助夫營運⑮、起積成家、

續置田業屋宇等項、奉待公姑、百年歸土、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』婚姻類・前段は共通する条文が多い。脱字と文字の異同がある条文は下記の通り。
…○憑媒説合某人・某女、與男納聘、姻盟存証、向礼交接、往来无異、○同姓為婚中華之地、豈敢同姓為婚、服雖无序、姓実？不異、○良賤成婚良豈配賤、僕敢婚良、○服婦不幸夫故、痛極失天、哀控無門、望光上訴、○姑舅成婚姑舅兩姨、豈容匹配、堂姑姊妹、安敢為親、○喪親或娶作樂忘親、背服違條、…○某女憑媒某嫁某為妻、當至伊家、貧如水洗、女將奩儀變賣、湊作本銀、助夫營運起家、續置田產・屋宇、奉待公婆、壽終、
- * 『五車拔錦』婚姻類・前段はほぼ同文である。脱字がある条文は下記の通り。
○憑媒傳至某人・某女・年庚・命紙、與男婚配、兩家合吉、備用財禮、擇日鼓樂、送至伊家、…○憑媒説合某人・某女、與男納聘、結案批回、姻盟存証、為定向與盒禮、節次往來無異、…
- * 『學海群玉』婚姻類・前段はほぼ同文である。脱字と文字の異同がある条文は下記の通り。
○憑媒傳至某人・某女・年庚・命紙、與男婚配、兩家合吉、備用財禮、擇日鼓樂、送至伊家、…○憑媒説合某人某女、與男納聘、結案批回、姻盟存証、為定向與盒禮、節次往來無異、…○某女憑媒某人婚嫁某人為妻、當至伊家、貧如水洗、女將嫁奩變賣易盡、湊作本銀、助夫營運、起積成家、續置田業・屋宇等項、奉待公姑、百年歸土、
- * 『萬書淵海』『積玉全書』『萬書萃錦』婚姻類・前段には『三台萬用』の記事を一部要約した七条がある。
…○憑媒説合某人某女、與男納聘、姻盟存証、向禮交接、往來無異、○同姓為婚中華之地、豈敢同姓為婚、服雖無序、姓實不異、○良賤成婚良豈配賤、僕敢婚良、○服婦不幸夫故、痛極失天、哀控無門、望光上訴、○姑舅成婚姑舅兩姨、豈容匹配、矧堂姑姊妹、安敢為婚、○喪親成娶作樂忘親、背服違條、…○某女憑媒某嫁某為妻、當至伊家、貧如水洗、女將奩儀變賣、湊作本銀、助夫營運、起家續置田產・屋宇、奉待公婆、壽終、
- * 『妙錦萬寶全書』婚姻類・後段はほぼ同文。脱字がある条文は下記の通り。
…○憑媒説合某人某女、與男納聘、結案批回、姻盟存証、為定向與盒禮、節次往來、無異、○…
- * 『全書備考』婚姻類・後段には『三台萬用』の一部と共通する表現、「思男長大、托媒婚娶」が含まれている。
- * 『學海不求人』同姓結親には共通する文章が含まれている。以下の通りである。
中華之地、安敢同姓為婚、服須无序、姓則尚同、何配良賤規及、豈容昏配、良婚賤妾、賤配良人、良家子女、法无以賤為妻、賤僕之奴、豈配良人為配、…姑舅兩姨、安許相為婚姻、堂姑姐妹、豈敢結嫁為親、…作樂忘親、背服■犯喪制、不思三年乳哺、難容暴逆成親、匿服成[女+?]、以犯喪親之律、拋麻穿紫、不應背服成親、…
- * 『五車萬寶全書』には「婚姻」の項目自体がない。

【語意解】

- ① 「命紙」：未詳。「名紙」の誤りであろうか。
- ② 「説合」：『近代』「❶從中介紹促成、撮合。多指男女情愛。❷調解、勸和」。
- ③ 「結案」：『中日』「事件を結了する（けりをつける）」、『漢詞』「結束案件。謂作判決或最終処理」。『福恵』「らくちやくのめやす」。

- ④ 「批回」：『中日』「指示を与えて却下する（こと）」、『漢詞』「糧物・人犯等送達時上級官府給的批示回文」。
- ⑤ 「盒禮」：『漢詞』「盒装的礼物」
- ⑥ 「節次」：『諸橋』「季節の折々をいふ」
- ⑦ 「消乏」：『漢詞』「①消減耗費。②貧乏；缺少。③疲倦」
- ⑧ 「指望」：『近代』「期望、指盼」。『中日』「①見込む(まれる)。頼りに思う」。
- ⑨ 「同姓爲婚」：【5-3】参照。
- ⑩ 「良賤爲婚」：【5-3】参照。
- ⑪ 「舅姑成婚」：【5-3】参照。
- ⑫ 「堂姑姊妹」：「堂姑」＝『東川』「父ノ従姉妹ヲ謂フ」。「姑姊妹」＝『国字解』202「ちちかたのもちたるむすめなり」。
- ⑬ 「頓犯喪親之律」：『大明律』戸律三に「居喪嫁娶」の規定がある。
- ⑭ 「變賣」：『国字解』233「うりて金にすることなり」、624「売しろかへたることなり」。『用語解』126 r「出売を變売という」、『明食』542「売って貨幣にかへることをいふ」。
- ⑮ 「營運」：『用語解』138 r「…商業・金融によって資産をマネージして増殖する行為を指す。…」など。

【現代語訳】

婚姻問題

- 1 仲人に頼んで、某人某女の生年月日などを書いた紙を届けさせ、息子と婚約を結ぶこととなった。両家は同意し、結婚に必要な資金や物品を取りそろえた。吉日を選んで音楽を演奏し、新婦は新郎の家に送り届けられた。このことは隣近所のみなが知っている。
- 2 仲人に頼んで、某人某女の仲を取り持ってもらい、息子とともに結納を贈った。しかし婚姻は整わず取りやめとなった。婚姻の約束①は証拠が残っている。そこで（両家は）折々に贈り物をし、節季に往来すると定めた。息子が成長したら仲人に頼んで結婚させる（という約束）に違ふことはないとした。
- 3 仲人に頼んで某人の娘を娶り、いままで結婚生活を続けている。はじめは経費のために、あえてお披露目はしなかった。成人の後を期待して我が家で育てたのである。
- 4 **同姓間の婚姻** 中華の地では同姓が結婚することなどあり得ないのだ。服喪の順序がなくなるのに、姓はなお同じだということになる。
- 5 **良賤が婚姻をおこなう** 良家の子弟が賤僕のを妻とすることはない。賤僕の奴がどうして良人と結婚できようか。
- 6 **喪に服している女性某** 不幸にも夫を失い、悲しみの極みにある。（それなのに）悲しみ悼む家とてなく、天を仰いで上訴してきた。
- 7 **姑舅が婚姻関係を結ぶ** 姑（父方のおば）と舅（母方のおじ）が婚姻関係を結ぶことなど許されないことだ。堂姑姊妹（父方の従姉妹の娘）の間で婚姻関係を結んで親類となることなどあり得ないことだ。
- 8 **服喪期間に婚姻をおこなう** 喪中に音楽を演奏して肉親を忘れ、喪に服さず法に違反して嫁取りをするなど、養育の恩を感じていないのである。無茶苦茶な婚姻は許し難い。

○9 喪中にあるのを隠して婚礼を行なうのは服喪の法を犯している。麻の衣を脱いで紫の着物を着るなど、喪中に婚礼を行なうべきではないのだ。

○10 某の娘は仲人某によって某人に嫁入りし、妻となった。新郎の家に行ってみると赤貧洗うが如くであった。嫁は持参財産をすべて売って資本金とし、夫を助けて資産の運用をおこない、利益を積み上げて一家をなした。続いて土地・屋敷などを買い、舅・姑に仕えて百歳で（長生きして）この世を去った。

《訳注》

① 不明の文字は『五車抜錦』『學海群玉』に従って「盟」として解釈する。

【原文】

【6-4】**姦情** 某素肆淫妬、不恤彝倫、内蒸^①既有醜聲、外亂又多蹟跡、○某性本■■■、滅絕天理、見人妻女姿色、輒動梟心姦占、○某恃富恣淫、千金不惜、○某日乘駿馬、夜歇雙妻、出入鄉村、威勢難敵、○人倫顛倒、不異禽獸、子蒸父妾、絕法無規、弟姦兄妻、罔欺^②律令^③、有此奸頑、不知楷式、（毀壞風俗）、

【関連史料】

* 『萬書萃寶』姦情類・前段には「某日乘駿馬…」以外の四条が含まれている。文字の脱落・異同は下記の通り。

…素肆淫妬、不恤彝倫、内蒸既有醜聲、外聞、○性本兇淫、滅絕天理、見人妻女姿色、輒動梟心奸占、○恃富恣淫、千金不惜、人倫填倒、不異禽獸、子蒸父妾、絕法無規、弟奸兄妻、罔欺律令、有此奸頑、敗壞風俗、

* 『五車抜錦』姦情類・前段は前四条と同文。文字の脱落・異同は下記の通り。

…○某姓本淫兇、滅絕天理、見人妻女姿色、輒動梟心姦占、○某恃富欲淫、千金不惜、…

* 『學海群玉』輒動梟心奸占となっている他は「姦情類・前段」とすべて同文。

* 『五車萬寶全書』『全書備考』には「姦情類」の項目自体がない。

* 『妙錦萬寶全書』姦情類・前段はすべて『三台萬用』と同文。■■■の文字は「淫兇」である。

* 『萬書淵海』『積玉全書』『萬書萃錦』姦情類・前段には全文を載せる。下記の通り、若干の文字の異同がある。

…○素肆淫妬、不恤彝倫、内蒸既有醜聲、外聞、○性本兇淫、滅絕天理、見人妻妾姿色、輒動梟心奸占、○恃富恣淫、千金不惜、人倫顛到、不異禽獸、子蒸父妾、絕法無規、弟姦（『積玉』作姦）兄妻、欺罔律令、有此奸頑、敗壞風俗、

以上により、原文■■■の文字は「淫兇」あるいは「兇淫」であることがわかる。

【語意解】

① 「蒸」：「烝」と通じる。『東川』「(二) 己ヨリ身分尊キ婦女ト私通スルコトヲ謂フ」

② 「罔欺」：『萬書淵海』などのように「欺罔」であれば『近代』「詐欺蒙蔽」、『中日』「隠す、ごまかす」。

③ 「子蒸父妾」「弟姦兄妻」：『大明律』刑律八に「親属相姦」の規定がある。

【現代語訳】

姦淫問題

- 1 某はもとよりほしいままに姦淫事件を引き起こし、道德規範を気に留めることはなかった。家内での乱れた性的関係がスキャンダルになっているだけでなく、家外での淫らな行為もあらわになっている。
- 2 某の本性はもとより淫乱で、天理のかけらもないほどである。人の妻や娘の容姿が優れているのを見れば、たけだけしい心を働かせてわが物にしようとする。
- 3 某は財力を頼みに姦淫をほしいままにし、千金も惜しまない。
- 4 某は、昼は駿馬に乗り、夜は二人の妻と寝ている。村里に出入りし、その威勢は敵う者がいない。
- 5 人倫にもとること、禽獣と異なるところがない。子が父の妾を犯し、まったく法規がないがしろにしている。弟が兄の妻を犯し、律令をごまかしている。このような悪辣な行為は何を手本としているのか①。風紀を破壊するものである。

《訳注》

- ① 原文は「不知楷式」であるが、この四字が抜けている類書もある。文意から言えない方が意味が通じやすいが、ここでは原文に従う。

【原文】

【6-5】**戸口** 某素叨方畧、拐騙人財、誘男女如餌鳶魚、鬻人民如變鷄犬、○某割人父子、而吳越異地、拆人夫婦、而夷夏殊方、剝人心上肉、鑿已眼前瘡、鄉邑著聞、生民受害、○某有男女、年方幾歲、無故出逃、當時跟訪、係某收留、叫明地方、衆証明白、○收留迷失、在家宿占為（妻妾）、轉行畧賣、窩藏軍民匠籍①、○賦役雖憑戶籍、人丁豈容隱藏、○田土屬大明之業、人丁係國役之徒、普天王土、率土王民②、丁糧里役、理在一均、○無後為大、應當立繼親枝、乞養義男③、宗派豈容紊亂、○同宗乏嗣、理宜繼立傳家、別姓之人、難容插入奪產、○木上寄生、枝葉終須各異、同枝根植、理當繼立向疎、○外來異子、無從插入在家、遠葉親兒、賤物④如何作子、○人以正道為格⑤、心以理性為端、假降邪神、惑人心于魍魎、扶鑾禱聖、搨世俗於崇邪、○自號端公、演閃⑥民間弊病、妄稱太保、假能驅鬼除邪、○**僧家**、彌勒佛白蓮社・左道亂正・明尊教・白雲宗、[口+扇]惑人心、○**道士**、書符呪水、鳴鑼擊鼓降神、圖像燒香、夜聚曉散崇術、○奸黨無知、妄作窩藏外郡、**軍民匠籍**、異樣奸人、充為義男、習學武藝、○某專倚威勢、譏拐人財、買販人口、良家子女、被陷為奴、視此可憐、心吁墮泪、○為犯法已問充軍⑦、使奸計私逃軍所、埋名改姓、冒詐為民、

【関連史料】

* 『萬書萃寶』戸口類・前段には同文が含まれる。文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。

某素叨方畧、拐騙人財、誘男女若餌鳶魚、鬻人民如變鷄犬、○某有男女、年方幾歲、无故出逃、當跟訪、係某收留、投明地方、衆証明白、○某割人父子、若吳越異地、拆人夫婦、等夷夏殊方、剝伊心上肉、医已眼前瘡、鄉邑著聞、生民受害、○收留迷失子女、在家宿占、恃為妻妾、…○田土盡屬大明之業、人丁係国役之徒、普天王土、率土王臣、丁糧里役、理在一均、…○(本上)寄生枝葉、終須各異、同枝根植、分當繼立何疎、○**師巫邪術**、人以正道為格、心以理情為端、假降邪神、惑人魍魎、扶鑾禱聖、搨倍の立→ソ+エ崇巫、○自號端公、演閃民間弊、妄稱太保、假能驅鬼崇邪、○**僧家**、彌勒佛白蓮社・左道乱正・明尊教・白雲宗、[口+扇]惑人心、○**道家**、書符呪水、鳴鑼擊鼓降神、圖像燒香、夜聚曉

散崇術、○奸黨無知、妄作窩藏外郡、○軍民匠籍、異様奸人、充為義男、習學武藝、○某專倚威勢、[言+啜-口]拐人財、買販人口、良家子女、被陷為奴、視此可憐、心吁墮泪、○犯法問軍、奸計私逃衛所、埋名改姓（詐民）、

*『五車拔錦』戸口類・前段には「○人以正道…」の条と最後の二条以外の共通する条文がある。文字に脱落・異同がある条文は下記の通り。

…○某割人父子、而吳越異地、拆人夫婦、而夷夏殊方、剗人心上肉、醫已眼前瘡、鄉邑著聞、生民受害、…○收留迷失子女、在家宿占為（妻妾）、轉行畧賣、…○田土屬大明之業、人丁係國役之徒、普天王土、率地王民、丁糧里役、理在一均、○立嫡、無後為大、應當立繼親枝、乞養義男、宗派豈容紊亂、…○外來異子、無從插入在家、遠棄親兒、賤物如何作子、○僧家、彌勒佛白蓮社・左道亂正・明尊教・白雲、[口+扇]惑人心、…○奸黨無知妄作、窩藏外郡、○軍民匠籍、異様奸人、充為義男、習學武藝、

*『學海群玉』戸口類・前段はほぼ同じであるが、文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。

…○收留迷失女子、在家宿占為妻妾、轉行畧賣、○賦役雖憑戶籍、人丁豈容引藏、…○立繼、無後為大、應當立繼親枝、乞養義男、宗派豈容紊亂、…○本上寄生枝葉、終須各異、同枝根植、理當繼立何疎、○外來異子、無從插入在家、遠棄親兒、賤物如何作子、○師巫邪術、人以正道為格、心以理性為端、假降邪神、惑人心于魍魎、扶鸞禱聖、搦世俗於崇邪、…○奸黨無知、妄作窩藏外郡、○軍民匠籍、異様奸人、充為義男、習學武藝、○某專倚威勢、[言+輟-車]拐人財、買販人口、良家子女、被陷為奴、親此可憐、心吁墮泪、…

*『五車萬寶全書』戸口類・前段はほぼ同じであるが、文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。

某素叨荒掠、拐騙人財、誘男女若餌鳶魚、鬻人民如變鷄犬、○某有男女、年方幾歲、无故出逃、當跟訪、係某收留、投明地方、衆証明白、○某割人父子、若吳越異地、拆人夫婦等、夷夏殊方、剗伊心上肉、醫已眼前瘡、鄉邑著聞、生民受害、○收留迷失、在家宿占、恃為妻妾、○賦役難憑戶籍、人丁豈容隱藏、…○田土盡屬大明之業、人丁係國役之徒、普天王土、率土王臣、丁糧里役、理惟一均、…○同宗乏嗣、理宜繼立傳家、乞養義男、宗派豈容紊亂、○(本上)寄生枝葉、終頃各異、同枝根植、分當繼立何疎、○師?巫邪術、人以正道為格、心以理情為端、假降邪神、惑人魍魎、扶鸞禱聖、搦俗崇巫、○自號端公、演閃民間情弊、妄稱太保、假能驅鬼崇邪、○僧家彌勒佛白蓮社・左道亂正・明尊教・白雲宗、[口+扇]惑人心、○道家、書符呪水、鳴鑼擊鼓降神、圖像燒香、夜聚曉散崇術、○奸黨無知、妄作窩藏外郡、○軍民匠籍、異様奸人、充為義男、習學武藝、○某專倚詭計、[言+輟-車]拐人財、買販人口、良家子女、被陷為奴、視此可憐、心吁墮淚、○犯此問軍、奸計私逃衛所、埋名改姓、詐稱異省人役、

*『萬書淵海』『萬書萃錦』戸口類・前段はほぼ同じである。文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。

某素叨方畧、拐騙人財、誘男女若餌鳶魚、鬻人民如變鷄犬、○某有男女、年方幾歲、無故出逃、當跟訪、係某收留、投明地方、衆証明白、○某割人父子、若吳越異地、拆人夫婦、等夷夏殊方、剗伊心上肉、醫已眼前瘡、鄉邑著聞、生民受害、○收留迷失女子、在家宿占、恃為妻妾、…○田土盡屬大明之業、人丁係國役之徒、普天王土、率土王臣、丁糧里役、理在一均、…○同宗乏嗣、理宜繼立傳家、乞養義男、宗派豈容紊亂、○(本宗)寄生枝葉、終頃各異、同枝根植、分當緒立何疎、○師巫邪術、人以正道為格、心以理情為端緒、假降邪神、惑人魍魎、扶鸞禱聖、搦俗崇巫、○自號端公、演閃民間情弊、妄稱太保、假能驅鬼崇邪、○僧家彌勒佛白蓮社・左道亂正・明尊教・白雲宗、煽惑人心、○道衆（『萃錦』作家）、書符呪水、鳴鑼擊鼓降神、圖像燒香、夜聚曉散崇術、○奸黨無知、妄作窩藏外郡、○軍民匠籍

(『萃錦』無困線)、異様奸人、充為義男、習學武藝、○某專倚詭計、掇拐人財、買販人口、良家子女、被陷為奴、視此可憐、心吁墮泪、○犯法問軍、奸計私逃衛所、埋名改姓詐民、

* 『妙錦萬寶全書』戸口類・前段はほぼ同じであるが、文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。

…○收留迷失子女、在家宿占為(妻妾)、轉行畧賣、○…○立繼、無後為大、應當立繼親枝、乞養義男、宗派豈容紊亂、…○木上寄生、枝葉終須各異、同枝根植、理當繼立何疎、○外來異子、無從插入在家、遠棄親兒、賤物如何作子、○師巫邪術、人以正道為格、心以理性為端、假降邪神、惑人心于魍魎、扶鸞禱聖、搦世俗於崇邪、…○奸党无知、妄作窩藏外郡、○軍民匠籍、異様奸人、充為義男、習學武藝、

* 『積玉全書』戸口類・前段はほぼ同じであるが、文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。

某素叨方畧、拐騙人財、誘男女若餌鳶魚、鬻人民如變鷄犬、○某有男女、年方幾歲、無故出逃、當跟訪、係某收留、投明地方、衆証明白、○某割人父子、若吳越異地、拆人夫婦、等夷夏殊方、剝人心上肉、醫已眼前瘡、鄉邑著聞、生民受害、○收留迷失女子、在家宿占、収為妻妾、…○田土盡属大明之業、人丁係國役之徒、普天王土、率土王臣、丁粮里役、理在一均、…○同宗乏嗣、理宜繼立傳家、乞養義男、宗派豈容紊亂、○(本宗)寄生枝葉、終須各異、同枝根植、分當緒立何疎、○師巫邪術、人以正道為格、心以理情為端緒、假降邪神、惑人魍魎、扶鸞禱聖、搦俗崇巫、○自號端公、演閃民間弊、妄稱太保、假能驅鬼崇邪、○僧家、彌勒佛白蓮・左道亂正・明尊・白雲宗、煽惑人心、○道家、書符呪水、鳴鑼擊鼓降神、圖像燒香、夜聚曉散崇術、○奸黨無知、妄作窩藏外郡、○軍民匠籍、異様奸人、充為義男、習學武藝、○某專倚詭計、掇拐人財、買販人口、良家子女、被陷為奴、視此可憐、心吁墮淚、○犯法問軍、奸計私逃衛所、埋名改姓詐民、

* 『學海不求人』師巫邪術に下記の共通する文章が含まれている。

人以正道為格、心以性理為本、假降邪神、惑人心於魍魎、扶鸞禱聖、[口+扇]世俗以崇邪、自號端公、演閃民間弊病、妄稱太保、假能法鬼、禱修彌勒佛白蓮社・左道亂正・明尊教・白雲宗、扇惑人民、書符呪水、鳴鑼擊鼓降神、圖像燒香、夜聚曉散崇術、…

* 『全書備考』には「戸口類」の項目自体がない。

【語意解】

- ① 「匠籍」:『国字解』65「匠は諸細工人なり。是も戸籍もと別なり」。
- ② 「普天王土、率土王民」:『孟子』万章章句「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王民」。
- ③ 「義男」:『国字解』673「こぶんのものなり。養子には非ず」。「義子」=『東川』「養子ノ一種。恩惠的ニ異姓ノ子弟ヲ養ヒテ己ノ子ト為ス者ヲイフ。」
- ④ 「賤物」:『中日』「安価なもの、安っぽいもの」
- ⑤ 「○人以正道…○自號端公、…○僧家彌勒佛白蓮社、…○道士書符呪水、…」の四条については『大明律』禮律一に規定がある。なお「扶鸞」については、『国字解』270は「くちよせなり」とするが、「鸞」=「鸞」とすれば「扶乩」の意味。『用語解』4181では「占いの一種で、…」とする。
- ⑥ 「演閃」:未詳。ただし「演」には『近代』「㊸糊弄、迷惑」の意味があり、「閃」には『近代』「㊹害、捉弄」、『中日』「㊺袖にする、欺く」などの意味がある。
- ⑦ 「充軍」:『中日』:「旧時の流刑で、僻遠の地の兵營で苦役につかせること」。『国字解』15などに詳しい解釈がある。

【現代語訳】

戸口問題

- 1 某はもとより策略に長けており、人をかどわかし、財産をだまし取っている。男女を誘拐するときは鳥や魚に餌を与えるかのようで、人民を売り飛ばすときは鶏や犬を売るかのごとくである。
- 2 某は父子の間を裂いて呉と越のような関係にさせ、夫婦の仲を裂いて蛮族と中華のような関係にさせた。人の心臓の肉をえぐって、己の眼前のできものを治療するなど、(その行為は)村中に知れ渡り、人々は害を被っている。
- 3 某には息子と娘があり、年齢が幾歳になったときに、理由もなく家を飛び出した。その時探したところ、某が家に留め置いていた。村役人に究明させれば①、多くの証拠が明白になる。
- 4 行方不明(の女子②)を家に留め置き、妻妾にしていた。さらに彼女らを売り払って軍・民・匠籍の家に匿していた。
- 5 賦役(の徴発)は戸籍に頼るものだが、人丁を隠しておくことなど許されないのだ。
- 6 田土は明らかに国家の所有物であり、人丁は国家の賦役のための人員である。「普天の下の王土、率土の果てまでの王民」であり、税と役はすべて平等であるべきである。
- 7 後継ぎがないのは重大事であり、一族から後継ぎを立てるべきである。異姓の養子を入れていたとしても、宗族秩序が乱れるのを許すべきではない。
- 8 一族内で後継ぎになる人がいない場合でも、後継ぎを立てて家を伝えるのが筋であるが、別姓の人が入りこんで家産を奪うのは認めがたい。
- 9 木とそれに寄生している木では、枝葉はついには異なるものとなる。同じ木の枝を接ぎ木すれば理にかなない、末端が疎遠になることはない③。
- 10 よそ者の異姓の子を家に引き入れる方法はなく、遠い親戚の子であっても安物(奴僕のような賤しい者?)は養子にすべきではない。
- 11 人は正道を基準とすべきだし、心は理性を正しくすべきである。それなのにでたらめに邪神を呼び寄せたとして人心を惑わし、扶乩をおこなって聖人を勧請したとして、世俗の者を煽って邪教を崇拜させている④。
- 12 自ら端公と号し、民間に悪弊を拡散している。みだりに太保と称し、悪鬼を払うことができ、邪気を除くことができると偽っている。
- 13 **僧家** 彌勒佛、白蓮社、左道の亂正の術、明尊教、白雲宗は人心を惑わしている。
- 14 **道士** お札を書き、加持香水を作り、銅鑼や太鼓を打ち鳴らして神降ろしをしている。神の凶像を描き、香を焚き、夜に集まり朝に解散して妖術をあがめている。
- 15 無知な悪党どもはみだりに(盜賊を)外郡にかくまっている⑤。
- 16 軍・民・匠籍にある異様な悪人どもが義子とし、武芸を習わせている。
- 17 某はその威勢によって、人や財産をだまし取り、人を売り払っている。良家の子女がその手に落ちて奴婢にされている。これを見れば哀れで、心は嘆き涙が流れる。
- 18 法を犯したために充軍の罪に問われたが、姦計を用いて衛所⑥から逃げ、姓名を偽って一般の民となっている。

《訳注》

- ① 原文は「叫(?)明」で不明瞭である。『五車萬寶全書』『萬書淵海』などに従って「投明」としても

よくわからない。ここでは「叫」を使役の意味にとる。

- ② ここは『五車抜錦』『萬書萃寶』『萬書淵海』などに従って「収留迷失女子」と補う方がわかりやすい。ただし『妙錦萬寶全書』は「子女」であり、『大明律』の規定でも「収留迷失子女」である。
- ③ この部分には文字の異同が多い。原文は「理當繼立向疎」であるが、「何」とすれば逆の意味になる。とりあえず文意の通りやすい方向で解釈する。
- ④ 小川陽一氏のご教示によれば、いわゆる「邪教」に関する記述については澤田瑞穂校注『破邪詳辨』（道教刊行会、一九七二年）に詳しく解説されている。
- ⑤ この一条は『五車抜錦』『萬書萃寶』『萬書淵海』などでは二条に分けている。○が抜けているものと考え、これらに従う。ただ○15は短すぎて戸口の項に分類されている理由がわからない。あるいは脱字があるのであろうか。「窩藏」の意味については前掲【5-5】語彙解⑥および【6-1】参照。
- ⑥ 原文は「軍所」であるが、他の類書に従い「衛所」と改める。

【原文】

【6-6】**錢債田産** 某平素不仁為富、非義害民、粧點①圈[口+套]②、強奪孤兒之業、打成草稿③、單占釐婦之産、○某乘人危迫、虚錢實契④以成交⑤、利人孤孀、千較百計以尃？騙、割衆肥己、天人共惡、○某承祖田園、續置産業、今與某人、地土相連、本家傳業、一向無異、○某續置山園、有契存証、稅粮在戸、過割⑥解納、種作租苗、自無前異、保簿⑦・字號・四字可查、○縁有土地、本家經業、荒洲荒岸、用工開墾、廣費資財、挑擔砂土、堆築堤圍、栽種樹木、工作累年、方得成收、告官起科⑧、類年解稅、○祖代墳山、向與相連、素無過混、祖傳父襲、已承三代、受管無異、○天地之間、物各有主、大明⑨田地、稅契⑩為憑、承祖田園、奸徒無由盜賣⑪、本戸稅粮乞查、便（知見）明白、○某父手置買田産若干、坐落地名某處、與惡某業相連、屢謀成片未遂、闕父出外身單、○朝廷國課、水利為本、原塘⑫經業保簿字號、稅係若干、向自洪武丈量額業、同納稅粮、傳業無異、積水澆灌、夏秋乾旱、○某家蓄千丁、庫貯萬鎰、放債違禁以取利、挾勢磊算以剝民、只顧己富、不恤他瘠、○土豪非法、百計害人、私債車算、滾估家業、蓄積巨富、財多勢大、致壓鄉人、做造違禁、房屋異勝皇宮殿閣、○某極富極豪、至奸至詐、拘取私債、動經捉鎖私獄、禁追吊打逼取、准賣兒女、更改為奴、田産基屋、任從變賣、○富豪大戸、專一放債、滾估小民、騙財溢債、違禁起利、竹節重算、利上生利、展轉換約、利本加混、轉作新借、原借一文、轉加倍還、○凡物有主、彼此掌管有田、凡業有稅、必須輸粮解納、○業山養木、為納本土之需、強徒毀伐、不當暗害⑬損人、○耕鋤苦力、克勤種菜植蔬、盜竊難容、非理盡被踐踏、○農心苦力、始因田地輸差、種作艱難、多為土粮稅解、○種果栽桑、變解本土之差、豈容盜竊、枉自⑭虐勞農力、○墳塋碑石、標（標？）祖傳于後人、詎料奸徒非法、故行打毀、○奸徒蹈法、打毀祖立碑石、似此為非、尤勝毀人墳墓、○碣石費財、用功成于填⑮水、防秋備旱、誠為國課救民、○極刁奸惡、墾毀私通船載家奉神主、概被打毀如泥、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』 錢債田産・前段には同じ条文が含まれる。文字の脱落・異同がある条文は下記の通り。
為富不仁、非義害民、粧點圈[口+套]、強奪孤兒之業、裁成草稿、單占釐婦之産、○乘人危迫、虚錢實契以成交、利人孤孀、千計百較以局騙、割衆肥己、天人共惡、○某承祖田園、續置産業、今與某地土

相連、本家傳業、一向無異、○某續置山園、有契存証、稅糧在戶、過割解納、種作租苗、自无一異、保簿・字號・四字可查、緣有地土、本家經業、荒洲荒岸、用工開墾、廣費資財、挑擔砂土、堆築堤圍、栽種樹木、工作累年、方得成放、告官起科、累計解稅、○祖代墳山、向與相連、素無過混、祖傳父襲、已承三代、管照無異、○天壤之間、物各有主、大明田地、稅契為憑、承祖田園、奸徒無由盜賣、本戶稅糧乞查、便知明白、○某父手置買田產若干、坐落某處、與惡某業相連、屢謀成片未遂、瞰父出外身單、…○朝廷國稅、水利為本、原塘經業、保簿可查、稅係若干、向自丈量、額納稅糧、傳業無異、夏秋乾旱、積水澆灌、○某家畜千丁、庫貯萬鎰、放債違禁以取利、挾勢磊算以剝民、只圖已富、不恤伊瘠、○土豪勢熾、私債車算、滾估家業、蓄積巨富、○拘取私財、動經捉鎖私獄、吊打監追逼取、進？賣兒女、更改為奴、田產物業、任從貨賣、○富豪大戶、專一放債、滾估小民、違禁起利、剝民膏脂、○凡物有主、彼此掌管、奸徒心狼、計在吞占、○業山蓋木、為納本土之需、強徒毀伐、豈應暗害傷人、○耕鋤苦力、克勤種菜植蔬、盜竊情苦、肆志盡將踐踏、○種果栽桑、變解本土之差、豈容盜竊、枉自虛勞農力、墳塋碑石、標祖傳于後人、詎料奸徒、故行打毀、

* 『五車拔錦』 錢債田產・前段は前半部分「○富豪大戶」の条までが共通である。文字に脱落・異同がある条文は下記の通り。

…○緣有田土、本家經業、荒洲荒岸、用工開墾、廣費資財、挑擔砂土、堆起四圍、栽種樹木、工作累年、方得成收、告官起科、累年解稅、…○土豪非法、百計害人、私債車算、滾估家業、蓄積巨富、財多勢大、致壓鄉人、…○富豪大戶、專一放債、滾估小民、騙財溢債、違禁起利、竹節重算、利上生利、展轉換約、利本加混、轉作新、原借一文、轉加倍還、

* 『學海群玉』 錢債田產・前段はほとんど同文であるが、文字の脱落・異同がある条文は以下の通り。

…○某承祖田園、續置產業、今與某人土地相連、本家傳業、一向無異、…○緣有土地、本家經業、荒洲荒岸、用工開墾、廣費資財、扯擔砂土、堆築堤圍、栽種樹木、工作累年、方得成收、告官起科、類年解稅、…○天地之間、物各有主、大明田地、稅契為憑、承祖田園、奸徒無由盜賣、本戶稅糧乞查、便見明白、…○土豪非法、百計害人、私債車算、滾估家業、蓄積巨富、財多勢大、致壓鄉人、…○富豪大戶、專一放債、磊算小民、騙財溢債、違禁車例、竹節重算、利上生利、展轉換約、利本加混、且作新借、原借一文、轉加倍還、…

* 『妙錦萬寶全書』 錢債田產類・前段はほとんど同文であるが、文字の脱落・異同がある条文は以下の通り。

…○某乘人危迫、虛錢實契以成交、利人孤懦人、千較百計以斂？騙、割衆肥己、天人共惡、…○土豪非法、百計害人、私債車算、滾估家業、蓄積巨富、財多勢大、致壓鄉人、○…○墳塋碑石、標祖傳于後人、詎料奸徒非法、故行打毀、

* 『積玉全書』『萬書萃錦』 錢債田土類・前段にはかなり多くの条文が載せられている。『三台万用』と共通する条文で、文字に脱落・異同があるものは下記の通り。

為富不仁、非義害民、粧點圈套、強奪孤兒之業、裁成草稿、單占釐（『萃錦』作釐）婦之田（『萃錦』作產）、○乘人危迫、虛錢實契以成交、利人孤懦、千較百計以局騙、割衆肥己、天人共惡、○某承祖田園、續置產業、今與某地土相連、本家傳業、一向無異、○某重置山園、有契存証、稅糧在戶、過割解納、種作租苗、自无一異、保簿・字號・四字可查、緣有地土、本家經業、荒洲荒岸、用工開墾、廣費資財（『萃錦』作資）財、挑擔砂土、堆築堤圍、栽種樹木、工作累年、方得成放、告官起科、類經解稅、…○天壤之間、物各有主、大明田地、稅契為憑、承祖田園、奸徒無由盜賣、本戶稅糧乞查、便知明白、

○某父手置買田産若干、坐落某處、與某業相連、屢謀成片未遂、闕(『萃錦』作瞰)父出外身單、…○朝廷國稅、水利為本、原塘經業保簿可查、稅係若干、向自丈量額納稅糧、傳業無異、夏秋乾旱、積水澆灌、○某家畜千丁、庫貯萬鎰、放債違禁以取利、挾勢磊算以剝民、只圖已富、不恤伊瘠、○土豪勢熾、私債車算、滾估家業、蓄積巨富、○拘取私債、動經捉鎖私獄、吊打監追逼取、準賣兒女、更改有奴、田產物業、任從貨賣、○富豪大戶、專一放債、滾估小民、違禁起利、剝民膏脂、○凡物有主、彼此掌管、奸徒心狼、計在吞占、○業山蓄木、為納本土之需、強徒毀伐、豈應暗害傷人、○耕鋤苦力、克勤種菜植蔬、盜竊情苦肆志、盡將踐踏、…○種果栽桑、變解本土之差、豈容盜竊、枉自虐勞農力、墳塋碑石、標祖傳於(『萃錦』作于)後人、詎料奸徒故行打毀、…

*『學海不求人』「漲塞池塘」「豪勢錢債類」の項には下記のような共通条文が含まれている。

「漲塞池塘」：朝廷國課、水利為本、原塘經業保簿字號、稅係若干、向自洪武丈量額業、同納稅糧、傳業無異、積水澆灌、夏秋乾旱、…

「豪勢錢債類」：…富豪大戶、專一放債、滾估小民、騙財溢積、違禁起利、竹節重算、利上生利、展轉換約、…利本加混、轉作新借、原借一文、轉加倍還、…

*『五車萬寶全書』『萬書淵海』『全書備考』には「錢債田産」の項目自体がない。

【語意解】

- ① 「粧點」：『漢詞』「①梳粧打扮、②粧飾点綴、③渲染敷衍」。『近代』「①裝飾布置。②粉飾。③張揚、渲染。
- ② 「圈[口+套]」：『中日』「圈套」＝「罟、策略」
- ③ 「草稿」：『漢詞』「②喻指念头、主意」。『近代』「②比喻算盤。」
- ④ 「虛錢實契」：『国字解』189「手形ばかりやりて代物はやらぬなり」。『中日』「実際には金銭の樹授受なく、あたかも金銭の授受があったように作られた契約書」
- ⑤ 「成交」：『漢詞』「売買做成、交易成功」。
- ⑥ 「過割」：『用語解』172 r 「不動産証書や土地台帳あるいは記名式の有価証券などの所有名義を改めること」、同 462 1 も同じ。『中法』「旧時土地売買、典當或贈与所弁的過戸轉移產權的手続。過是過戸、權利由売戸轉移到買戸。割是割糧、納稅義務也由売戸轉移到買戸。…過割情況要登記于国家土地冊。売主已轉移土地權利、買主不尽納稅義務、受法律制裁」。
- ⑦ 「保簿」：未詳。「保伍帳」のことか。『用語解』76 1 「(南宋の保伍法の項) 地域によっては保伍帳を置いて、人戸に田産の畝角数目・土風・水色・坐落・苗税を申告させ、…」。
- ⑧ 「起科」『国字解』679「民間起科とは、とりのかかりていまだ収納のすまぬを云なり。起科は、とりかを付ることなり」。『用語解』45 1・『明食』55「課税すること」。
- ⑨ 「大明」：『漢詞』「…④君主」
- ⑩ 「税契」：『用語解』139 r 「土地家屋、さらに家畜(ときに人身)の売買契約の成立後、牙人を介して官庁にこれを届け出、その時に収める契約税のこと。…」、『明食』203 も同じ。
- ⑪ 「塘」：『用語解』146 r 「…元々堤防を意味する語であるが、後に派生して水路(…)や溜池(…)を意味するようにもなった。また、湿地の意としても用いられ、…」。しかしこの条の文意とは合わない。おそらく圩田を意味するのであろう。
- ⑫ 「暗害」：『中日』「陰謀を用いて他人を陥れる」
- ⑬ 「枉自」：『漢詞』「徒然、白白地」

- ⑭ 「埧（音はク）」あるいは「[土+貝]（音はハイ）」：『諸橋』は別字とする。いずれにも「つつみ」の意味があるが、後者には「せき」の意味もある。

【現代語訳】

借金、土地問題

- 1 某は日ごろ仁徳なくして金持ちになり、不当に民に損害を与えた。ごまかして畏にはめ、孤児の財産を強奪した。計略をめぐらせ①下書きを作り、寡婦の財産をわが物とした。
- 2 某は人の危難に乗じて、金銭の授受がない契約書で取引が成立したとした。孤児・弱者のためであるとして②、あらゆる計略を尽くして財産を騙し取った③。人々の財物を奪って自分の懐を肥やすなど、天・人ともに憎むところである。
- 3 某は祖先の田園を継承し、さらに土地を買い増した。いま某人と土地の境界が連なっているが、(これも) 当家伝来の土地であり、これまでずっとそうだったという。
- 4 某はさらに山の畑を買い増したが、それは契約書などの証拠がある。税糧はその家が納めていたが、名義が代わっても納めさせた。そこでは課税対象の作物を栽培しており、以前と何の変わりもなかった。保簿・屋号・四字（四至・字号か）は調べ（れば明らかに）することができる。
- 5 該家が管理している土地なので、川沿いの荒れ地を開墾し、資財をつぎこんで砂を運び、堤防を築いて樹木を植えた。何年も作業を続けてようやく収穫物を得ることができるようになった。官司に申請して税を納めることとし、連年納入してきた。
- 6 先祖代々の墓地は境界が連なっており、もとより（所有権の）混乱などはない。父祖の土地の継承はすでに三代を数え、維持管理に変化はない。
- 7 天地の間、物にはそれぞれ所有者がある。皇帝の田地（の占有者）は売買契約税（の登記）を根拠にしている。伝来の田地を悪人が理由もなく盗んで売ったのである。当戸の税糧は調査していただきたい。すぐに明白な事実がわかるであろう。
- 8 某の父はみずから田産若干を買い、地名は某処であった。その土地は悪人某の土地と連なっており、彼はしばしば一続きの自分の土地にしようと企んでいたが果たせなかった。父は外出して一人になった④。
- 9 朝廷の税は水利を根本としている。もとの圩田は、管理者・保簿・字号（が明確で）、税は若干である。さきに洪武帝の丈量によって徴収額が決められてより、同じ税糧を納めてきたので、伝来の土地と変わりはない。水を貯めて灌漑し、夏・秋には乾いていた。
- 10 某は家に多数の男どもを養っており、倉庫は溢れている。違法な金貸しをして利益をあげ、威勢をかさに来て謀略を重ね、民を搾取している。己の富を考えるばかりで他人の痛みを憐れむことはない。
- 11 土豪は無法行為をはたらき、手立てを尽くして人に損害を与えている。貸した金は車で計るほど多額になり、家の土地を転がして利益をあげている。巨富をたくわえ、財産は多く勢力は大きい。郷里の人を圧迫して違反行為をおこなっている。その住まいの豪華さは皇帝の宮殿どころではない。
- 12 某は豪富を極めており、腹黒いことこの上ない。人を拘束して財産を取りあげている。ときには私設の監獄に閉じ込め、監禁してつるしあげることで財産を出させた。子女を売

ることを認めさせて奴婢とした。土地や建物は勝手に売り払って金に換えるにまかせた。

- 13 富豪・大戸はもっぱら金貸しに励んでいる。小民に転貸して財産をだまし取り、貸金が溢れるほどである。違法な利息を取り、竹の節が積み重なるように利息が利息を生む。次々と契約を換え、元本が混じり合い、さらに新しい貸金とする。元は一文を借りたとしても倍返しを繰り返すことになるのだ。
- 14 すべての物には所有主があってそれぞれが管理している。すべての土地には税がかかり、税糧を納入しなければならない。
- 15 山を持ち林業をおこなって、該地の需要に応じている。力の強い連中が木を伐採するなど、不当にも陰謀によって人を陥れている。
- 16 農業は労苦であり、勤勉に働いて野菜を栽培していた。それを盗むなど許されることではない。(努力が) 無法に踏みにじられてしまうのだ。
- 17 農民は辛苦して、ようやく農地ごとに賦役を納める。農作業は苦しいが、その土地の税糧を納めている。
- 18 果樹を作り桑を育て、それによって該地の賦役を納める。その作物を盗むなど許されることではない。むざむざ農民の労働をむなしくすることになるのだ。
- 19 墓地の碑石を刻むのは祖先から後世の人に伝えるしるしである。悪党が無法にもこれを破壊するなど、まったく思いもよらないことだ。
- 20 悪党が法を踏みにじり、祖先が立てた石碑を打ち壊した。このような無法行為は墳墓を破壊するよりもとりわけひどいことである。
- 21 石碑を作るのに費用を使い、労力をつぎ込んで貯水工事に成功したという。秋の旱害に備え、また旱害を防ぐことは、国の税金で民を救うことである。
- 22 自家用の船に載せて祭っている位牌を極悪人どもが破壊した。(位牌は) すべて打ち壊されて泥のようになってしまった。

《訳注》

- ① 原文は「打成」だが、『萬書萃寶』などの「裁成」の方がわかりやすい。『中日』「方法を講じて完成する」。『漢詞』「①裁剪制成、②編成而成」。
- ② 『三台萬用』の「入」は衍字あるいは「人」の誤りだと思われる。『五車抜錦』『萬書萃寶』『學海群玉』『妙錦萬寶全書』『積玉全書』『萬書萃錦』に従って「利人孤儒」あるいは「利孤儒人」として解釈する。
- ③ 原文の「尃」のような文字は『五車抜錦』『學海群玉』『妙錦萬寶全書』も同じであるが、未詳。「尃」であるとすれば『中日』に「ほらをふく」といった意味がある。一方、『萬書萃寶』『積玉全書』『萬書萃錦』では「局」とされており、「局騙」ならば『漢詞』「謂設置圈套行騙」、『中日』「からくりをして人をだます」という意味になる。
- ④ この一文は完結していない。同じ文が【7-6】にあるので、あるいはこれが紛れ込んだのかもしれない。

【原文】

【6-7】**財本** 某領父娘①資本、為利拋家、宿水驚波、心勞跋跲、離郷別井、勞苦因財、

挑擔貨物、飢渴汗侵、早苦風霜、夜眠草履、披星戴月、受此艱辛、○交易買賣、係于父娘財本、奸心不逮、豈應偽造騙人、○銀面包銅、詐作細絲②、使用灌鉛車底③偽作、行使騙人、○一塊純銅、認出火燒、似鐵鬼④心行使奸刁、偽造假銀、○人以信誠為本、物以行正為先、苟且騙財、是為竊用、封寄財物、豈容擅費、物受附寄、托心為義、○事物以中見⑤為議、客商以牙行為鑑、城市鄉村、必立當官經紀、船稍埠岸、應有承攬⑥之人、有名者當官之保、無名者私係奸人、○買賣必通時價⑦、交易切要和同、物有行市⑧、難從把持⑨貴賤、貨有高低、豈許通同奸詐、○經紀欺心把持、以貴為賤、牙人設法任由、以賤作貴、○某結交奸徒黨、做造諸般假銀、廣行使用、廣賣百般貨物、害眾成家、明瞞暗騙、勝如打劫、

【関連史料】

* 『萬書萃寶』財本・前段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同がある。

某領父資、覓利拋家、宿水驚心、滄風露雪、受此艱辛、○交易資本、出自父娘、奸心難防、豈計偽造騙人、○銀面包銅、詐作細絲、使用灌鉛車底偽作、行騙鄉民、○人憑誠信、物以正直、苟且騙財、是為竊用、○事物以中見為議、客商以牙行為作主、○買賣通時價、交易取和平、物有行市、難從把持、貨有高低、豈堪詐騙、○經紀欺心把持、以貴為賤、牙人設法任由、以高作低、○某結交奸徒黨、做造諸般假銀、廣行使用、買賣百般貨物、害眾成家、明瞞暗騙、勝如打劫、

* 『五車拔錦』財本類・前段は「事物以中見為議」の条まで同文で、以下の条文はない。

* 『學海群玉』財本類・前段はほとんど同文であるが、文字の異同がある条文は下記の通りである。

…○交易買賣、係于父娘財本、奸心不逮、豈應偽造騙人、…○某結交奸徒黨、做造諸般假銀、廣行使用、廣買百般貨物、害眾成家、明瞞暗騙、勝如打劫、

* 『妙錦萬寶全書』財本類・前段は同文である。

* 『五車萬寶全書』『萬書淵海』『積玉全書』『萬書萃錦』財本類・前段は『萬書萃寶』を簡略にしたものである。以下に『五車萬寶全書』のテキストを掲げる。

某領父資（『積玉』作贖）、覓利拋家、宿水驚心、滄風露雪、受此艱辛、○交易資本、出自父娘、奸心難防、豈計偽造騙人、○銀面包銅、詐作細糸、使用灌鉛車底偽作、行騙鄉民、…○人憑誠信、物以正直、苟且騙財、是為窃用、○事物以中見為議、客商以牙行作主、○買賣通時價、交易取和平、物有行市、難從把持、貨有高低、豈堪詐騙、○經紀欺心把持、以貴為賤、牙人設法任由、以高作低、

* 『全書備考』財本類・前段はかなり簡略な記事になっている。

…○交易資本、出自父母、奸心難防、豈料偽造騙人、

* 『學海不求人』拴串騙客類に下記のような共通する条文が含まれている。

…父娘資本、為利拋家、宿水波驚、心勞跋涉、…离郷外井、苦勞因財、挑担貨物、飢渴汗侵、遭苦風霜、夜眠早履、披星帶月、受此艱辛、…

【語意解】

① 「父娘」：『中国語大辞典』（角川書店、一九九四年）「両親、父母」

② 「細絲」：『近代』「即紋銀。銀錠上有銀紋道。是一種成色高的銀子。」

③ 「車底」「灌鉛」：未詳であるが、本書巻 21 商旅門にも登場する。斯波氏の和訳参照。それによれば、糸・底は銀を鑑定する際の項目をいう。「灌鉛」の用例：「灌鉛銀色必高（鉛を灌げば銀質は必ず高くなる）」

④ 「鐵鬼」：『中国語大辞典』「鉄匠の別称」

- ⑤ 「中見」：『用語解』142r 「中見人」＝「立会人のこと」。
- ⑥ 「承攬」：『近代』「承接、承弁」。『用語解』118r 「市易法」の項で「業務を委託する」と解する。
- ⑦ 「時価」：『近代』「当時市場上通行的物価、行情」。『用語解』1211 「時估」＝「前月あるいは前の10日間の価格を勘案して決められた、政府の物資買い上げ価格。翌月あるいは次の10日間に適用される。」
- ⑧ 「行市」：『近代』「市面上通行的価銭」。『用語解』196r 「近代において相場・市況・市場価格を指す言葉。…」
- ⑨ 「把持」：『国字解』600 「手に入れて心ままにすることなり」

参考)『大明律』戸律七・市廛 「把持行市」

凡売買諸物、兩不和同而把持行市、專取其利、及販鬻之徒、通同牙行、其為姦計、売物以賤為貴、買物以貴為賤者、杖八十、

【現代語訳】

資本金問題

- 1 某は父母の資本を受け取り、利益を求めて家を捨てた。水辺に宿れば荒波が起り、行く手の困難に心を悩ませた。郷里を離れてよその土地の水を飲み、お金のために苦勞をしてきた。荷物を担い、飢え渴き、汗を滴らせた。朝は風や霜に苦しみ、夜は草の陰で寝た。朝から晩まで仕事に励み、こうした苦勞を背負っているのである。
- 2 交易や売買は父母の資本によっておこなっているのだ。悪党の心は抑えがたく、(銀貨を?) 偽造して人をだますなどとはよくも思いつくものだ。
- 3 銀を表面として銅を包んで「細糸」とごまかし、鉛を灌いだ「車底」を用いて偽造し、それを(交易に)使って人をだました。
- 4 ひと塊の純銅を「焼成」(銀)と認めさせるなどは、よこしまな心を持った鉄匠が悪党を使い、贋銀塊を造らせているかのようだ。
- 5 人間は信用を基本とし、物資は本物であることを第一とする。それをなおざりにして財物をだまし取ったなら、それは窃盗行為である。また封をして送られてきた財物を勝手に消費してはいけない。預かった物は誠意をもって扱うのが義というものである①。
- 6 事物(の売買)は「中見」を通じて議論し、客商は「牙行」に(真偽を)鑑別してもらう。都市や農村では必ず官許の「經紀」を立て、船着き場では「承攬(業務を引き受ける)」する人がいなければならない。名前を出している者は官が保証している者で、名前を出していない者は悪人である。
- 7 売買の際には必ず通常取引価格を確認しあい、取引の際には納得づくであることが求められる。物資には市場価格があるので、価格を操作することなど認めがたい。物資(の品質)には良し悪しがあり、示し合わせてごまかすなど許されようものか。
- 8 經紀は欺心をもって価格を操作し、高価のものを安価にする。牙人はほしいままに手立てを講じ、安価なものを高価にする。
- 9 某は悪人グループと交わりを結び、もろもろの贋銀塊を作り、広い範囲で使っている。諸種の物資を売買し、民衆に損害を与えて一家をなしているのだ。明に暗に(財貨を)だまし取っており、強盗よりもひどい行為である。

《訳注》

- ① 本条は【8-7】にもある。文意から言えば、そちらの方が掲載個所として妥当かもしれないが、とりあえずここでも訳出しておく。

【原文】

【6-8】人命 某素性為非、不遵法紀、屢次諫言、因而懷恨、要得洩忿、○某富踰石崇、惡過陽虎、藐王法若土梗、視人命如草芥、諫觸成仇、謀害無由、○暴橫鄉村、凌[車+虐]①宗黨、恣意妄為、世莫敢伍、

【関連史料】

- * 『萬書淵海』『妙錦萬寶全書』『學海群玉』『萬書萃錦』『全書備考』には標題下の割注に次のような文章がある。
凡告人命、以傷為重、激切急救、死者要致死根原器械物件、
- * 『萬書萃寶』『萬書萃錦』人命類・前段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同がある。
某素性為非、不遵法紀、兄遭殺命、含冤泉壤、…○富踰石崇、惡過盜跖、藐王法若敝蕪、視人命如草芥、○暴橫鄉村、凌虐宗黨、恣意妄為、世莫敢伍、
- * 『五車拔錦』人命類・前段はほぼ同文であるが、下記のような文字の異同がある。
某素性為非、不遵法紀、屢次諫誣、因而懷恨、要得洩忿、○某富踰石崇、惡過陽虎、藐王法如土梗、視人命如草芥、諫觸成仇、謀害無由、
- * 『學海群玉』人命類・前段はほぼ同文であるが、文字に異同がある条文は下記の通り。
…○某富踰石崇、惡過陽虎、藐王法若弁髦、視人命如草芥、諫觸成仇、謀害無由、
- * 『萬書淵海』人命類・前段には一部共通する条文がある。
某素性為非、不遵法紀、…○富踰石崇、惡過盜跖、藐王法若敝蕪、視人命如草芥、○暴橫鄉村、凌霍宗黨、恣意妄為、世莫敢伍、
- * 『五車萬寶全書』には「人命類」がない。
- * 『妙錦萬寶全書』人命類・前段はすべて同文。
- * 『積玉全書』人命類・前段には共通する条文がある。文字の異同は下記の通り。
某素性為非、不遵法紀、兄遭殺命、含冤九原、…○富踰石崇、惡過盜跖、藐王法若敝蕪、視人命如草芥、…○暴橫鄉村、凌虐宗黨、恣意妄為、世莫敢忤、
- * 『全書備考』人命類・前段には一部共通する条文がある。
某素性為非、不遵法紀、…○富如石崇、惡過盜跖、藐王法若敝蕪、視人命如草芥、…

【語意解】

- ① 「凌[車+尸+虐]」:『国字解』「凌虐」=37「無理なることにていためらるることなり」、518「むごくあひしらふことなり」。

【現代語訳】

殺人事案

- 1 某は生まれながらの悪人で、法紀など守らなかった。しばしば諫められたことに恨みを抱いており、必ずやうっぶん晴らしをしたのである。

○2 某の富は晋の石崇を越え、悪事は魯の陽虎よりもひどい。国法を土くれの如くに無視し、人命を草や芥の如くにしている。諫められれば仇とみなし、陥れようという企みに理由はいらなかった。

○3 郷村で暴れまわり、宗族を凌辱した。勝手し放題で、この世に並ぶ者はないのである。

【原文】

【6-9】**賊情** 某遊手好閑①、不務生理、專一結交外人、在郷鑽竇穿窬、偷盜財物、生民莫不受害、○某素不守分、結交一類光棍②、在家不習生業、夜來暗去、窩毒池魚、盜人禾稻、損害田場、偷砍墳樹、百般施為、民皆受害、○（或云）、夜聚曉散、出沒無常、動驚 [口+傘]言、放火燒屋、偷豬雞犬、輟拐③人財、○某結黨成群、蜂圍蟻聚、鳴鑼吶喊、公然直進屋廬、放火殺人、巍然不顧王章、一方震動、四隣驚惶、○某等擄掠良民妻女、而次第姦污、強執宦家、而協為徒衆、勢焰滔天、威聲動地、○某等橫行郷村、倚山恃洞、鳴鑼發喊、碎壁穿門、車擁進家、殺人放火、生民受害、罪惡滔天、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』賊情類・前段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同がある。
…○素不守分、結交一類光棍、在家不習生業、窩毒池魚、盜割禾稻、偷砍墳山樹木、恣行無忌、○夜聚曉散、出沒無常、動驚蜂喊、放火燒屋、姦污婦女、○結黨成群、蜂圍蟻聚、鳴金吶喊、公然（直進）、屋廬放火、殺人巍然、不顧王章、一方震動、四隣驚惶、…○某等擄掠良家妻女、次第姦污、強執子弟為徒、勢焰赤天、生民塗炭、威声著聞、○某等橫行郷村、倚山倚洞、鳴金發喊、碎壁穿門、蜂擁進家、殺人放火、生民受害、罪惡滔天、
- * 『五車拔錦』賊情類・前段は前四条が共通である。文字に異同がある条文は以下の通り。
…○某素不守分、結交一類光棍、在家不習生業、夜來暗去、窩毒池魚、盜人禾稻、損害田場、偷砍墳林樹木、百般施為、民皆受害、
- * 『學海群玉』賊情類・前段はほぼ同文であるが、文字に異同がある条文は下記の通り。
…○某素不守分、結交一類光棍、在家不習生業、夜來暗去、窩毒池魚、盜人禾稻、損害田場、偷砍墳林樹木、百般施為、民皆受害、…○某等擄掠良民妻女、而次第姦污、強執宦家、而協為徒衆、勢焰上天、威声震地、○某等橫行郷村、倚山倚洞、鳴鑼發喊、碎壁穿門、車擁進家、殺人放火、生民受害、罪惡滔天、
- * 『全書備考』賊情類・前段には一部共通する条文がある。
…○素不守分、結交一数光棍、在家不習生業、竊毒池魚、盜害禾稻、偷砍墳山樹木、恣行不忌、…
- * 『學海不求人』告奸豪類には下記のような共通する条文が含まれている。
…交結一類光棍、在家不務生理、夜來暗去、竊毒池魚、盜人禾稻、損害田場、偷砍墳林樹木、或砍蔭庇墳林樹木、百般施為、民皆受害苦、夜聚曉散、出沒無常、動驚[口+傘]言、放火燒屋、偷豬雞犬、掇拐人財、…
- * 『妙錦萬寶全書』賊情類・前段はほぼ同文であるが、文字に異同がある条文は下記の通り。
…○某素不守分、結交一類光棍、在家不習生業、夜來暗去、窩毒池魚、盜人禾稻、損害田場、偷砍墳林樹木、百般施為、民皆受害、
- * 『積玉全書』『萬書萃錦』賊情類・前段には下記のような共通する条文が含まれている。

鳴鑼喊吶、碎壁冲（『萃錦』作衝）門、蜂擁來家、財物罄捲、…○素不守分、結交一類光（『積玉』作宣）棍、在家不習（『積玉』作惜）生業、竊毒魚池、盜割禾稻、損害田場（『萃錦』無以上四字）、偷砍墳山樹木、恣行無忌、○夜聚曉散、出沒無常、動驚蜂喊、放火燒屋、姦汚婦女、○結黨成群、蜂圍蟻聚、鳴金吶喊、公然直進屋廬、放火殺人、巍（『積玉』作公）然不顧王章、一方震動、四隣驚惶、…○某等擄掠良家妻女、次第姦汚、強執子弟為徒、勢焰赤天、生民塗炭（『積玉』無以上四字）、威聲著聞、○某等橫行鄉村、倚山倚洞、鳴金發（『積玉』作吶）喊、碎壁穿門、蜂擁進家、殺人放火、生民受害、罪惡滔天、

* 『五車萬寶全書』『萬書淵海』には「賊情類」の項目がない。

【語意解】

- ① 「遊手好閑」：『中日』「〔成〕ぶらぶら遊んでいて仕事をしない」
- ② 「光棍」：『六部』刑部成語「詐騙之匪也」、『中日』「よたもの、やくざ、ちんぴら」。
- ③ 「輟拐」：【6-13】「掇拐」と同じ語句かと思われるが、未詳。なお本稿公開後、拐には「拐帶・偷拐」の意味がある。また輟は「啜」と同じで「そそのかす」であろうというご教示をいただいた。確かに『近代』の「啜」は「②廉、誘騙」とする。この意味にとれば文意は通じやすくなる。

【現代語訳】

盗賊事案

- 1 某はぶらぶら遊んで仕事をせず、本業に精を出していない。もっぱら外部の人間と結びつき、郷里では壁に穴をあけるようにして財物を盗んでいる。損害を被っていない民はいない。
- 2 某はもとより分をわきまえず、名うての光棍どもと結びついている。家では生業に勤めず、夜陰にまぎれて出沒した。毒を使って池の魚を取り、人の稲を盗んで農場に損害を与え、墓地の樹木を盗伐するなど、やりたい放題である。民はみな害を被っている。
- 3 あるいは次のように言われている。夜に集まり曉に解散し、神出鬼没である。ときには蜂が集まるように騒ぎ立て①、放火して家を焼き、豚・鶏・犬を盗むなど、人も財物も騙し取っている。
- 4 某は徒党を組んで蜂や蟻の如く集まり、銅鑼を鳴らして叫び声をあげ、公然と建物に突進した。放火し、人を殺し、傲然として国法をかえりみない。一軒が震えあがれば、隣近所はみな慌てふためくのである。
- 5 某等は良民の妻女を略奪して次々と凌辱し、郷紳をとらえて自分の手下とした。勢力は天までみなぎり、威声は地をどよもしている。
- 6 某等は郷村に横行し、山洞を頼みとしている。銅鑼を鳴らして叫び声をあげ、壁を砕いて門を穿ち、大勢が群がって家に侵入し②、人を殺して火を放った。民はみな損害を被り、その罪悪は天に届くばかりである。

《訳注》

- ① 原文「動驚■言」。不鮮明な文字は『五車抜錦』『學海群玉』『妙錦萬寶全書』では[口+彡]となっており、意味はよくわからない。一方、『萬書萃寶』『積玉全書』『萬書萃錦』では「蜂喊」となっており、これなら意味が通るので、とりあえずこの方向で訳す。
- ② 原文は「車擁進家」であるが、『萬書萃寶』『妙錦萬寶全書』『積玉全書』『萬書萃錦』では「蜂擁進家」

となっている。『中日』では「蜂擁」は「大ぜいの人が押しあいへしあいしていること」としており（【7-1】参照）、こちらの方が意味が通ると思われる。訳はこれに従う。

【原文】

【6-10】**吏書皂快**① 某不遵憲紀、侮弄文法、裁紙桑①以為戈矛、假牌票②以為釣餌、民遭非殃、莫敢喘息、○登龍斷以網利、百般機巧、設紙棺③以埋人、無非變詐、○或云、拏作威福、吸民骨髓、○(書手)某屢經訪察、積惡不悛、丁糧弊病、任由捏作、奸為民役十年、丁糧誰有不報、○飛洒④錢糧、虛空使民受枉、欺瞞丁口、奸計以死作生、○無丁捏作有丁、妄空上冊、有糧虛作無糧、懸天弄弊、○某屢訪問、徒不悛、愈行肆志、幾經納贖、仍前不改施為⑤、虎役噬人、指官指騙、

【関連史料】

*『五車拔錦』吏書皂快類・前段は前五条と共通である。文字に異同がある条文は下記の通り。

…○(書手)某屢經訪察、積惡不悛、丁糧弊病、任用捏作、奸為民役十年、丁糧誰有不報、…

*『妙錦萬寶全書』吏書皂快類・前段はすべて同文である。

*『學海不求人』「書手黃冊」には下記のような共通する条文が含まれている。

○丁糧弊病、任由捏作、奸為民役十年、丁糧誰有不服、飛走錢糧、虛空使民受枉、隱瞞丁口、奸計以生作死、無丁捏作有丁、妄空上冊、有糧飛作無糧、懸天查弊、…飛糧洒派、听从紙上生亡、…欺公紙上栽桑、索取民財、…

*他の日用類書に「吏書皂快」の項目はない。

【語意解】

- ① 「裁紙桑」：この表現については小川陽一氏より丁寧なご教示をいただいた。それによれば当時の史料には同様な句がいくつか見られ、語釈も加えられていた。たとえば『蕭曹致君術』（東京大学東洋文化研究所所蔵）巻三戸役・造冊に「飛糧詭派、聽從紙上栽桑、任出入、恣彼椰移」という句があり、「紙上栽桑」の「音釈」として「此言舌辨、謂肥己之利、不出于田地、而出于紙上也」とする。また『折獄明珠』巻二・上層「弊書類」に「飛糧詭派、聽從紙上」「無糧盜割、稅糧移受、枉民冤鈔、貪財肥己、欺公紙上栽桑」とあり、『法林灼見』（蓬左文庫本）首巻に「飛糧詭派、聽從紙上、死生出入、恣彼那移」とある。同じ用例は後掲【7-10】にもある。
- ② 「牌票」：『中法』「旧時官方為某具体目的而填發的固定格式的書面命令、差役執行時持為凭証」。『近代』「官府交付差役弁事的手写命令」。『用語解』475r「下行文のひとつ。牌とほぼ同様に使用された。より簡便な指令文書。」
- ③ 「紙棺」：「紙棺材」については『中国語大辞典』に「かげでありもしない罪名をでっちあげて、人を陥れる（典拠は『金瓶梅』）」とあり、『金瓶梅詞典』（王利器主編、吉林文史出版社、一九八八年）「紙棺材糊人」に「用虚仮的の東西欺騙人、赫唬人」とある。
- ④ 「飛洒」：『東川』は「…自己ノ負担スベキ賦役ノ義務ヲ他人ニ散移スル義ニモ用フ」とし、『六部』を引用して「奸吏ガ或費目内ノ官金ヲ侵得シ、決算報告ノ時ニ之ヲ他ノ各費目ニ分配シテ痕蹟ヲ晦マス」とする。『六部』戸部成語「分配之意、將〔所〕侵之款、分配於各項用款之内、朦混報銷也、」。
- ⑤ 「施爲」：『近代』「㊟処置、辨理」。

【現代語訳】

胥吏・衙役問題

- 1 某は規矩を守らず、法律を愚弄している。帳簿上で桑を栽培したとごまかして武器を揃え、牌票を偽造して人を釣る餌としている。民は災難に遭い、息つく暇もない。
- 2 利益を壟断して儲けるように、あれこれ企みをめぐらした。「紙の棺に入れる」というようなありもしない話をでっち上げて人を騙し、偽りとごまかしばかりである。
- 3 ある人は次のようにいう。権威をほしいままに利用して、民の骨の髄までしゃぶっている、と。
- 4 郷書手の某はしばしば官の監察を受けているが、悪行を改めない。錢糧の瑕疵を勝手にでっち上げている。賦役の不正をおこなうこと十年、錢糧（の不正）について報告しない者などいない。
- 5 錢糧の名義をごまかし、でたらめに他の民に負担を押し付けている。丁口（の数？）をごまかし、姦計を使って死者を生者と偽っている。
- 6 壮丁がないのにいるとして、でたらめに帳簿を提出し、錢糧があるのになくして、天にも届くような不正を弄んでいる。
- 7 某はしばしば官の監察を受けているが（態度を）改めないばかりか、ますますやりたい放題である。幾度か罰金刑を受けたが、依然として仕事のやり方を改めない。虎のような衙役が人を噛むようなもので、官の命令と称して人をだましているのだ。

【原文】

【6-11】**告官** 故違官箴、罔恤民困、威福在手、賞罰于心、媚之者生、背之者死、○貪婪無厭、罔念民命、擬情罪之輕重、視喜怒為増減①、非矜情②於法中、則求罪於律外、合屬百姓、莫不被害、

【関連史料】

*『五車拔錦』『妙錦萬寶全書』 官員郷宦類・前段にすべて同じ条文が含まれている。

*他の日用類書には関連する項目がない。

【語意解】

- ① 「擬情罪之輕重、視喜怒為増減」：この句の意味を表す「増減情罪」の説明として『国字解』459に「情罪は罪なり。罪のあたりまへを罪と云。あたりまへの外に心入のにくきあり、心入の少し用捨すべきあり、是を情と云。訴状のかきなしによりて、情罪を重くもし軽くもなし、是を増減情罪と云なり。てまへの情罪を減じて相手の情罪を増ことなり」とある。
- ② 「矜情」：未詳。ただし『国字解』629の「矜疑」で、「罪は極まりても、情に於て不便なる筋のあるを矜と云ひ、…」とある。『中日』の「矜」には「②誇る、うぬぼれる、横柄である」という意味がある。これらの方向で解釈する。

【現代語訳】

官を告発する

- 1 承知の上で官箴に違ふ処理をおこない、民の苦しみを憐れむことがない。アメと鞭はその手にあり、賞罰は胸三寸である。彼に媚びる者は生き残り、彼に背く者は殺されるのだ。

○2 貪婪な仕業に飽くことなく、民の命などを思うことはない。私情で罪の軽重を決め(被告の?) 喜怒の表情をみて増減している。法の範囲内で情状を横柄に考慮するか、罪を律の規定外に探し求めている。管轄下の人民はみなが害を被っているのだ。

【原文】

【6-12】**郷宦** 專倚官勢、欺轄下民、動輒稟官囑吏、不敢聲言、每遣虎僕強奴、坐家蠶食、捉拿搥拷、監禁水牢、○倚宦行威、縱僕作惡、霸占田地基屋、強奪子女妻奴、橫行鄉(村、威) 勢莫敵、

【関連史料】

* 『五車拔錦』 官員郷宦類・前段に前一条がある。文字の異同は下記の通り。

郷宦 專倚官勢、欺害下民、動輒稟官囑吏、不敢聲言、每遣虎僕強奴、生家蠶食、捉拿搥拷、監禁水牢、

* 『妙錦萬寶全書』 官員郷宦類・前段にすべて同じ条文が含まれている。ただし「(村、威)」の部分は小字にはなっていない。

* 他の日用類書に関連する項目はない。

【現代語訳】

郷紳問題①

○1 もっぱら官の権勢を笠に着て人民を欺き、害を与えている②。ともすれば官や吏に頼みこむが、あえて言いふらすことはしない。つねに凶暴な奴僕を使い、家に居ながらにして財物を蝕んでいる。(人を) 捕まえてきて殴りつけ、水牢に閉じこめた。

○2 郷紳の権威によって僕に悪事をおこなわせている。農地や宅地・家屋をわが物とし、無理やり子女・妻子を奪った。郷村にのさばっており、その威勢に敵う者はいない。

《訳注》

① 明代史の専門家にうかがったところ、おおむね次のように説明していただいた。「郷宦」は「郷紳」という語が登場する以前に使われていた。嘉靖・万暦以後は士大夫が変質し、官僚の資格をもつ在郷人から在京の士大夫になり、マイナスイメージを持つようになった、と。ここではとりあえず「郷宦」を「郷紳」と解釈しておく。

② 原文は「欺轄下民」であるが、『五車拔錦』は「欺害下民」としている。こちらの方が意味が通るのでこれに従う。

【原文】

【6-13】**地方積年** 某但聞民間尋趣、挿入起滅①生休、任由扒置②生死、由伊毒手、割肉削貧、顛倒是非、百般設計、無役人員、私家放告③、攬受民詞、錢多得勝、錢少遭虧、○刁徒健訟、教唆捏寫狀詞、平白誣人、妄空架橋造害、○顛倒是非、砌捏搜邏、聳告夤緣④、扒志扛幫⑤、稱作狀師、○罷閉⑥刁吏、勢倚衙門、舊日人情廣恃、裝飾繁詞、或煩官府奸巧、○刁徒唆民亂詞、在以主使⑦、挿入扶同、專一教唆、百端生事、風聞尋趣、攬訟興詞、○**誘人犯法**、奸健詭詐、故弄良民犯法、本心立意裝捏、故陷罪同、○用計教唆、調弄誘人犯法、因私取忿、故行坑陷良民、○**罪人拒捕**⑧、已犯罪愆、避刑逃走、毆傷拒捕、律有加刑、○拒捕打公差⑨、欺公抗縣法、刁奸不服、藐法■欺公、○縲絏相拘、尚不容、故脫逃走、問成擬

罪、豈可容拒捕抗官、○徒流人逃⑩、犯法遷移逃走、回家避役、理當具首、庶無容隱瞞官、○配所逃回、脫避遷徒不役、懼人呈首、伏乞仍解加遷、○奸惡罪滿、私自逃回、配所在家、魍魎仍前、依舊害民、○為犯法、已問充軍、察奸計、私逃軍所、○因獨掇拐⑪、問經府縣、問擬⑫軍流⑬、解僉⑭配所、未役半年、私自逃回、埋名隱跡、不悛犯法、文卷尚有、○嚇詐騙財、被告結問、招贓依律、蒙縣問擬流罪、起解⑮配所、豈應私逃回家、○私置非法、事有枉直、當言於官、豈可逞兇威、擅行禁、恃強凌弱、威力私擅縛人、○威力縛人打捉、私家監禁、枉置非刑笞杖、任由拷訊、○冒名領替⑯、建律教唆、奸惡訟師、扛幫健訟、蠹惡良民、隱真駕偽、影射⑰瞞官、虛空駕捏、非比泛常、○奸惡假財、求息欺公、囑衆返情、網告⑱到害、買求⑲以事情、托求息復番、○某伊先貧窮、衣食不充身心、以仁篤思親、已出本銀、出名代借、共計若干、幫同買賣、經今幾年、利益成家、

【関連史料】

- * 『五車拔錦』 地方積年類・前段は前半の十三条が共通である。文字に異同がある条文は下記の通り。
某但聞民間尋趣、挿入起滅生休、任由扒置生死、由伊毒乎、割肉削貧、顛到是非、百般設計、無役人員、私家放告、攬受民詞、錢多得勝、錢少遭害、…○罷惡刁吏、勢倚衙門、舊日人情廣恃、裝飾繁詞、或煩官府奸巧、…○誘人犯法奸健詭詳、故弄良民犯法、本心立意裝捏、故陷罪同、…○拒捕打公差、欺公抗縣法、刁奸不服、藐法欺公、○徒流人逃犯法遷私、逃走回家避役、理當具首、庶無容隱瞞官、○配所逃回、脫避遷回不役、懼人呈首、伏乞仍解加遷、…
- * 『妙錦萬寶全書』 地方積年類・前段はすべて同文である。文字に異同がある条文は下記の通り。
…○罷閑刁吏、勢倚衙門、舊日人情廣時、裝飾繁詞、或煩官府奸巧、…○誘人犯法、奸健詭詳、故弄良民犯法、本心立意裝捏、故陷罪同、…○拒捕打公差、欺公抗縣法、刁奸不服、藐法欺公、…○配所逃回、脫避遷徒不役、懼人呈首、伏乞仍解加遷、…○某伊先貧窮、衣食不充身心、以仁篤思親義、已出本銀、出名代借、共計若干、幫同買賣、經今幾年、利益成家、
- * 『學海不求人』 「教唆詞訟」の項に下記のような共通する文章がある。
○刁徒健訟、教唆捏寫狀詞、平地誣人、妄空駕橋造害、顛倒是非、砌捏搜邏、誑告夤緣、扒志扶幫、作狀師、教詞訟教人、罷閑刁吏、勢倚衙門、舊日人情廣飾、裝恃繁詞、或頂官府奸巧、刁徒唆民亂辭、在以主使、挿入扶同、專一教唆、百端生事、風聞尋趣、攬訟興詞、…
- * 他の日用類書に「地方積年」など類似の項目はない。

【語彙解】

- ① 「起滅」：『漢詞』 「③謂玩弄手段、捏造是非」。『福惠』 「はじめとをはり」。『国字解』 655 「起滅詞訟とは起は詞訟を起発するなり。或はいひけしかきけしするなり。皆訴状など書く上に、書きやうによりて罪もきえ、慥なる証拠もきやすことなり。」
- ② 「扒置」：未詳。第3条の「扒志」も同音なので同じ意味かもしれない。ここでは『中日』 ba (一声) の「⑥わける。離れる」の意味に解した。
- ③ 「放告」：『漢詞』 「旧時官府毎月定期坐衙受理案件叫“放告”」。『福惠』 「うったへる」。
- ④ 「夤緣」：『国字解』 146 「あそこへとり入り、ここへたよることなり」。『近代』 「②凭借關係、钻營」。『諸橋』 「賄賂を用い、又は縁故により官職を求め。つてを求め」。
- ⑤ 「扛幫」：『国字解』 818 「訴状を名代に持行ことなり」。『近代』 「①合伙、結成団伙」。
- ⑥ 「罷閑」：『妙錦萬寶全書』『學海不求人』に「罷閑」とあり、誤りであろう。とすれば『近代』には

「罷官閑居」とあり、『中法』では「罷閑官吏」を「免職閑居的官吏」とする。

- ⑦ 「主使」：『漢詞』「…②主謀指使」。『中日』「首謀して他人を示唆して罪を犯させる。教唆する」
- ⑧ 「罪人拒捕」『大明律』刑律十に規定がある。「凡犯罪逃走拒捕者、各於本罪上加二等、…」。「拒捕」：『国字解』241「からめとるに手むかひをすることなり」、509「とるにてむかひをすなり」。『東川』「逃亡犯罪人ヲ捕フルトキ犯人ガ抵抗シテ之ヲ拒ムコトヲ謂フ」
- ⑨ 「公差」：『国字解』663「ををやけの使なり」
- ⑩ 「徒流人逃」『大明律』刑律十に規定がある。「凡徒流遷徙囚人役限内而逃者、一日笞五十、每三日加一等、…」
- ⑪ 「掇拐」：前掲【6-9】の「輟拐」と同じだと思われるが、未詳。
- ⑫ 「問擬」：『東川』「犯罪ノ原因及ビ事実関係ヲ質シテ、法刑ノ適用ヲ擬定スルコトヲ謂フ」。『福恵』「ぎんみしてつみにあてる」。
- ⑬ 「軍流」：『東川』「流罪ノ一種。辺境ノ地ニ派遣シ軍役ニ服セシム。…」
- ⑭ 「解僉」：『漢詞』「僉解」＝「受簽解送、負責解送」
- ⑮ 「起解」：『国字解』356「送り遣はすことなり」。『近代』「①解送」。
- ⑯ 「冒名領替」：『大明律』兵律二に「軍人替役」の規定で述べられている。「凡軍人不親出征、雇倩人冒名代替者、替人杖八十、收籍充軍、正身杖一百、依旧充軍、…」。『国字解』315「わが名をなのらせて代にすることなり」。
- ⑰ 「影射」：『国字解』603「いひわけのあるやうに、かたしろを拵て、物をまぎらかすを影射と云なり」。『東川』「…甲ノ事ヲ借りテ乙ノ事ヲ為スノ義。即チココニアルト云テマガラカスヲ影射ト云ナリ」。『六部』戸部成語「借此事、以為彼事、如蠅之射影也」。『用語解』1671「土地不正の一手段で、不正登記にあたる語。書手（土地登記関係の胥吏）を買収して自身の土地を書手の名義に書き換え、書手はその土地を細分して所有させることで租税負担から逃れようとしたもの。」
- ⑱ 「網告」：未詳。
- ⑲ 「買求」：『国字解』334「金を出して逋送してもらふことなり」、660「金を出してたのむなり」、709「金を出してかけこますなり」。『漢詞』「用財物収買別人使受利用」。

【現代語訳】

地元有力者の長年の問題

- 1 某はひたすら民間のあらさがしをして、事件の発生から収束までくちばしをはさみ、ほしいままに人の生死を左右している。彼の毒手は人の肉をそぎ、貧乏人から奪い取り、是と非をひっくり返している。あらゆる計略をめぐらして、配下の者には賦役を割り当てさせない。自宅で告発を受理し、民の訴訟を請け負っている。(差し出す)金銭の多い者が勝ち、金銭の少ない者はひどい目に遭うのだ。
- 2 悪党は訴訟を繰り返す輩で、訴状をでっち上げるようそそのかした。理由もなく人に無実の罪を着せ、損害を被ったと手引きして誣告させている。
- 3 是と非をひっくり返し、ネタを探して訴訟を捏造している。訴訟するようそそのかして告訴人に取り入り、訴状の提出を指図して、「状師」と称している。
- 4 罷免された①悪吏が役所の威勢を笠に着て、広く昔の縁故に頼り、面倒な訴状を作り上げ、あるいは官府を煩わせてずる賢く立ち回っている。

- 5 悪党が民をそそのかして訴訟を乱発させている。教唆の際には自分も首謀者として加わって援助する。もっぱら教唆によって諸々の問題を引き起こし、訴訟のネタがあると聞けば請け負って訴訟を起こすのだ。
- 6 **人を違法行為に誘う** 悪党はずる賢く、意図的に良民をもてあそび、違法行為をさせている。(人が)本心から決意して(訴訟事案を?)捏造するように仕向けているのは、故意に人を陥れる罪と同じである。
- 7 計略を用いて教唆し、たぶらかして誘い出し、人に違法行為をさせた。私事によって怒らせ、故意に良民を陥棄に落とした。
- 8 **犯罪者が捕縛に抵抗する** すでに罪を犯しているのに刑罰を避けて逃走した。(捕り手を)殴ったり傷つけたりして捕縛に抵抗すれば、律では刑罰が(二等)加重される。
- 9 捕縛に抵抗して公差人をなぐり、官を欺いて県の法に抗い、ずる賢く立ち回り、神妙にしないのは、国法をないがしろにして官を欺くことである②。
- 10 牢獄にとらえられているのさえ許されることでないのに、ことさらに脱走し、取り調べられて罪に問われた。捕縛に抵抗し、官に抗うなど許されることではないのだ。
- 11 **徒・流刑の罪人が逃走する** 法を犯して流刑になったのに、逃走して家に帰り役を逃れている。これは自首して当然であり、官をごまかす行為を容認しないことを願う。
- 12 配流された所③から逃げかえり、流刑を逃れて役を負担せず、人に告発されるのを恐れている。どうか元通り護送し流刑を実施されんことを願う。
- 13 罪悪が満ちあふれ(配流されたが)、勝手に舞い戻った。配流地でも自宅でも以前のよ様に物の怪のごとく振舞い、元のように民に害を与えている。
- 14 法を犯したためにすでに充軍の罪に問われた。姦計を尽くして軍所から勝手に逃げた。
- 15 単独で人をかどわかせた罪により、府・県に訴えられ、軍所に配流とする刑に処せられ、正式に配所に護送された。しかし半年も懲役に服しないうちに勝手に逃げかえり、名を変え足跡をくらまし、相変わらず悪事を働いている。証拠の書類は残っている。
- 16 恐喝して財物をだまし取った件で、告発され問いただされた④。不正所得の額を自供し、律の規定にしたがうこととなり⑤、県の処罰を受けて流罪とされた。身柄は配所に移されたのであり、勝手に家に帰ることなどあり得ないことだ。
- 17 **勝手に違法な処置をする** もの事に正と不正があれば官に申し上げるべきだ。思う存分に凶暴をふるい、ほしいままに禁令を執行し、強きを恃んで弱きをくじき、勝手に人を捕縛するなど、あってはならないことだ。
- 18 威力をもって人を捕縛、拘束し、家に監禁し、私的にむち打ちをおこない、勝手に拷問をしている。
- 19 **名前をかたって入れ替わる** 律に違反して⑥教唆し、ずる賢い訟師が徒党を組み、好んで訴訟を起こした。良民をむしばみ、真実を隠して偽装し、あれこれごまかして官の目をくらまし、ありもしないことを捏造した。これはありふれた話ではない。
- 20 悪人が財物を貸し、利息を求めた件で官を欺いた。民に言いきかせてお上を煩わせ⑦、一斉に告発して損害を与えるに至った。事情をでっち上げて買収し、利息を求めていることを理由に再審⑧を求めた。

○21 某はかつて貧窮しており、衣食も足りていなかった。しかし真心で篤く親を思うという義によって⑨、資本金を出したうえ、名前を出して借金し、合計は幾ばくかになった。親と共同して売買し、いまに至るまで数年、その利益で一家をなしている。

《訳注》

- ① 『五車拔錦』の「罷悪」としても意味が通じにくい。ここは「罷閑」の誤りと解して訳す。南宋の『清明集』には同様な意味の「罷吏」という語がしばしば登場していた。
- ② 原文の■部分は『五車拔錦』『妙錦萬寶全書』にはない。
- ③ 原文は「迹」であるが、『五車拔錦』に従って「所」に改めた。
- ④ 原文は「結問」であるが、意味が通じない。同音の「詰問」の誤りと解した。
- ⑤ この律とは『大明律』刑律一の「恐嚇取財」の規定を指す。「凡恐嚇取人財物者、計贓准竊盜論加一等、免刺、…」とある。
- ⑥ 原文は「建律」であるが、意味が通じない。「建」は「違」の誤りと解した。
- ⑦ 原文は「返情」であるが、意味が通じない。同音の「煩情」の誤りと解した。
- ⑧ 原文は「番」であるが、意味が通じない。「審」の誤りと解した。
- ⑨ 原文は「以仁篤思親」であるが、『妙錦萬寶全書』によって「義」を補い「以仁篤思親義」として解釈する。

【7】後段

【原文】

【7-1】**土豪** 驀①被前惡、統聚多兵、蜂擁②上門、盡將住基・房屋・家財・什物、抄札③一空、逐趕④全家、東奔西竄、生死莫保、○鳩集狼黨、網綁歸家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・墳地・田産、屋被拆去、塚被發毀、平為地土、伊得租苗、坑身⑤祖脈⑥、骸骨飄無、情悼不已、○奸豪勢惡⑦滔天、打死人命、廣用金銀、在郷賣息、勢大任然、命如砂土、當如草芥、府縣人情、孰能敢敵、但有仇者、動輒用奸、買通巡捕⑧、賄控刑房衙門人等、更將盜賊、暗使機關、指攀⑨坐陷、各執貧民、有口無伸冤枉⑩、無辜屈遭死地、

【関連史料】

- * 『五車拔錦』土豪類・後段は共通である。文字に脱落がある条文は下記的一条のみ。
…○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣用金銀、府縣人情、孰能敢敵、但有仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄控刑房衙門人等、更將盜賊、暗使機關、指攀坐陷、各執貧民、有口無伸冤枉、無辜屈遭死地、
- * 『萬書萃寶』土豪類・後段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同がある。
鳩集狼黨、網綁歸家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田産・墳地、發塚拆屋、平為地土、伊得租利坑祖、骸骨暴路、情恡黒天、○魁被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將住基・房屋・家財・什物、抄札一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄控刑房衙門人等、暗使機關、令獄盜賊指板誣陷、貧民有口無伸冤枉、無辜遭死地、
- * 『學海群玉』土豪類・後段はほぼ同文であるが、文字の異同があるのは次の条文である。
驀被前惡、統聚多兵、蜂擁上門、盡將住基・房屋・家財・什物、抄札一空、逐趕全家、東奔西傾、生死莫保、…○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣用金銀、在郷賣息、勢大任然、命如砂土、當如草芥、府縣

人情、孰能敢敵、但有仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄控刑房衙門人等、更將賊盜、暗使機関、指攀坐陷、各執貧民、有口無伸冤枉、無辜屈遭死地、

＊『五車萬寶全書』土豪類・後段もほぼ同文であるが、次のような文字の異同がある。

鳩集狼党、網綁婦家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田産・墳地、發塚拆屋、平為地土、伊得租利、坑祖、骸骨暴露、情慘黒天、○魃被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將住居・房屋・家財・什物、抄擄一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄控刑房衙門人等、暗使机関、令獄盜賊、指扳誣陷、貧民有口、無伸冤枉、無辜遭死、

＊『萬書淵海』土豪類・後段は『五車萬寶全書』とほぼ同じである。ただ「罄將住居」は「罄將住基」に、「抄擄一空」はもとの「抄札一空」、「無辜遭死」は「無辜遭死地」となっている。

＊『妙錦萬寶全書』土豪類・後段はすべて同文である。

＊『全書備考』土豪類・後段は『萬寶全書』と同じであるが、第三条がない。ただ「發塚拆屋」は「發墳拆屋」、「抄擄一空」は「抄札一空」となっている。

＊『積玉全書』『萬書萃錦』土豪類・後段もほぼ同じであるが、下記のような異同がある。

鳩集狼党、網綁婦家、非刑拷打、監禁絶食、勒寫基屋・田産・墳地、廢塚拆屋、平為地土、伊得租利、坑祖、骸骨暴露、情慘黒天、○魃被前惡、統聚多兇、蜂擁上門、罄將住（『萃錦』作任）基・房屋・家財・什物、抄札（『積玉』作札）一空、逐趕全家、東奔西竄、生死莫保、○奸豪勢惡滔天、打死人命、廣錢賄蔽、府縣人情、孰能敢敵、遇有仇怨、輒買巡捕員役、賄控刑房衙門人等、暗使机関、令獄盜賊、指扳誣陷、貧民有口、無伸冤枉、無辜遭死地（『積玉』無遭死地三字）、

＊『學海不求人』告奸豪類の項に下記のような共通する文章がある。

…屋被拆去、叩寫墳地塚被発、平為地土、伊得苗祖、坑身祖脈、骸骨飄無、情思不已、訴此奸豪、淚如雨落、花私人命、廣用金銀、買息勢大任然、命如砂土、當如艸芥、府縣人情、孰能敢敵、且仇者、動輒用奸、買通巡捕、賄控刑房衙門人等、更將盜賊、暗使机関、扯扳坐陷、各執貧民、有口無申、仍是無辜屈遭死地、…

【語彙解】

- ① 「驚」：この部分に適する二つの解釈がある。『中日』のように「不意、突然、だしぬけ」とする解釈が多いが、『国字解』580は「驚越」を解して「驚はつけ字なり。越訴のことを云へり」とする。とりあえず前者に従う。
- ② 「蜂擁」：『中日』「大ぜいの人が押しあいへしあいしていること」。『近代』「像蜜蜂那樣聚集在一起、形容人衆擁擠」。
- ③ 「抄札」：『中法』「抄札」に「亦作抄札。查抄没収」とする。「抄札」であれば『近代』「查抄没収」。『中日』「財産を差し押さえる」。もし「抄箭」に同じとすれば、『国字解』83・239「けっしょなり」、169「けっしょをしに行くことなり」。
- ④ 「逐趕」：「趕逐」で『国字解』456に「をひいだすなり」とある。
- ⑤ 「坑身」：未詳。ただ「坑」には『近代』「❶陥害、構陷」とある。また「抗身」の誤りとすれば、『漢詞』「立身、置身」。
- ⑥ 「祖脈」：未詳。風水に関する語であろうか。
- ⑦ 「勢惡」：「勢」『国字解』604「勢は威勢あるものなり。多く貴人に縁のあるものなり。」

- ⑧ 「巡捕」：『国字解』485「まわりてからむる役なり」、782「盜賊をとることなり」。「巡捕官」：479「まわりて盜をからむる官なり」。
- ⑨ 「指攀」：『漢詞』「謂供招時攀址牽連別人」
- ⑩ 「冤枉」：『国字解』531「むじつの罪に沈たるを云なり」

【現代語訳】

土豪問題

- 1 突然、くだんの悪人が手下を率いて武器を持ち、大勢で家に押しかけた。彼らは住居・部屋・家財・什器を没収して空っぽにし①、家人全部を追い出した。(家人は) あちこちに逃げ隠れし、生死は保証の限りでなかった。
- 2 (悪党が) 一味を寄せ集め、(彼を) ふんじばって家に連れ帰り、私刑・拷問を加えた。監禁して食事も与えず、無理やり土地・墓地・田産(の譲渡契約書?)を書かせた。屋敷は撤去され、墳墓は掘り崩され、平らにして更地にされた。悪党は小作料を手に入れ、先祖代々の風水のよい土地をだまし取り、(祖先の)骨は風に舞うことになった②。まったく痛ましいことである。
- 3 悪党の威勢は天まで届くかのようなのである。殺人事件を犯し、盛大に金銀を使って郷村で資金を転がしている。勢力の大きさをたのみに、やりたい放題である。人の生命を砂土や雑草のごとくみている。府・県の人びとの情として、彼らに敵対できるような者などいるわけがない。敵対する者がいればすぐさま姦計を用い、巡捕の吏を買収し、刑事担当の胥吏等に賄賂を贈っている。そのうえ盜賊を率い、ひそかに計略を巡らし、別人を巻き添えにして、罪に落している③。それぞれ貧民を(犯人として)捉えているが、(貧民たちは)口はあっても冤罪を晴らすことができないありさまである。無辜の民に無実の罪を着せ、死地に追いやっているのだ。

《訳注》

- ① 原文「抄札一空」は『五車萬寶全書』などで「抄擄一空」となっているが、意味はあまり異ならない。
- ② 他の日用類書と比較しても、この部分の意味はよくわからない。ただ原文の「飄無」は「飄舞」の誤りであろう。
- ③ 他の日用類書のように「令獄盜賊、指扳誣陷」とすると「盜賊」を獄に入れ、罪をなすり付けるという意味になる。どちらも成り立つと思われるが、とりあえず原文に従い、貧民を身代わりにするという意味にとる。

【原文】

【7-2】**毆鬪** 偶於某時、鬪某孤身、喝令①狼伴鷹犬、多人捉某、鎖押伊家、私置土牢、非法監打、遍身青紫、頭面破碎、昏憊在地、渠得某捨命向前、力救扶歸、現今命若懸絲、生死罔測、○統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、各執柴棍、俱拿器械任打、遍身黑紫、頭傷肢損、痛切肝心、傍人畏惡、不敢近救、負傷倒地、暈死不知、幸某見兇、力救扶回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、命在頃臾、呻哈旦夕、苦楚難當、○或遍身青紫、氣浮滿面、手脚沉痠、生死難期、傷重極甚、內損吐血②、血水長流、扯去頭髮、傷痕可證、飛石亂打、致傷頭腦、穢糞澆潑、遍身淋漓、亂拳脚踢、手執石拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙齒、唇喉腫痛、不

能進食、打折手指、不能挙動、刺[耳+害]瞎? ③眼目、終身篤疾④、兇惡非法、鐵尺⑤苦打、致傷兩脚、骨折肉浮、生死未卜、○陡被兇惡挾仇張捕⑥、身往某處、鳩集狼黨、半途邀截⑦、噉聲拿捉、四路圍繞、擒揪亂打、性命湏臾當得、某力救方甦、○叫令一黨兇暴、猛如狼虎、將身揪髮、脚踢亂拳、叢手打傷、昏迷倒地、扯破衣衫、巾帽無存、袖包帳簿、身上荷包、銀兩⑧・文引⑨・釐⑩等、俱被打失混去、聲叫地方、衆目皆見、

【関連史料】

- * 『五車拔錦』鬪毆類・後段は最後的一条を除いて共通である。文字に異同がある条文は下記の通り。
…○統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、各執柴棍、俱拿器械任打、遍身黒紫、頭傷肢損、痛切肝心、傍人畏惡、不敢近救、負傷倒地、暈死不知、幸某見兇、力救扶回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、命在湏臾、呻吟旦夕、苦楚難當、飲食不進、生死未疑、○或遍身青紫、氣浮滿面、手脚沉癢、生死難期、傷重極甚、内損吐血、血水長流、扯去頭髮、傷痕可證、飛石亂打、致傷頭腦、穢糞澆潑、遍身淋漓、亂拳脚踢、手執石拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙齒、唇喉腫痛、不能進食、打折手指、不能挙動、刺[耳+害]眼目、終身篤疾、兇惡非法、鐵尺苦打、致傷兩脚、骨折肉浮、生死未卜、…
- * 『萬書萃寶』鬪毆類・後段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同・脱落がある。
統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、各執柴担、俱拿器械寸打、遍身青紫、頭傷肢損、傍人畏惡、不敢近救、負踢倒地、暈死不知、幸某力救擡回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、…○喝令狼伴、捉鎖伊家、私置土牢、非刑監打、○手執石拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙齒、唇喉腫痛、不能進食、呻吟在床、生死未決、○陡被兇惡挾仇張捕、身往某處、鳩集虎黨、半途邀截、噉聲拿捉、四路圍繞、擒揪亂打、性命湏臾、當得某力救方甦、○喝兇叢毆、扯破衣衫、巾帽無存、袖包帳簿、身上銀兩・釐秤、俱被打失、喊叫地方、衆目皆見、…
- * 『學海群玉』鬪毆類・後段はほぼ同じであるが、文字に異同・脱落がある条文は次の通り。
偶於某時、鬪某孤身、喝令狼伴鷹犬、多人捉某、鎖押伊家、私置土牢、非法監打、遍身青紫、頭面破碎、昏懵在地渠、得捨命、向前力救扶歸、現今命若懸絲、生死罔測、○統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、各執柴棍、俱拿器械任打、遍身黒紫、頭傷肢損、痛切肝心、傍人畏惡、不敢近救、負傷倒地、暈死不知、幸某見兇、力救扶回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、命在湏臾、呻吟旦夕、苦楚難當、飲食不進、生死未疑、…
- * 『萬書淵海』鬪毆類・後段の共通する条文で文字に異同・脱落があるのは以下の通り。
統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、各執柴棍担、俱拿器械寸打、遍身青紫、頭傷肢損、傍人畏惡、不敢近救、負踢倒地、暈死不知、幸某力救擡回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、…○喝令狼拌、捉鎖伊家、私置土牢、非刑監打、○手執石拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙齒、唇喉腫痛、不能進食、呻吟在床、生死未決、○陡被兇惡挾恨張捕、身往某處、鳩集虎黨、半途邀截、噉聲拿捉、四路圍繞、擒揪亂打、性命湏臾、當得某力救方甦、○喝兇叢毆、扯破衣衫、巾帽無存、袖包帳簿、身上銀兩・釐秤、俱被打失、喊叫地方、衆目皆見、…
- * 『妙錦萬寶全書』鬪毆類・後段はほぼ同じであるが、文字に異同・脱落がある条文は次の通り。
…○統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、(中略)、幸某見兇、力救扶回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、命在湏臾、呻吟旦夕、苦楚難當、飲食不進、生死未疑、○或遍身青紫、氣浮滿面、手脚沉癢、生死難期、傷重極甚、内損吐血、血水長流、扯去頭髮、傷痕可證、飛石亂打、致傷頭腦、穢糞澆潑、遍身淋漓、亂拳脚踢、手執石拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙齒、唇喉腫痛、不能進食、打折手指、不能挙

動、刺瞎眼目、終身篤疾、兇惡非法、鐵尺苦打、致傷兩脚、骨折肉浮、生死未卜、…

* 『積玉全書』『萬書萃錦』鬪毆類・後段の共通する条文で文字に異同・脱落があるのは以下の通り。
統集兇黨、猛如狼虎、勢若陣獵、各執柴担、俱拿器械寸打、遍身青紫、頭傷肢損、傍人畏惡、不敢近救、負踢倒地、暈死不知、幸某力救擡回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生難保、…○喝令狼拌、捉鎖伊家、私置土牢、非刑監打、○手執石拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙(『萃錦』無此字)齒、唇喉腫痛、不能進食、呻吟在床、生死未決、○陡被兇惡挾恨張捕、身往某處、鳩集虎黨、半途邀截、喊聲拿捉、四路圍繞、擒揪亂打(『積玉』作作)、性命湏臾、當得某力救方甦、○喝兇叢毆、扯破衣衫、巾帽無存、袖包帳簿、身上銀兩・釐秤(『積玉』作厘稱)、俱被打失、喊叫地方、衆目皆見、…

* 『全書備考』「鬪毆類・後段」で共通する条文は以下の通り。

手執鉄拳、頭上一傷、血流遍眼、打落牙齒、唇喉腫痛、不能進食、呻吟在床、死生未決、

* 『學海不求人』「鬪毆類」の項に下記のような共通する文章がある。

…陟被邀截、喊聲拿捉、四路紛■、多人圍遶、有助無救、猛如狼虎、勢要陣獵、各執柴棍、俱拿器械、任由執打、遍身黑紫、不計其數、頭傷肢損、痛切傷心、傍人畏惡、不敢近救、損傷倒地、懵死不知、幸有某捨死扶回、用湯灌醒、幾命可憐、殘生未保、命在湏臾、痛臥在床、呻吟日夜、痛若難當、湯食不進、死生未決、…

【語彙解】

- ① 「喝令」：『六部』刑部「大声喚人令毆之也」
- ② 「内損吐血」：同上「毆人内部損傷、以致吐血也」
- ③ 「瞎」：『国字解』412「全く盲目にすることなり」
- ④ 「篤疾」：『用語解』304「障害者に対する律令の規定。唐令では…殘疾（経度）・廢疾（中度）・篤疾（重度）と、3段階に区分していた。…両目盲などの、重度の障害者をいう。」
- ⑤ 「鉄尺」：『中日』「ものさし形の鉄製の武器」。『近代』「一種兵器。比常尺厚而且長」。
- ⑥ 「張捕」：『近代』の「張」に「㊦張網伺捕」とある。
- ⑦ 「邀截」：『国字解』351「さへぎりとむるなり」、722「をさへとむるなり」
- ⑧ 「銀兩」：『国字解』601・657「銀のことなり、銀は幾兩と云」
- ⑨ 「文引」：『国字解』330・761「切手なり」。『用語解』483 1「…広義には官府の発行する各証明書がいい、狭義には通行証をいう。…」。
- ⑩ 「釐等」：「釐戥」と音通であろう。『中国語大辞典』（角川書店、一九九四年）「はかり」。『萬書淵海』『萬書萃寶』『萬書萃錦』などが「釐秤」としており、この意味で言い換えられている。

【現代語訳】

暴力事件

- 1 たまたまあるとき某が単身だったのを見て①、子分どもに命じて殴りかからせた。大勢で某をつかまえ、彼の家に押し込め、かってに土牢に入れて私刑を加えた。全身が青あざだらけになり、頭や顔はぼろぼろになり、朦朧として倒れこんだ。彼は幸いにもある人が必死になって手をさし伸べ、助けだして家に担ぎこんでくれた。いまやその生命は風前の灯で、生死は予断を許さない。
- 2 悪党を寄せ集め、虎狼のごとく猛々しく、狩猟をするような勢いである。それぞれが棍棒をとり、武器を手にとって(被害者を)滅多打ちにした。全身が青あざだらけで、頭も

手足もみな傷を負い、内臓まで痛めつけられた。周りの人はその凶悪さにおそれおののき、あえて救いの手を差し伸べなかった。傷を負って倒れ伏し、前後不覚となった。幸いある人が兇行を見ており、救い出して連れ帰った。お湯で(身体を)洗い意識を取り戻したが、生命は憐れむべき状態で、生死の程は保障できなかった。死は間近に迫り、朝夕呻吟しており、苦痛に耐えがたいありさまであった。

- 3 ある人は全身青あざだらけで、顔中腫れあがっており、手足は折れ曲がっていた。生死の程はわからない。傷の重さははなはだしく、内臓の損傷によって血を吐いており、血がだらだら流れている。頭髮が引き抜かれたことはその傷痕から証明できる。石をぶついたり乱打したりして頭部に傷を負わせ、汚物を灌ぎかけて全身からしたたせさせた。殴ったりけったりし、石で頭に傷を負わせたため、血が目に入り、歯は落ち唇は腫れあがり、食べ物を口にできなくなった。指を折られたため動かすことができなくなり、眼をつぶされて死ぬまで治らぬ重い傷害を負わされた。凶暴な私刑を加え、鉄尺で殴打し、両足に傷を負わせた。骨は折れ、肉は腫れあがり、生死は予断を許さない状態であった。
- 4 突然悪党に恨みを持たれ、捕えようと見張られることとなった。某所に出かけた時、(彼らは)一味を集め、途中で待ち伏せし、大声をあげて②取り押さえた。まわりを取り囲み、めちゃくちゃに殴った。彼の生命は風前の灯だったが、某人に助けられようやく生き返ったのである。
- 5 手下に凶暴な行為をさせており、猛々しいこと虎狼のごとくである。身体をおさえて髪を引っ張り、殴ったり蹴ったり、寄ってたかって暴行を加えたので(彼は)気を失って倒れた。衣服を引き裂き、冠り物もなくなった。手に持っていた帳簿や身につけていた巾着の銀両・文引(各種証明書など)・釐等(はかりの一種)などはみな所在がわからなくなった。彼が村役人に向かって叫んでいたことは、多くの人が見ていたところである。

《訳注》

- ① 原文は「鬪某」で、「鬪」を姓と解釈することもできる。ここでは「見る」という意味に解しておく。
- ② 原文は「噉聲」であるが、意味が通じない。『萬書萃寶』『萬書淵海』などに従って「喊聲」として解す。

【原文】

【7-3】**婚姻** 勢惡因覘某妻姿艾節、被起心、謀姦未從、詎惡公然肆強、統衆奪占為妾、陷民失配①、情切何辜、○思男長大、托媒婚娶、不期奸親非法、圖富棄貧、貪財不義、又將伊女、聽信奸人、唆令反悔、背理不仁、律法繩規、親難悔拆、一女一夫、媒証結定、接受聘禮、終身不異、焉有一女、豈許二(?)夫、媒証尚存、婚盟可証、○豈媿不仁、不自思省、得女成殷、享富大剩、心行不足、恃好貪淫、娶娼作樂、寵妾為妻、棄舊恋新、貪淫樂禍、顛倒人倫、百般作炒、將女打落、餓罹謫貶、衣不遮身、食不充口、形如枯木、命若懸絲、要行將女、出賣為奴、○豪勢奸徒、強奪良家子女、姦為妻妾、是雖婚配弟姪、必須所願相從、律有法規、豈容姦占、○只望結髮、生育我家、何期不守婦道、多言多佞、好食貪淫、耗財如土、以致家道潛被敗墜、不孝公姑、背夫造食、偷財貪嘴、報往援?來、妯娌不和、致傷骨肉、累結訟端、思知被陷、生世難終、望無結果、恨之不良、守如律法、思既不足、從父嫁賣②、○

殊料奸豪、倚伊財寶、買衆勢大害人、構交奸徒、某等貪財壞義、強為媒灼、糾同不仁、某等只欲金銀為愛、不思故婿之情、將氏許與奸豪為妻、寧死不從、終身不改、思夫存日、結髮為親④、今夫已故、柩尚未乾、守服三年、乃婦之本、服雖平滿、誓死不從、○豈詎某等父死未久、肉尚未寒、居喪嫁娶、律令違反、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』婚姻類・後段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同・脱落がある。
勢悪因覘某妻姿艾心節、謀姦未從、詎惡公然肆強、奪占為妾、陷民失配、情切黒天、○思男長大、托媒婚賢、詎奸親圖富棄貧、貪財不義、听信奸唆、將女反悔、藐法背理、媒証禮過、終身不異、焉有一女、豈許二夫、○豈婿不仁、貪淫樂禍、娶娼為妻、棄女作婢、人倫顛倒、忘旧寵新、坑女形如枯木、命若懸絲、○奸徒強占、為己妻妾、律法安能輕縱、
- * 『五車拔錦』婚姻類・後段は前三条が共通である。文字に異同がある条文は下記の通り。
…○思男長大、托媒婚賢、不期奸親非法、圖富棄貧、貪財不義、又將伊女、聽信奸人、唆令反悔、背理不仁、律法繩規、親難悔折、一女一夫、媒証結定、接受聘禮、終身不異、焉有一女、豈許二夫、媒証尚存、婚盟可証、○豈婿不仁、不自思省、得女成殷、享富大剩、心行不足、恃好貪淫、娶娼作樂、寵妾為妻、棄舊恋新、貪淫樂禍、顛倒人倫、百般作炒、將女打落、飢罹謫貶、衣不遮身、食不充口、形如枯木、命若懸絲、要行將女出賣為奴、
- * 『學海群玉』婚姻類・後段はほぼ同じであるが、第五・六条が缺けている。また文字に異同がある条文は次の通り。
…○思男長大、托媒婚賢、不期奸親非法、圖富棄貧、貪財不義、又將伊女、聽信奸人、唆令反悔、背理不仁、律法繩規、親難悔折、一女一夫、媒証結定、接受聘禮、終身不異、焉有一女、豈許二夫、媒証尚存、婚盟可証、…
- * 『萬書淵海』『萬書萃錦』婚姻類・後段は前の四条が共通である。そのうち文字の異同・脱落があるものは次の通り。
勢悪因覘某妻姿艾心節、謀姦未從、詎惡公然肆強、奪占為妾、陷民失配、情切黒天、○思男長大、托媒婚娶（『淵海』作賢）、詎奸親圖富棄貧、貪財不義、聽信奸唆、將女反悔、藐法背理、媒証禮過、終身不異、焉有一女、豈許二夫、○豈婿不仁、貪淫樂禍、娶娼為妻、棄女作婢、人倫顛倒、忘舊寵新、坑女形如枯木、命若懸絲、○奸徒強占、為己妻妾、律法安能輕縱、
- * 『妙錦萬寶全書』婚姻類・後段は前半四条と最後の条が共通である。文字の異同は下記の通り。
…○思男長大、托媒婚賢、不期奸親非法、圖富棄貧、貪財不義、(以下略)
- * 『積玉全書』婚姻類・後段は前の四条が共通である。そのうち文字の異同・脱落があるものは次の通り。
勢悪因覘某妻姿艾心窃、謀姦未從、詎惡公然肆強、奪占為妾、陷民失配、情切黒天、○思男長大、托媒婚娶、詎奸親圖富棄貧、貪財不義、聽信奸唆、將女返悔、藐法背理、媒証禮過、終身不異、焉有一女、而許二夫、○豈婿不仁、貪淫樂禍、娶娼為妻、棄女作弊、人倫顛倒、忘舊寵新、坑女形如枯女、命若懸絲、○奸徒強占、為己妻妾、律法安能輕縱、
- * 『全書備考』婚姻類・後段は前の二条が共通で、『萬書淵海』とほぼ同じである。文字の異同・脱落は次の通り。
勢悪因覘某妻姿艾心節、謀姦未從、詎惡公然肆強、奪占為妾、陷民失配、情慘黒天、○思男長大、托

媒婚娶、詎奸親圖富棄貧、貪財不義、聽信奸唆、將女反悔、藐背理、媒証禮遍、終身不異、焉有一女、豈許二夫、

*『五車萬寶全書』『學海不求人』には共通する条文がない。

【語彙解】

- ①「失配」：『漢詞』「喪失配偶」。
- ②「嫁売」：『国字解』492「外へ縁につけ、或は売るなり。」

【現代語訳】

婚姻問題

- 1 あくどい有力者は某の妻の姿が美しく貞淑なのを窺い見て心を動かされ、姦通せんと企んだが果たせなかった。そこで彼は、なんと公然と強行におよび、手下を率いて彼女をわが物とし、妾とした。民を陥れて配偶者を失わせてしまったのである。状況は切なるものがあり、何と罪なことをしたのであろうか。
- 2 息子が成長してから媒酌人を頼んで婚儀をおこなおうと考えていたが、期せずしてよこしまな親が違法行為をはたらき、富を得て貧乏から脱しようと、金欲しさの不義の行為に及んだ。さらに彼の娘に悪人の言うことを信じさせ、教唆して婚姻を翻意させた。これは理に背く不仁のおこないである。法律や規準では、肉親が婚姻を悔やんで取消するのは困難とされている①。一婦一夫は媒酌人が証人となって婚約を定め、結納を受け取っていれば終身別れることはない。一人身の女などあり得ないし、二人の夫に仕える女など許されないのだ②。媒酌人の証言はあるし、婚姻の約束も証明できる。
- 3 婿というものは仁義を守り、思慮深くなければならないものだ。(ところが) 娘を手に入れて豊かになり、富は有り余っているが、心得が足りなかった。好き放題に淫行に走り、娼妓を娶って音楽を奏でさせ、妾を寵愛して妻とした。古いものを棄てて新しいものを欲し、淫行をほしいままにし、禍を楽しんでいるのである。人の倫理を顛倒させ、何かと騒ぎを起こしている③。娘を落ちぶれさせ、飢えと病気に苦しませて貶めている。(娘は) 身にまとう着物もなく、口に入れる食べ物もない。姿は枯れ木のようで、生命は風前の灯である。(彼は) きっと娘を売って婢女にするにちがいない。
- 4 威勢のある悪人は無理やり良家の子女を奪い、姦淫して妻・妾としている。これは弟・甥に娶せたのだというが、(その場合は) 本人の承諾が必要なのである。律に規定があり④、姦淫してわが物とすることなど許していないのだ。
- 5 ただ成長することだけを望んで我が家で養育した。ところが思いがけないことに(彼女は) 婦道を守らなかった。おしゃべりでおべっかを使い、食道楽で淫行にふけり、財産を砂土のごとく浪費した。そうして内では家計が破産する事態になっていた。舅・姑には孝養を尽くさず、夫に背いてご馳走を作らせ、財産を盗んで食費につき込んだ。告げ口したり唆したりしたので、兄弟の妻たちは不和になり、骨肉の争いとなって、しばしば訴訟沙汰の発端となった。(彼女は) 人に陥れられ、まともに一生を送れないことを思い、処分されないように願った⑤。恨むのは良くないことであるのに、ただ法律を守るごとくに恨み続けているだけだ。思慮が足りなかったからには、夫の命によって家を追い出されることとなったのである。

○6 ことに思料するに、あくどい有力者は、その財産によって人を集めて勢力を拡大し、人に害悪を与え、悪党と交わっていた。某等は金欲しさに義にもとる行為をしており、強いて媒酌人となり、よからぬ連中を寄せ集めた。某等は金銀を愛しているだけで、死んだ婿の気持ちなど考えない。娘を有力者の妻とすることを認めさせたが、娘は死んでも受け入れないといい、その気持ちは一生変わらないという。夫のありし日、髪を結って成人となり、新婦となったことを思っている。いま夫はすでに亡く、まだ棺も乾いていない時である。三年の服喪期間を守るというのは妻の本来の務めである。服喪期間は過ぎたけれども、死んでも嫁に行かないと誓っている。

○7 いったいどういうことか。某等の父が死んでまだ間もなく、遺体も冷えておらず、服喪の期間内なのに嫁取りをし、律令の規定に違反するとは⑥。

《訳注》

- ① 原文は「焉有一女、豈許一夫」であるが、『五車拔錦』『萬書淵海』などでは「二夫」となっている。文意からいえばこちらの方が正しいと思われるので、これに従う。
- ② この規定とは『大明律』戸律三の「男女婚姻」に「凡男女定婚之初、…若許嫁女已報婚書、及有私約、而輒悔者答五十、…」とある規定などを指す。
- ③ 原文は「作炒」であるが、調理の「炒」の意味では解釈できない。『近代』に「吵鬧、攪擾。同“吵”」とあり、意味が通じる。これに従う。
- ④ 『大明律』戸律三の「強占良家妻女」に次のような規定がある。「凡豪勢之人、強奪良家妻女、姦占為妻妾者絞、…」。
- ⑤ 他の類書に関連する文章はなく、この部分の文意がとりにくい。とりあえず「結果」を『中法』の「処死」あるいは『中日』の「③処分する、始末する。④殺す」という意味にとる。
- ⑥ 『大明律』戸律三に「居喪嫁娶」の規定がある。

【原文】

【7-4】**姦情** 殊料勢惡、日逐來家、見妻美貌、豁耳^①交情、倘若不從、即生禍釁、或買賊^②攀指^③、或架賊騙害、威勢難敵、情慘黒天、○幼女未笄、難強宿姦^④、被汚良縁、玷辱終身、有傷親族、○縱容^⑤妻妾貪財、與人通姦、敗俗傷風、乞法准施治革、○先姦後娶^⑥、買休賣休^⑦之情、逼勒夫休^⑧、姦女姦婦之弊、○同宗無服、豈容姦亂人倫、乞治非人類敗稱呼之義、○義父^⑨不姦義女、如若相通、律理甚是難容、後女不義通姦、母女同夫、情若禽獸之甚、○私姦義妹、犯倫違理、奴姦良婦、理犯良賤之條、僧道犯姦、理實不容風化、○父姦義男之婦、事犯隣里皆知、夫姦妻之母姨、乞治親屬不足、○奴姦家長之妻、世間異事、俯蒙施治姦刑、正綱革俗、○官吏風騷、一契姦娼失法、更巾易服、貪淫夙世娼家、○官吏淫情、交娼共枕、官吏私慾、愛恋娼妓、心或淫聲、無此不議、

【関連史料】

* 『萬書萃寶』姦情類・後段には同じ条文が含まれる。またすべての条文に文字の異同・脱落がある。
殊料勢惡、日逐來家、見妻美貌、豁耳交情、倘若不從、即生禍釁？、或買賊**扳**指、或架賊騙害、威勢難敵、情慘黒天、○幼女未笄、**肆**強宿**姦**、被汚良縁、玷辱終身、有傷親族、○縱容妻妾貪財、與人通**姦**、敗俗傷風、乞法**殄**革、○先**姦**後娶、買休賣休之情、逼勒夫休、**姦**女**姦**婦之弊、○同宗無服、豈容

奸亂人倫、○反倫違礼、私奸養女、○奴奸良婦、理犯良賤之條、○僧道犯奸、理實不容紊乱、○父奸養男之婦、事犯隣里皆知、…○奴姦家長之妻、世間異事、俯蒙施治姦刑、正綱革俗、○官吏淫情、交娼共枕、官吏私慾、愛戀娼家、

- * 『五車拔錦』姦情類・後段は前七条が共通である。文字に異同がある条文は以下の通り。
…○義父不姦義女、如若相通、律理甚是難容、後女不義通姦、母女同夫、情若禽獸之輩、○私姦義妹、反倫違理、○奴姦良婦、理犯良賤之條、○僧道犯姦、理實不容風化、○父奸義男之婦、事犯隣里皆知、○夫姦妻之母姨、乞治親屬不足、
- * 『學海群玉』姦情類・後段はほぼ同文である。第七条「○私姦義妹」を「奴姦良婦…」 「僧道犯姦…」と三条に分けており、さらに続く「○父姦義男之婦」の条を「夫姦妻之母姨…」で二条に分割し「○奴姦家長之妻」に続く。文字に異同がある条文は次の通り。
…○先姦後娶、買休賣休之情、逼勒夫休、姦女姦婦之實、…
- * 『萬書淵海』姦情類・後段は、第五条まではほぼ同文である。文字に異同・脱落がある条文は次の通り。
殊料勢惡、日逐來家、見妻美貌、豁耳交情、倘若不從、即生禍釁、或買賊扳扯、或架賊騙害、威勢難敵、情慘黑天、○幼女未笄、肆強宿奸、被汚良緣、玷辱終身、有傷親族、○縱容妻妾貪財、與人通姦、敗俗傷風、乞法殄革、…○同宗無服、豈容奸亂人倫、…○奴姦良婦、理犯良賤之條、○僧道犯姦、理實不容紊乱、○父姦義男之婦、事犯隣里皆知、…○奴姦家長之妻、世間異事、俯蒙施治姦刑、正綱革俗、○官吏淫情、交娼共枕、官吏私慾、愛戀娼家、
- * 『妙錦萬寶全書』姦情類・後段はすべて同文であるが、下記の二箇所て文が切れている。
…○私姦義妹、犯倫違理、○奴姦良婦、理犯良賤之條、○僧道犯姦、理實不容風化、…
- * 『萬書萃寶』姦情類・後段には同じ条文が含まれる。文字の異同・脱落がある条文は次の通り。
殊料勢惡、日逐來家、見妻美貌、豁耳交情、倘若不從、即生禍釁、或買賊扳指、或架賊騙害、威勢難敵、情慘黑天、○幼女未笄、肆強宿姦、被汚良緣、玷辱終身、有傷親族、○縱容妻妾貪財、與人通姦、敗俗傷風、乞法准施殄革、…○同宗無服、豈容奸亂人倫、○犯倫違理、私姦義女、○奴姦良婦、理犯良賤之條、○僧道犯姦、理實不容紊乱、○父姦義男之婦、事犯隣里皆知、○夫姦妻之母姨、乞治親屬不足、○奴姦家長之妻、世間異事、俯蒙施治姦刑、正綱革俗、○官法淫情、交娼共枕、官吏私慾、愛戀娼家、
- * 『積玉全書』姦情類・後段には同じ条文が含まれる。文字の異同・脱落がある条文は以下の通り。
殊料勢惡、日逐來家、見妻美貌、豁耳交情、倘若不從、即生[示+戈]釁、或買賊扳指、或架賊騙害、威勢難敵、情慘黑天、○幼女未笄、肆強宿姦、被汚良緣、玷辱終身、有傷親族、○縱容妻妾貪財、與人通姦、敗俗傷風、乞法殄革、…○反倫違理、私奸養女、○奴奸良婦、理犯良賤之條、○僧道犯姦、理實不容紊乱、…○官法淫情、交娼共枕、官吏私慾、愛戀娼家、
- * 『學海不求人』犯姦の項には下記のような共通する文章がある。
○幼女未笄髮、難強宿姦、被汚良緣、玷格終身、何事辱傷親族…○奸徒縱容妻妾貪財、与人通姦、敗俗穢隣、乞治奸惡、以正人倫、依律殄革、先姦後娶、買休■（賣）休之情、逼勒夫休、姦女姦婦之弊、同宗无服、豈容姦乱人倫、乞治非人顏敗称呼之義、義父姦義女、犯律法難容、母為父妻、義父无情姦養女、後女不義通姦、母女同夫、姦妻之母姨、乞治親屬不足、奴姦家長之妻、世間異事、俯蒙施治姦刑、正綱革俗、奴姦良婦、理犯良賤三條、僧道犯姦、實法難容風化、官吏風騷、一契姦倡失法、更巾異服、貪戀夙世娼家、官吏私慾、愛戀共枕、官吏淫情交娼妓、心惑乱声、无此不義、…

*『全書備考』「姦情類」では、一部分が前段に付随している条もあるが、「後段」全体が缺けている。

*『五車萬寶全書』には「姦情類」がない。

【語彙解】

- ① 「豁耳」：未詳。とりあえず『中日』「豁」Bの「①（気持ち）ひらけ通ずる」の意をとる。
- ② 「買賊」：【5-9】参照。
- ③ 「攀指」：『近代』「指控、供出」
- ④ 「宿姦」：『漢詞』「③謂在外留宿、與人通姦、」。『近代』「与姦頭任意留宿通姦」。
- ⑤ 「縦容」：『国字解』「めながに見るなり」。『東川』「寛仮ト言フニ同ジク見テ見ヌ為（マネ）シ知リテ知ラス為スルコト、即チ其行為ヲ間接ニ承認スルヲ謂フナリ。」
- ⑥ 「先姦後娶」：宋代の用例として『慶元条法事類』卷八十雜門「諸先姦後娶為妻者、離之」など。
- ⑦ 「買休賣休」：『国字解』493「買休とは、金を出してさらするなり、賣休は、金をとりてさるなり」。『漢詞』「用錢財交易、使中断婚姻關係。買休、化錢使人休妻、売休、受錢後休妻」。
- ⑧ 「休」：「休棄」＝『国字解』493「さることなり」
- ⑨ 「義父母」：『国字解』802「義子は子分のものなり。義父母は親分のものなり。畢竟、異姓の養子、養父母なり。」

【現代語訳】

姦淫問題

- 1 ことに思料するに、あくどい有力者が日々家に来て妻の美貌を見て、あけすけに付きあいたいと迫った。もし承知しなければすぐに災いが襲いかかることになるとし、(悪人を)買収して訴えさせたり、あるいは(悪人を)唆してだまさせたりした。その威勢に敵うものはなく、闇夜のような惨状である。
- 2 末娘はまだ簪も挿していない歳なのに、凶暴な悪人によってほしいままに姦通を強いられ①、良縁を汚された。娘は一生の恥辱を負い、親族は傷つけられた。
- 3 妻や妾が金欲しさに人と姦通するのを見て見ぬふりをすることは、風俗を傷つけるものである。どうか法律によって②しっかり変え改めていただきたい。
- 4 先に姦通してから娶るのは、金の受け渡しをしてから離婚するのと同じ事である。夫に離婚を無理強いするのは、姦通した女や嫁の企みである。
- 5 五服の関係がない宗族だからといって人倫を乱すのは許されないことだ。どうか、人非人が宗族呼称の意義を無茶苦茶にする行為を処罰していただきたい。
- 6 義父は義女と姦通していなかった。もし相通じていたとすれば、律のすじ道からみてはなはだ許しがたいことである。のちに義女が不義の密通をおこなったが、母と義女が夫を共有するなど、禽獣のように非道な行為である。
- 7 ひそかに義理の妹と姦通するのは倫理にもとる③。
- 8 奴僕が良民の婦女と姦通するのは良・賤民の法規定に違反している④。
- 9 僧侶・道士が姦通するのは教化と相いれない行為である。
- 10 親分が子分の妻と姦通したことは、近隣にみな知れ渡っている。夫が妻のおぼと姦通しているが、親族の至らなさ(?)を正していただきたい。
- 11 奴僕が家長の妻と姦通するのは世の中で奇異なことだ。どうか姦通罪の刑を適用して

⑤、規律・風俗の乱れを正していただきたい。

○12 官吏が風流な遊びだと気取っていても、ひとたび悪質な娼妓とねんごろになれば法に背くことになる⑥。かぶり物や衣服を代えて昔からの娼家で淫行を貪っているのである。

○13 官吏の淫らな心は娼妓と枕を交わすことをもとめ、官吏の私欲は娼妓を愛することをもとめる。心の中の淫らな声に惑えば、これ以上の不義はない⑦。

《訳注》

① 原文は「難強宿姦」であるが意味が通じない。『萬書萃寶』『萬書淵海』などの「肆強宿奸」に従う。

② 『大明律』刑律八に「縦容妻妾犯姦」の規定がある。「凡縦容妻妾、與人通姦、本夫・姦夫・姦婦各杖九十、…若買休人與婦人用計、逼勒本夫休棄、其夫別無賣休之情不坐、」

③ 原文では以下の3条が1条になっているが、他の類書の記述と文の内容から判断して3条に分ける。

④ 『大明律』戸律三に「良賤為婚姻」の規定がある。

⑤ 『大明律』刑律八に「良賤相姦」の規定がある。

⑥ 『大明律』刑律八に「官吏宿娼」の規定がある。

⑦ 原文は「心或淫聲、無此不議」であるが、『學海不求人』に従って「或」を「惑」とし、「不議」を「不義」として訳す。

【原文】

【7-5】**戸口** 詎某頓起雄心、欺隱背賣①、得價肥己、男女不知下落、陷民骨肉、天各一方②、人分兩地、情法何忍、○收留在逃子女、價賣出入③奴婢、情法難容、理行舉首④、○收留迷失奴婢、轉販得賣、為私隱藏背賣、謂之設方⑤、知情不舉、發露貽干⑥、○迷失女子、不當姦為妻妾、理宜招主⑦送官、仍復還良、豈容藏隱、姦污情虧⑧、○不期某違律逃回、照律加役、遣法充軍⑨解衛、逃軍情甚、不敢容隱、○奸徒欺法詭譎、若將容隱、誠恐惹罪無辜、庶免奸詐、仍前不悛、依舊為非、本縣文卷問軍⑩、理宜具首⑪、○某嚇詐騙財、被告結問招贓、依律蒙縣問伊流罪、起解配所、豈應私逃回家、○刁奸枉法、欺公逃避、若是隱情不首、恐發貽累相連、○刁惡抗法欺官、打傷捕捉差人、理宜照例依律加刑、○中途邀截、打奪犯人、杭縣欺公、拒捕避罪、○刁豪極惡、欺縣不服、拘拿拒捕、集衆打傷、扯毀批文⑫、

【関連史料】

* 『萬書萃寶』戸口類・後段には同じ条文が含まれる。文字の異同・脱落がある条文は次の通り。

詎某頓起雄心、欺隱背賣、得價肥己、男女失所、人分兩地、情法何忍、…○不期某違律逃回、照律加役、遣法充軍、不敢容隱、合具首明、○某嚇詐騙財、被告結問招贓、依律蒙縣擬流、起解着所、豈應逃回、○刁奸枉法、欺公逃避、若是隱情不首、恐發貽累、○中途邀截、打奪犯人、抗縣欺公、拒捕避罪、

* 『五車拔錦』戸口類・後段は前七条が共通である。文字に異同がある条文は下記の通り。

…○收害在逃子男、價賣出入奴婢、情法難容、理行舉首、…○不期某違律逃回、照律加役、遣法充軍、解衛逃軍情甚、不敢容隱、…

* 『學海群玉』戸口類・後段はほぼ同文。次の条文の一文字が異なっている。

…○中途邀截、打奪犯人、抗縣欺公、拒捕避罪、…

* 『萬書淵海』『萬書萃錦』戸口類・後段は共通する条文がある。文字の異同・脱落がある条文は次の通

り。

詎某頓起雄心、欺隱背賣、得價肥己、男女失所、人分兩地、情法何忍、…○不期某違律逃回、照律加役、遣法充軍、不敢容隱、合具首明、○某嚇詐騙財、被告結問招贓、依律蒙縣擬流、起解着所、豈應逃回、○刁奸枉法、欺公逃避、若是隱情不首、恐發貽累、…

* 『五車萬寶全書』戸口類・後段は『萬書淵海』と同文である。文字の異同・脱落があるのは次の条文である。

詎某頓起雄心、欺隱皆賣、得價肥己、男女失所、人分兩地、情法何忍、…○不期某違律逃回、照律加役、遣法充軍、不敢容隱、合具首明、○某嚇詐騙財、被告結問招贓、依律蒙縣擬流、起解着所、豈容逃回、…

* 『妙錦萬寶全書』戸口類・後段はすべて同文である。文字の異同は下記の通り。

…○中途邀截、打奪犯人、抗縣欺公、拒捕避罪、…

* 『積玉全書』戸口類・後段は共通する条文がある。文字の異同・脱落がある条文は次の通り。

詎某頓起雄心、欺隱背賣、得價肥己、男女失所、人分兩地、情法何忍、…○不期某違律逃回、照律加役、遣發充軍、不敢容隱、…○某嚇詐騙財、被告結問招贓、依律蒙縣擬流、起解配所、豈應逃回、○刁奸枉法、欺公逃避、若是隱情不首、恐發貽累、…○中途邀截、打奪犯人、抗縣欺公、拒捕避罪、

* 『學海不求人』收留迷賂？子女の項に、下記のような共通する文章が含まれている。

…收留在家子女、價賣出入奴婢、情法難容、理行舉首、收留迷失婢僕、轉販得賣、為私穩藏背賣、謂之設方、知情不舉、發露貽于、迷失子女、不當奸為妻妾、理宜招主送官、仍復不良、豈容藏匿、隱姦法情、…

* 『全書備考』には「戸口類」がない。

【語彙解】

- ① 「背売」：未詳。文意から考えると、カラ売りをして対価だけを得ることであろうか。
- ② 「天各一方」：『漢詞』「謂遠隔兩地、各在一方」
- ③ 「出入」：未詳。『近代』は「重要、要緊」とするが、ここは当てはまらない。とりあえず「売出」「買入」の意味にとっておく。
- ④ 「舉首」：『近代』「㊲出首、告発」
- ⑤ 「設方」：『近代』「設放」に「擺放、擺設」とある。
- ⑥ 「貽干」：未詳。「干系」（=かかわり）を「貽」（=のこす）ことか。
- ⑦ 「招」：【3】参照。また『国字解』633は「白状する」、『東川』は「刑事被告人ガ其犯罪ヲ承認スルコト」とする。しかしここには当てはまらない。『近代』「㊶邀」の意味にとりたい。
- ⑧ 「情虧」：『中日』「㊶事情・災害などが軽微であること。…」
- ⑨ 「充軍」：『国字解』104「軍人にするなり。充と云は、あきまにみつる意なり。軍人は衛所に属して、軍伍に定まりたる人数あるゆへ、一人なくなれば軍伍不足するによりて、其不足を足す意にて、充と云なり。」
- ⑩ 「問軍」：『近代』「判為充軍」
- ⑪ 「具首」：未詳。他の類書の別条に「合具首明」という句があり、この短縮形かもしれない。
- ⑫ 「批文」：山腰敏寛『中国歴史公文書解説辞典』（汲古書院、二〇〇四年）「批」＝「…㊶裁定する、決済する、…㊶指令の意、」

【現代語訳】

戸口問題

- 1 思いもよらないことに、某はにわかには野心を起し、空売り詐欺(?)をおこない、代価を得て私腹を肥やした。子供らは行方が知れず、肉親を陥れたことで、彼らは離ればなれになって二つの土地にいる。人情・国法が許容できる行為ではないのだ。
- 2 家出している子女を家に留め置き、奴婢として売買している。人情・国法の許容し得るところではない。告発するのが筋である。
- 3 行方不明の奴婢を家に留め置き、転売したいとしながら、ひそかに隠して空売りした。これを「設方」(中身の無い見せかけ)という。事情を知っていて検挙しなければ、かかわりの種を残していたことが明らかになるであろう。
- 4 行方不明になった女子を不当にも姦淫して妻妾にした。雇い主?を迎えて官司に引き渡し、そうして被害者を良民にもどすのが筋である。それなのに手元に隠して強姦し、それを些細なことだとするなど許されないことだ。
- 5 予想もしなかったことだが、某は律に違反して逃げかえった。律に照らせば加役である。兵役に派遣されることになって①衛所に送られたが、逃げ還った。その情状は甚だしく、目こぼしすることなど認められるものではない。
- 6 悪党が法を欺く怪しげな行為をしている。もし目こぼしすれば、無辜の民を罪する事態を引き起こし、悪事を免れるにちかくなり、前の通りにして改めず、もとのような悪事をおこなうであろうことを、まことに恐れるものである。該県の書類には充軍の罪に問うとしているので、告発するのが筋である。
- 7 某は脅迫して人の財物を詐取し、告発されて取り調べを受け②、不正所得を供述した。県の取り調べを受け、律に従って③流罪に問われ、配所に護送されたのである。かつてに逃げ帰るべきではない。
- 8 悪党は法をまげ、官をごまかして逃げた。もし事情を隠して自首しないならば、おそらく残された災いの種が次々と表面化するであろう。
- 9 悪党は法に逆らって官をごまかし、差し向けられた捕り手を傷つけた④。まさに律・例に従って刑を加重するのが筋である。
- 10 道の途中で遮りとどめ、犯人を奪回した。県に抗い⑤公儀をごまかし、逮捕を拒んで罪を逃れようとしたのである。
- 11 悪党は悪事のかぎりをつくし、県を欺いて(判決に)服さなかった。捕り手に抵抗し、手下を集めて傷を負わせ、令状を引き裂いた。

《訳注》

- ① 原文は「遣法充軍」で、他の類書もおおむね同じであるが、意味が通りにくい。ただ『積玉全書』では「法」が「發」となっており、音通の可能性はある。「遣發」には『近代』「遣送、發送」、『中日』「①差遣する」という意味がある。とりあえずこの方向で解する。
- ② 原文は「結問」であるが、「詰問」の誤りであろう。
- ③ 『大明律』刑律一に「恐嚇取財」の規定がある。
- ④ この罪は「罪人拒捕」に当たるのであろう。『大明律』刑律十の同規定参照。

⑤ 「杭県」は、『萬書萃寶』『學海群玉』などに従って「抗」に改めて解釈する。

【原文】

【7-6】**錢債田土** 瞰①父出外、身單毒被、倚富操奸捉某、挾②寫虛錢實契③、恃箠腹棍、某為証、統衆轄佃、標田奪租、致陷一家、衣食絕望、情痛何堪、○今被豪惡、不察前項、先人後業、舊界為規、魍魎行欺、擅將古額、私自墾毀、平空④過占、湊局⑤兩頭⑥、舊跡明白現存、拘審田隣、占情可堪、○始因謀買、湊為基地、恠身不充、倒生荆棘⑦、尋田究占⑧、欺身儒善、不敢抵敵、○強占謀業、挾制要買、近伊立計、陷害租苗、霸截水利、不與澆灌、百般措勒⑨、賤價喬買、累被陷害、不得租收、致陷糧差⑩、被坑虐解、○刁豪一旦平空飛占、盜割禾稻、踐毀粟苗、稱是典賣、強霸耕鋤、打毀禾稻、農苦一年、靠望盡空、糧差虛納、業被混占、何人盜賣、誰人典當、既稱故田、豈無賣主、○未審何人、妄將本家承父田地、朦朧典獻、富豪勢耀、坑陷家貧、告爭無杜、○刁徒奸計賣絕、又行重賣、貪財重復情犯、律法無規、○圖財枉法典價、又作賣價、奸謀拴串重復、分明奪業、○身思一業、非是重復貪財、切緣二主、俱是謀局爭強、○兩家忿氣奸心、不由張主⑪扣身⑫、逼賣掙價⑬、豈得受回、○奸謀基地、勒作重復之情、兩主相爭、將價掙身屈受、○陡被豪惡、妄將本家、蔭庇墳山、魃⑭行盜砍、致損不安、陷害墳塚、○忽被豪雄、侵謀風水、懷占無由、暗機⑮謀害、魃將幼男及賤諸骨、妄將埋葬本山、計圖謀占、事係攔根⑯、○却被族惡立心不仁、在某祖墳邊畔、挨立生塋、占做假堆、侵損祖塚、跨龍截脈、昭穆不應、或騎墳埋葬、命脈相干、生亡不利、○刁惡鋤毀墳堆、湊局園業、上面耕鋤、栽種菜粟、下面棺屍、疑思存否、○益已損衆、無行出入、兩頭頭跡、存証可勘、雖有私開⑰、遶還不便、遠近鄰人、心皆不服、○今被勢豪、不以國課救民為重、只此占業彼岸為強、益一己之私、失百民之望、或用木石、疊出丈餘、架造涼亭・水閣、于上形影、可辯曲直、踪跡顯然、被占一丈池塘、致旱數畝糧稅、○因被占出、塘面卑狹、不能涵蓄、高上開溝、空崩塘塋、高流瀉下、砂土漲滿、以致淺狹、至夏秋乾旱、民皆失望、農苦無收、或致忿相爭、打傷奔告、○陡被強惡、恃伊勢豪、霸截水利、近塘者溢之有餘、隔窩者乾枯不已、溝渠不通、霸上截下、強者得利、弱者受害、○豪惡計着、瘋殘[鼓+月]跛、縱潑賤役、病人來家、坐逼炒罵、撒屎放尿、只得忍氣、浼托原中⑱、懇求寬限、層上轉約、利重債深、貧委難還、○帶領伴僕、虎勢來家、親臨取討、勝比官迫、僅有田土・基地、幼男被立、奸心拉身、前去伊家、房禁不放、牢吊拷勒、任由施展、黑天扣算、一錢還十、心尤不足、逼寫租田、賤價騙佔、准折⑲兒女、縱為奴婢、變賣⑳房室、宛轉用計、拴人出名、承過價銀、不見分釐、空手放回、痛剗心肉、逐身出屋、如鳥失巢、家敗流移、豪債滾陷、思要告理、勢大難攀、若不具告、一家無安、○遠年私債、父子相傳、一倍十倍、不敢聲音、騙心不足忒殺㉑、過天准折兒女、滾估萬千、勒寫房屋、措准租田、豪勢制壓、任由算騙、陸續還納、本利倍餘、貧難抵敵、准折難言、仍執陳約、騙無了年、有此豪惡、懇告青天、與民作主㉒、塗約除冤、

【関連史料】

*『萬書萃寶』錢債田産類・後段には同じ条文が含まれる。文字の異同・脱落がある条文は以下の通り。

瞰父出外、身孤毒被、倚富操奸捉某、挾寫虛錢實契、拴同腹棍為証、統衆轄佃、標田奪租、致陷一家、衣食絕望、情痛何堪、○今被豪惡、不察先人遺業、舊界為規、魍魎行欺、擅將古額、私毀平空、過占

刁惡鋤毀墳堆、湊局園業、上面耕鋤、栽種菜粟、下面棺屍、擬思存否、…○豪惡計着、瘋殘瞽跛、縱潑賤役、病人來家、坐逼炒罵、撒屎放尿、只得忍氣、浼托原中、懇求寬限、層層轉約、利重債深、貧委難還、○帶領伴僕、虎勢來家、親臨取討、勝比官追、(中略)、心尤不足、逼寫租田、賤價騙估、准折兒女、縱為奴婢、變賣房室、宛轉用計、捏人出名、承過價銀、不見分釐、空手放回、痛剗心肉、逐身出屋、如鳥失巢、家敗流移、豪債滾陷、思要告理、勢大難攀、若不具告、一家無安、○遠年私債、父子相傳、一倍十倍、不敢聲言、騙心不足忒殺、過天准折兒女、滾估萬千、勒寫房屋、指准租田、豪勢制壓、任由算騙、〔糸+陸一阜〕續還納、本利倍餘、貧難抵敵、准折難言、仍執陳約、騙無了年、有此豪惡、懇告青天、與民作主、塗約除冤、

* 『積玉全書』『萬書萃錦』錢債田土類・後段はほぼ同文。文字に異同・脱落がある条文は次の通り。
 瞰父出外、身孤莠毒(『萃錦』作毒莠)、倚富操奸捉某、挾寫虛錢實契、拴回腹棍為伴、統衆轄佃、標田奪租、致陷一家、衣食絕望、情痛慘何堪、○今被豪惡、不察先人舊(『積玉』作遺)業、舊(『積玉』作田)界為規、闕善行欺、擅將古額、私毀平(『積玉』作半)空、過占舊(『積玉』作田)跡現存、拘(『萃錦』作均)審田隣、占情可斷、○始因謀買、湊為基地、嗔貧未充、倒生荊棘、欺善凌懦、恣胆強吞、○謀業挾制、立計陷害、阻截水利、租無苗虛、空賠國課、○刁豪一旦平空戕占(『積玉』作騙)、盜割禾稻、踐毀粟苗、稱是典賣、○強霸耕鋤、枉法飛占、混侮貧民、冤苦莫訴、○圖財枉法典價、又作賣價、奸謀拴串、分明奪業、○身思一業、詎敢重復貪財、切緣二主俱是計局爭強、○兩家忿氣奸心、不由主張扣身、逼賣某價、豈得受回、○陡被富豪、妄將本家、庇蔭墳山、魃行盜砍、致損人工、○忽被豪雄、侵謀風水、懷占無由、魃將亡屍諸骨、埋葬本山、計圖謀占、事出非常、○却被族惡立心不仁、在某祖墳邊畔、挨立生塋、占做假堆、侵損祖塚、跨龍截脈、昭穆不應、○刁惡毀墳堆、湊局園業、耕種蔬菜、拋露尸(『萃錦』作屍)骨、○益已損衆(『積玉』作[?])、剝削膏肝、○勢豪不以國稅為重、只圖占業、陂隘為強、益一己私、失萬民望、○架造涼亭・水閣、于上結砌木石、于中任其經營、取其曲直、占據一丈池塘、致槁數畝禾苗、○占出塘面卑狹、不能停蓄、至夏秋乾旱、民皆失望、農苦無收、致忿相爭、打傷奔告、○近塘者溢之有餘、寫遠者乾枯不已、強者得利、弱者受害、○計着瘋疾瞽跛、來家坐逼炒罵、只得忍氣、浼托原中、求寬限、轉約魚鱗、貧委難還、○帶領伴僕、虎勢來家、親屬取討、勝比官追、僅有田土・基地、幼男被立、奸心拉身、前去伊家、房禁不放、懸吊拷勒、任由展施、黑天扣算、一錢還十、心大(『萃錦』作太)不足、逼寫租田、賤價騙估、准折兒女、縱為奴婢、變賣房屋、宛轉用計、捏人出名、承過價銀、不見分釐、束手放回、痛剗心肉、逐身出屋、如鳥失巢、家敗流移、豪債滾陷、思要告理、勢大(『積玉』作六)難扳、若不具告、一家無安、○遠年私債、父子相傳、一倍十倍、不敢聲言、騙心不足忒殺、過天准折兒女、滾估萬千、勒寫房屋、指准租田、富勢挾制、任由算騙、陸續還納、本利倍餘、貧難抵敵、准折難言、仍執陳約、騙無了日、有此豪惡、懇告青天、恩伶作主、塗約除冤、

* 『學海不求人』豪勢錢債類に以下のような共通する条文が踏まれている。
 …僅有田土・基地、幼男被立、奸心拉身、前去伊家房內、禁不？踈放、牢吊轉■、任由施展、有天无日、走又無門、听從扣算、一錢還十、尤心不足、勒寫租田、賤價騙估、准折幼男、在家為奴、良人子女、變賣房屋、宛轉用計、拴着另人出名、承過價銀、不見一分、空手統方、放回妻兒、見回墮淚還錢、痛剗心肉、私債皇天、逐身出屋、如鳥无巢、家家敗流移、豪債滾陷、思要告理、勢大難扳、若不告理、一家无安、…

* 『萬書淵海』『五車萬寶全書』『全書備考』には「錢債田土類」がない。

【語彙解】

- ① 「瞰」：『近代』「窺視；俯看」。ただし『中国語大辞典』に「瞰室貽災」＝「家の人々がみな悪人に殺されるというような思いもかけぬ災難にみまわれる」という解説があり、共通する用法かもしれない。
- ② 「挾」：『近代』「要挾、威脅」。『中日』「ある力を頼みとして、あるいは弱みにつけこんで脅迫する」。
- ③ 「虚錢實契」：【6-6】参照。
- ④ 「平空」：『近代』「凭空、無縁無故」。『中日』「凭空」と同じ。「何のよりどころもなく、理由なく、架空に、無実」。
- ⑤ 「湊局」：未詳。ただし「湊」は『中日』「①集める。…」、「局」は『近代』「①圈套、②騙、哄、…」という意味がある。とりあえず「畏や騒ぎをしかける」という方向で解釈する。
- ⑥ 「兩頭」：『雅俗』「りやうほう也」、『中日』「③両方(面)、双方」が通常の意味である。しかしこれではわかりにくい。ここでは『中日』「④初めと終わり」の意味にとる。
- ⑦ 「倒生荆棘」：未詳。
- ⑧ 「究占」：『中日』「鳩占＝他人の地位を占拠すること」
- ⑨ 「措勒」：『漢詞』「勒索、刁難」。『中日』では、勒索：「強奪する、むりやりに取る」、刁難：「意地悪く人を困らせる、難しくせをつける、いやがらせをする」とする。
- ⑩ 「糧差」：『用語解』54 r 「清代、地方に出張して、租税の徴収に当たる下級役人のこと」。『福恵』「ねんぐとつかひのふたつ」。
- ⑪ 「張主」：『石山』「引受ケテ世話ヲスル、取り捌クノ意」。『雅俗』「主張と同じ、とりさばく」。『漢詞』「①謂發揮主体作用、②主張、作主」。もし「帳主」の誤りであるとすれば、『中日』「債権者、貸主」。
- ⑫ 「扣身」：未詳。『中日』「扣」＝「…③差し止める、押さえておく、差し引く、…④やっつける、…⑥たたく」。
- ⑬ 「掙價」：未詳。『石山』「掙＝人ニ強ユル、強制的ニスル」。あるいは「壓價」「押価」と音通であれば、『用語解』188 1 「押地」の項「金銭貸借の方法の一種で、土地を担保として貸し出すもの。…一般的に債権者は担保となる土地の売価の 6、7 割程度の金銭を債権者に貸し与えた。この価格を押価と呼ぶ。…」。
- ⑭ 原文は「[鬼+戌]」だが「魃」であろう。『諸橋』「いつはる、にはか」。
- ⑮ 「暗機」：『近代』「隱秘的機關、指暗蔵的機械装置」。
- ⑯ 「欄根」：未詳。出自を乱すこと、あるいは祖先を貶めることか。
- ⑰ 「私開」：未詳。ただし「開」には『近代』「⑩列出、逐一開出」、『中日』「⑩列举して書く。書き出す、(書きつけを)作成する」という意味がある。この方向で解する。
- ⑱ 「原中」：『石山』「中人、中間者」。
- ⑲ 「准折」：『用語解』464 r = 『石山』「彼此相い差し引きできることをいう。差し引けは可なる、の意」。『雅俗』「さしひく」。『国字解』256 「準折人妻妾子女」：「是も金の方に妻妾子女をとりたるを云」。『福恵』「しなものをきんぎんのかはりにやる」。
- ⑳ 「變賣」：『中日』「(財産などを)金に換える、売って金に換える」。『国字解』233 「うりて金にすることなり」、同 624 「売しろかへたることなり」。『雅俗』「うりしろなす」。
- ㉑ 「忒殺」：『石山』「元人ノ伝奇ニ『忒殺風流』ノ如キ句多シ。甚ダ、過グル、余リニノ如キ意」。『雅俗』「はなはだし、あまりなること」。『近代』「太、過于」。

② 「作主」：『中日』「做主」＝「自分の考えで処理する、決定権を持つ」

【現代語訳】

借金・土地問題

- 1 父親が外出して一人の時をうかがって毒牙にかけた。富をたのみに悪人を操って某を捉え、無理やり「虚銭実契」を書かせた。手下の棍徒を頼りにしていたことは①某が証言している。(彼らは)佃戸を率い、土地に目印をつけて地租を奪った。一家を陥れ、その衣食の望みを断ったのである。きわめて痛ましい状況で、堪え難いものだ。
- 2 いまあくどい豪民(の裏工作)によって、先の懸案を調査して明らかにせず、人の言い分を優先し土地(の契約?)を後回しにし、古い境界を規準にされている。魑魅魍魎が欺いたようなものである。ほしいままに元の広さの土地を勝手に開墾し、何の根拠もなく過大な土地を占拠した。終始さまざまな騒ぎを仕掛けており、痕跡は明確に残っている。隣り合う農地の所有者を連れて来て調べれば、不当占拠の状況を明らかにできる②。
- 3 はじめは土地を買い集めてわがものとしようと企んだが、承諾されないのを咎め、逆恨みして農地を探し占拠した。みずからを懦弱で善良な人間と偽ったので、あえて対抗する者はいなかった。
- 4 強引に土地を得ようと企み、脅して買い取ろうとした。彼に近づいて計略を立て、租苗(を負担する田地)を騙し取り、水利設備をわがものとし、(農地に)灌漑するのを許さなかった。あらゆるいやがらせをし、価格を安くさせて買った。彼はしばしば陥し入れられて地租を得られなくなった。糧差も陥れられ、だまされて自腹で納入させられた。
- 5 あくどい豪民はでたらめに農地を占拠するや、稲を盗み刈りし、粟を踏み荒らしたが、これを典買したと称した。むりやり農作業をおこない稲作をだめにしてしまったのである。農民の一年間の苦労はまったく望みがなくなった。糧差は租税を納入したことにし、農地は彼のものに併合された。誰が盗み売り、誰が質に入れたのだろうか。事情を知らながら買った農地③と称している以上、売主がいないはずはないのだ。
- 6 いまだ誰の仕業かわからないが、該家が父から相続した田地を、ごまかして質に入れた。富家は威勢をひけらかし、貧家をだまして陥れている。これでは訴訟沙汰を防ぎようがない。
- 7 悪党が姦計をめぐらして絶売とし、さらに二重に売り渡した。金欲しさに違法行為を繰り返している状況は、律や法の規準がないも同然である。
- 8 財を得ようと企んで法をまげている。典価をまたさらに売価とするなど、グルになって悪だくみを繰り返し、明らかに土地を奪おうとしているのである。
- 9 (この件の原因は)自らの土地のことを思っているのもあって、財を貪る行為を繰り返しているのではない。思うに、ひたすら双方が謀りごとを巡らして強さを競い合っていることによるのである。
- 10 両家がよこしまな考えに怒っているのは、身柄を勾留することを主張しているからではない。無理に価格を押し付けられて売ったが、(土地を)取り戻しようがないからなのだ。
- 11 無法に土地を得ようと謀り、繰り返し強要している状況で、双方が争って価格を押し付けあい、屈服させようとしている。

- 12 にわか豪民に被害を与えられた。該家の墓山を保護すると偽って、木を切って盗んだのである。損害を与えて不安にさせ、その墓山を手に入れたのだ。
- 13 突然、豪民によって風水の良い土地を奪われようとした。(彼らは)土地を占拠しようとして方法がなく、ひそかに謀り事をめぐらして陥れようとした。偽って幼児と奴僕等の骨をその墓に埋葬したとして占拠したのである。この一件は「欄根」である。
- 14 結局、族内の悪党に不仁の行為を決意させた。某の祖父の墓に近付けて自分の墓を作り、仮の盛り土を作って土地を占拠し、祖父の墓を浸食した。(風水の)龍脈を横切り、昭穆は対応しなくなった。あるいは墳墓の上に埋葬し、命脈が干渉しあって、生者にも亡者にも恩恵はなくなった。
- 15 悪人は墓の盛り土を崩し、園地に関する訴訟騒ぎを仕掛けた。地上では農作業をして作物を栽培し、地下では棺や遺骨の存否すら疑わしくなっている。
- 16 私腹を肥やして他者に損害を与えており、無法な行動をしている。初めから終りまで状況は明らかで、証拠は取り調べることができる。みずからの書付があるとはいえ、回りくどいもので(問題の解明に)役立たない。遠近の隣人たちはみな心中では承服していないのである。
- 17 いま豪民に被害を与えられた。彼らは租税で民を救うことを重んじず、ただため池沿いの土地を占拠することだけを強調している。一個人の私腹を肥やして多くの人の輿望を失っている。あるいは木や石を一丈余りも積み上げて水辺の納涼亭を造った。実態をみれば善悪を判別することができるし、その痕跡は明らかである。一丈ほどのため池沿いの土地を占拠されたことで、数畝分の租田が旱害を蒙っているのだ。
- 18 ため池の水辺を占拠されたため、ため池が狭くなり、貯水や灌漑ができなくなった。高所に溝を切ったので、堤やその上の平地が無駄に崩壊した。高所から水を流したので土砂があふれ、(水路は)狭く浅くなった。夏・秋の乾燥期になって民はみな望みを失い、農民は収穫がなくなったことに苦しんだ。ある者は怒って相争い、暴力沙汰におよんで訴訟に走り回っている。
- 19 にわか悪人どもに被害を与えられた。彼らは威勢を誇って水利を牛耳ったので、ため池に近い場合は水があふれかえり、距離がある場合は水が枯れて仕方がない。水路は通じず、上流、下流を牛耳られ、強き者が利益を得、弱き者が損害を被っているのである。
- 20 豪民が企んで勝手に不具者を賤しい役務に充てている。そのため病人が家に来ることになり、へたり込んであざけり罵っている。糞尿を播き散らされても忍耐するのみである。仲介者に頼みこんで期限を緩めてもらうよう懇願した④。(豪民は?)次々と契約を転換し、利息は重く借財は大きい。貧乏人には返済しがたい額である。
- 21 手下を引き連れ、威勢よく家にやって来た。みずから取り立てようとするさまはお上の徴収よりも厳しいものである。僅かでも農地や土地があれば若い男児を後継ぎに立て、よこしまな心で連れ出し、家へ行って彼を部屋に監禁して解放しない。牢獄での拷問はやりたい放題である。闇夜に勘定して十倍返しを求めるようなものであるが、それでも足りないと思い、むりやり租田の契約書を書かせ、安価でだまし取った⑤。子女をかたに取り勝手に奴婢とした。家屋を売って金に換えたが、これは婉曲な計略である。人を引き込ん

で名義人とし、価額を相続すると一銭も見せずに手ぶらで帰らせた。肉体を抉るようにして家から追い出したのである。鳥が巢を失ったようで、家は没落して流浪し、巨額の借金地獄に転げ落ちた。訴訟を起こそうとしても、威勢の大きさに取り付く島もないのだ。もし告訴しなければ一家に安住の地はない。

○22 ずっと昔の借金が親から伝えられ、二倍が十倍にもなって、口では言いあらわせない程になっている。インチキな取り立てはあまりにもひどい状況で、後日、子女をかたに入れたが、債務は転がって巨額に膨れ上がった。家の契約書を無理強いし、農地を無理やり小作に出させた。豪民が抑えつけて意のままにだまし、次々と返納しても元利は倍余りになった。貧乏人にはどうにもならず、借金のかたのことは口にできないほどになった。それでも古い証文をたてにしてだまし続けて終わりが無い。このようなあくどい豪民がいるので、お上をお願いしたい、民のために積極的に処理して下さるように。これまでの契約書を抹消し、恨みを取り除いていただきたい。

《訳注》

- ① 原文は「恃嵌腹棍某為証」であるが、意味がとりにくい。『萬書萃寶』に従って「控同腹棍為証」とすれば「手下とグルになって証人とし」という意味になる。
- ② 原文は「占情可堪」であるが、他の類書に従って「占情可勘」と改める。
- ③ 原文は「故田」であるが、意味はよくわからない。「故」が「故買」の意味だとすれば、『中日』に「事情を知りながら買う」という意味がある。これに従う。
- ④ ここまでの文と以下の文の内容がつながりにくい。脱文があるのであろうか。
- ⑤ 原文は「騙佔」であるが、『學海群玉』『妙錦萬寶全書』によって「騙佔」とすれば「価格をごまかす」という意味になる。

【原文】

【7-7】財本 投落經紀①、靠為父母、托為發賣、孰知欺闕、異郷孤客、人路生疎、舉眼不識、任由展轉、指東掩西②、謔名影射③、搆控光棍、一路④心腹、貨物賒去、計價約限、依期去取、推托⑤哄延、百般調弄、纏陷一年、毫釐不見、任由設法、○控通光棍欺騙、立意謊賺負騙、推搥⑥哄延、分文⑦不與、憂思父母、影途⑧兩天、素手空拳、不得還郷、○奸惡明欺、坐視不還、上門取討、支吾⑨不見、返嗔⑩催取、觸怒辱罵、將言理辯、喝令叢手亂打、混失在身銀兩若干、○強惡勢欺、孤客怒賣、挾勢交易、不由情願、傾瀉⑪低銀、賤價喬賣、折本不充、明壓異郷、不由分辯⑫、○經紀控通、坐騙如賊、作賤作貴、欺騙客錢、行止⑬過虧、乞嚴禁革、○私充交易、瞞官騙客之徒、白充經紀、誠是詐偽之黨、羈拉客商、私充把持、賊心奸詐、騙客任由、○面目是人中心、賊臉把搆、私抽騙財、明為暗賊、輯同販鬻、皆是以賊分贓、客心叫屈⑭、忍痛搥胸、○詐言故失⑮、如竊如偷、寄之且與心交⑯豚之、乃欺天理、費用⑰理合賠還、死失豈無蹟跡⑱、

【関連史料】

*『萬書萃寶』『萬書淵海』財本類・後段には同じ条文が多く含まれる。またすべての条文に文字の異同・脱落がある。

投落經紀、依為父母、貨托發賣、惡欺噉異郷孤客、任由展轉、指東掩西、謔名影射、賒去貨物、計價

約限、依期往取、哄延一載、分文不與、○控回光棍、欺騙立意推捩、纏陷父母、影塗兩天、素手空囊一洗、○奸惡明欺、坐視不還、上門取討、支吾不見、嗔孤催促、觸兇喝令、叢手亂打、混失在身銀兩若干、○強惡勢欺、孤客怒責、挾令交易、不由情願、傾瀉低銀、賤價喬賣、折本不充莫容、…○詐言故失、如竊如強、寄者恃與心交取之、乃欺天理、費用理合賠還、死失豈無顯跡、

* 『五車拔錦』財本類・後段は「經紀控通」の条まで共通である。文字に異同がある条文は下記の通り。
…○奸惡明欺、坐視不還、上門取討、支吾不見、返嗔催取、觸怒辱罵、將言理辨、[β+曷]令叢手亂打、混失在身銀兩若干、○強惡勢欺、孤客怒責、挾勢交易、不由情願、傾瀉低銀、賤價喬買、折本不充、明壓異郷、不由分辨、

* 『學海群玉』財本類・後段は同文である。文字に異同・脱落がある条文は下記の通り。
…○詐言故失、如竊如偷、寄之且與心交昧之、乃欺天理、費用理合賠還、死失豈無顯跡、

* 『五車萬寶全書』財本類・後段はほぼ『萬書淵海』と同文。文字の異同がある条文は下記の通り。
投落經紀、依為父母、貨托發賣、惡欺瞰異郷孤客、任由展轉、指東掩西、謔名影射、除去貨物、計價約限、依期行取、哄延一歲、分文不與、…○詐言故失、如竊如強、寄者恃與心交取之、乃欺天理、費用理合賠還、死失豈無顯迹、

* 『妙錦萬寶全書』財本類・後段は同文であるが、文字の異同がある例文は下記の通り。
…○詐言故失、如竊如偷、寄之且與心交昧之、乃欺天理、費用理合賠還、死失豈無顯跡、

* 『積玉全書』『萬書萃錦』財本類・後段には共通する例文が載せられている。文字に異同・脱落がある条文は下記の通り。
投落經紀、依為父母、貨托發買、惡欺瞰異郷孤客、任由展轉、指東掩西、詭名影射、除去貨物、計價約（『積玉』作若）限、依期往取、哄延一歲、分文不與、○控回光棍、欺騙立意、推捩經陷父母、影途兩天、素手空囊一洗、○奸惡明欺、坐視不還、上門取討、支吾不見、嗔孤催促、觸兇喝令、叢手亂打、混失在身銀兩若干、○強惡勢欺、孤客怒責、挾令交易、不由情願、傾瀉低銀、賤價喬賣、折本不充莫容、…○詐言故失、如竊如強、寄者恃與心交取之、乃欺天理、費用理合賠還、死（『積玉』作使）失豈無顯跡、

* 『全書備考』財本類・後段は第二条および最後の条が共通である。文字は『萬書淵海』と同じであるが、最後の条に若干の異同・脱落がある。

…○詐言故失、如竊如強、寄者恃與心交取之、乃欺天理、合賠還、死失豈無顯迹、

【語彙解】

- ① 「經紀」：『用語解』「仲買」の項。「…ほかに牙人を含めて取引における委託・受託にたずさわり commission として1～2割の日本でいう口銭すなわち用銭・…牙錢などを収める agent の部類を経紀ともいう。…」。『福恵』「ばんとう」。
- ② 「指東掩西」：『中日』「指東道西」と同じであろう。「あれこれと無関係のことを言って、本題をいい出さないこと。」
- ③ 「影射」：『石山』「…他人ノ名義ヲ借り用ヒテ詐欺行為ヲ働ラクコト」。『中日』「②他人の名義をかたる」。
- ④ 「一路」：『近代』「㊟同伙、一党」。『石山』「一路人」で「一派ノ人、一ツ穴ノ狐、グルノ人、馴合ヒノ人」。
- ⑤ 「推托」：『石山』「他ノコトニカコツケ辞退スル」。『近代』「托故拒絕」。

- ⑥ 「推捱」：『漢詞』「推宕拖延」。なお「推宕」は『中日』「ことにかこつけて遅延させる、引き延ばす」。
- ⑦ 「分文」：『石山』「金錢ノ端数（ハンタ）、些少ナル錢」
- ⑧ 「影途」：未詳。
- ⑨ 「支吾」：『中日』「言葉を濁す、ごまかしをいう、言いぬける、逃げ口上をいう、お茶を濁す」。『福恵』「まぎらかす」。
- ⑩ 「返嗔」：未詳。ただし『近代』の「返」には「㊸違忤」という意味がある。この方向で解す。
- ⑪ 「傾瀉」：『中日』「傾け注ぐ、急流をなして流れる」
- ⑫ 「分辯」：『中日』「言いわけする、弁解する」。「分辨」ならば、『中日』「見分ける」。『近代』はいずれも同じ意味とし、「辯白、分析」とする。
- ⑬ 「行止」：『国字解』585「身の行迹なり」、同589「平人の上の行迹なり」。『近代』「㊹品行、品德」。
- ⑭ 「叫屈」；『近代』「喊冤、鳴冤」。『中日』「不平を述べる、不平を訴える」。
- ⑮ 「故失」：一般には次のような意味である。『国字解』53「故失滅」＝「故と失と二つなり。故とはわざわざなり。失はとりはづしなり。わざわざ悪事をするを故と云。知らずして悪事をするを失と云。…多くは公事をさばくものの罪なりと知るべし」。『中日』「量刑不当」。しかしここでは文意に合わない。『近代』の「故」には「㊺仍、仍然。㊻本生、原本」という意味があげられている。さしあたり㊻に従う。
- ⑯ 「心交」：『漢詞』「知心朋友」
- ⑰ 「費用」：『国字解』220「…それ（年貢・運上等——大澤）を私用につかひすつるなり」。
- ⑱ 「顯跡」：『国字解』103「明かなる事跡なり」、同234「事の跡たしかにあらはれて衆人の知りたるを云」、同802「事跡のかくれなきを云」。

【現代語訳】

資本金問題

- 1 （某は）経紀に加わり、（有力者を後ろ盾の）父母に据え、荷物を預かって売り出したので、誰も詐欺だとは気がつかなかった。異郷の商人は人間関係に疎く、まわりに知る人もいないので、商品が転々と動いていくのに任せた。（某は）商品の話をうやむやにし、名前をかたって光棍とグルになり、一味同心して貨物をかけ買いし、価格を決め、支払い期限を約して持ち去った。（ところが）何らかの口実を設けて支払いを引き延ばすなど、あの手この手で（商人を）もてあそび、まつわりついて陥れること一年。一銭も見せることなく、（商人が）何とか（資金を）工面するにまかせた。
- 2 （某は）光棍とグルになって欺き、意図的に資本を預かった。何らかの口実を設けて（支払いを）引き延ばし、鏹銭一文も返さなかった。（客商は）父母のことを憂慮し、二、三日の間途方に暮れていたが、徒手空拳では故郷に帰ることができなかった。
- 3 悪質な連中が詐取したのは明らかなのに、（要求を）無視して返還しなかった。家に催促しに行ったが言葉を濁して会おうともしない。反発して怒り、受け取ろうと催促したが①、彼の怒りに触れて罵られた。理を以て弁明しようとする、（某は手下に）号令をかけ、寄ってたかって打擲させた。ここで身に付けていた銀両若干を紛失してしまった。
- 4 凶悪な者が威勢をたのんでだまそうとしたため、客商は怒って責めた②。だが彼は権威を笠にきて交易させ、客商の希望を聞かなかった。安い価格に落としこみ、（自分は）高

く売りつけたので、もとでを割り込んでしまった。明らかに他所者を抑えつける行為であったが、見分ける方法がなかったのだ③。

- 5 経紀がグルになって悪人のごとくにだました。価格を上げ下げし、客商の金をだまし取った。日ごろの悪事が目に余るので、官の禁令を厳しくするようお願いしたい。
- 6 勝手に（牙人になって）交易を担当するのは官を欺き商人をだます輩である。でたらめに経紀を任命するのは真に欺瞞をはたらく一党である。（某は）客商をつなぎとめて、勝手に任命した牙人に（市場を）取りしきらせた。悪人の腹黒さをもって客商をだまし放題であった。
- 7 容貌というものは人の中心である。強面で無理強いすること、勝手に財産を抜き出すこと、表と裏の顔を使い分けて悪事をはたらくこと、仲間を集めて販売すること、これらはみな悪事の稼ぎを山分けする所業である。客商が不平を訴えており、苦痛を堪えしのんでいるさまは胸を打つものがある。
- 8 （預かった物資を）偽って「故失(もともと紛失している)」だというのは窃盗のようなものである。某に預けて、親友であることを頼みとしているのに、それを取りあげてしまう④など天理を欺くものである。使いこみ分は当然賠償すべきであるし、死亡に至った行為は明らかな証拠があるのだ。

《訳注》

- ① 原文は「返嗔催取」であるが、意味が取りにくい。『萬書萃寶』『萬書淵海』などに従って「嗔孤催促」としても、「一人旅の客商に怒って催促する」という意味になり、これでも文意が通じにくい。さしあたり【語彙解】の『近代』に従う。
- ② 原文は「怒責」であるが、『萬書萃寶』などは「怒責」に作る。これに従う。
- ③ 原文は「分辯」であるが、「辯」と「辨」はしばしば混同される。ここでは後者に従う。
- ④ 原文は「寄之且與心交朶之」であるが、意味が取りにくい。あるいは「賄賂を贈るようなことをする」ともとれる。しかし『萬書萃寶』『萬書淵海』などに従って「寄者恃與心交取之」とすれば訳文に掲げたような意味になる。後者の方がわかりやすいので、こちらに従う。また「朶之」を『學海群玉』『妙錦萬寶全書』などに従って「昧之」とすれば「ごまかして自分のものにする」という意味になる。

【原文】

【7-8】人命 果被兇惡、於某月某日、瞰某隻身往某處、商同棍徒某等、各執鎗棍、隱藏兵戈、在於山内、將某登時、頭心或腦門、一下打死、在地密將屍身、藏送斂跡①、負冤無伸、情痛何堪、○奸謀害命、計將毒藥殺人、造意圖財、違法陰謀過甚、○被奸辱縊、勒逼站死②、人冤族服、致傷啗命、屈情③負枉、○因姦致死、情犯違律殺人、行威勢逼、事致屈死人命、○造意謀殺、枉傷命危、逞兇打碎頭腦、幾命即刻死亡、○同行知有謀、故皆是共意圖財、暗使弓箭射傷、實乃造意仇殺、○採生④殺害、持刀白日殺人、魘魅⑤害人、甚是主謀同殺、○奸惡欺條違法、計將毒藥殺人、謀害性命、律法難容、○主意行殺情犯、律令何容、過失殺傷致使、律當處絞、○故殺子孫、律法難容、誣賴⑥妄將奴命、抵虛聳告惑官、○難容圖賴⑦、他人子幼、奸心計將親屍、圖謀設法、或將家長死屍誣人、○騎馬奔馳、馬足踏傷人命、推車勢勇、以致速急傷人、○命強走馬踏死、屍于非命、擲石拋磚打死、命于非法、○鑿藥殺人奸

仇、故行陷命、鍼醫到穴傷命、腑坑屈下、○威力專縛拷打、致死人命、綁縛捉於伊家、威力打殺人命、威權力勢、非法綁人、打傷肢躰、篤疾可怜、命在頃臾、生難必死、○胎有一性、一胎即一命、兇強勢惡、踢傷小腹、胎痛將危、極惡強梁、逞兇踢傷小腹、胎痛難安、妻命沉吟、叫哀苦楚、○強惡行兇、非法打傷胎命、妻聲叫苦痛哭、幾於命危、被陷子母、冤屈可憐、打傷妻腹、胎落存証、非法行兇、妻危胎死、○律然公事、不許私和^⑧、雖舊欺終難息訟也、私和必有求財之弊、求和事有買息之情、理不足宜、經官判決、事違犯舉、憑官施彰、○貪財賣放^⑨、實是奸巧之徒、賄托私和、無非欺公蹈法、○私和人命、察無情可圖財、買休得其財、朋相捺息、未得者、必自行首、○人和私和、甚是欺公玩法、廣財買息、以致死者[啣-尸+子]冤、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』『萬書萃錦』人命類・後段は同文であるが、すべての条文に文字の異同・脱落がある。
 奸謀害命、計將毒藥殺人、造意謀財、兇惡過甚、○某瞰隻身往外、商同棍徒某等、各執鎗棍、隱藏在山、將某登時、或頭或腦門、一下打死、在地密將屍身、藏匿斂跡、負冤無伸、…○造意謀殺、枉傷命危、逞兇打碎頭腦、幾命將危、即刻死亡、…○故殺子孫、律法難容、誣賴妄將奴命、抵虛疎告感官、…
 ○威力制縛拷打、致命身死、○騎馬奔馳、馬足踏傷人命、推車勢勇、以致急速傷人、○擲石拋磚、打死命于非法、○綁人打傷肢躰、篤疾可怜、○人命私和、甚是欺公玩法、廣錢買息、以致死者[口+銜]冤、
 ○求和必有求財之弊、行財似有買息之情、
- * 『五車拔錦』人命類・後段は「○鑿藥殺人奸仇…」まで同文であり、これ以下は缺けている。文字に異同・脱落がある条文は以下の通り。
 …○被奸辱縊、勒逼站死、人冤族服、致傷陷命、屈情負枉、…○造意謀殺、枉傷命危、逞兇打碎頭腦、幾命將危、即刻死亡、…○主意行殺情犯、律令何容、過失殺傷致死、律當處絞、…○威力專縛拷打、致死人命、
- * 『學海群玉』人命類・後段はほぼ同文であるが、「○胎有一性」「○強惡行兇」「○人和私和」の条文はない。また順序が入れ変えられている条文がある。さらに「○私和人命」と「○人和私和」の条文は一条にまとめられている。文字に異同・脱落がある条文は下記の通り。
 …○被奸辱縊、勒逼站死、人冤族服、致傷陷命、屈情負枉、…○造意謀殺、枉傷命危、逞兇打碎頭腦、幾命將危、即刻死亡、…○主意行殺情犯、律令何容、過失殺傷致死、律當處絞、…○威力專縛拷打、致死人命、○綁縛捉於伊家、威力打殺人命、○威權力勢、非法、○綁人、打傷肢躰、篤疾可怜、命在頃臾、生難必死、○私和人命、甚是欺公玩法、廣財買息、以致死者啣冤、…
- * 『萬書淵海』人命類・後段の共通条文で文字に異同・脱落があるのは下記の通り。
 奸謀害命、計將毒藥殺人、造意謀財、兇惡過甚、○某瞰隻身往外、商同棍徒某等、各執鎗棍、隱藏在山、將某登時、或頭或腦門、一下打死、在地密將屍身、藏匿斂跡、負冤無伸、○因姦致死、情犯違律殺人、行威勢逼、事致屈死人命、○造意謀殺、枉傷命危、逞兇打碎頭腦、幾命將危、即刻危亡、…○故殺子孫、律法難容、誣賴妄將奴命、抵虛疎告感官、…○綁人打傷、肢躰篤疾可怜、○人命私和、甚是欺公玩法、廣錢買息、以致死者啣冤、○求和必有求財之弊、行財似有買息之情、…
- * 『妙錦萬寶全書』人命類・後段の共通条文で文字に異同があるのは下記の通り。
 …○被奸辱縊、勒逼站死、人冤族服、致傷陷命、屈情負枉、…○造意謀殺、枉傷命危、逞兇打碎頭腦、幾命將危、即刻死亡、…○威力專縛拷打、致死人命、○綁縛捉於伊家、威力打殺人命、○威權力勢、

非法○綁人、打傷肢躰、篤疾可怜、命在湏臾、生難必死、…○私和人命、察無情可圖財、買休得其財、明相捺息、未得者、必自行首、○人命私和、甚是欺公玩法、廣財買息、以致死者〔啣-口+子〕冤、

*『全書備考』人命類・後段の共通条文中で文字に異同があるのは下記の通り。

奸謀害命、計將毒藥殺人、造意謀財、兇惡過甚、…○威力制縛拷打、致命身死、○擲石拋磚打死、命於非法、

*『積玉全書』人命類・後段の共通条文中で文字に異同があるのは下記の通り。

奸謀害命、計將毒藥殺人、造意謀財、兇惡過甚、○某毆隻身往外、商同棍徒等、各執鎗棍、隱藏在山、將某登時、腦門一下打死、在地密將屍首、藏匿斂跡、負冤無伸、…○造意謀殺、枉傷命危、□□○逞兇打碎頭腦、蟻命將危、即刻死亡、…○故殺子孫、律法難容、誣賴妄將奴命、抵虛竦告感官、…○威力制縛拷打、致命身死、○騎馬奔馳、馬足踏傷人命、推車勢勇、以致急速傷人、○擲石拋磚、打死命于非法、○綁人打傷肢躰、篤疾可怜、○人命私和、律犯欺公玩法、廣錢買息、以致死者含冤、○求和必有求財之弊、行財似有買息之情、

*『學海不求人』の「打傷墮胎」「人命」「私和公事」の三項には以下のような共通する文章が含まれている。

「打傷墮胎」：○一胎有一性、一胎即一命、兇強勢惡、踢？傷肚胎之命將危、必在強梁、坑陷踢傷小腹、胎痛難安、妻命沉吟、叫哀苦楚、強惡行兇、非法打傷胎命、妻叫皇天痛哭、幾於危命、一胎一命、妻命將在危中、被陷子母、屈苦可怜、打傷妻腹、胎落存証、非法行兇、妻危胎死、…

「人命」：○奸謀害命、計將毒藥殺人、造意圖財、違法陰謀過甚、被奸辱縊、勒逼玷死、人冤族服、致傷陷命、屈情負枉、因姦致死、情犯違律殺人、行兇威勢逼、事致屈死人命、造意謀殺、在傷命危、打碎頭腦、幾命將於一死、同行知有謀、故皆是共意圖財、弓箭射傷、實是共意仇殺、採生殺害、持刀白日殺人、甚是主謀同殺、造畜殺人、奸惡欺條、違法毒害人、犯法難容、主意殺人、情犯律令何容、過失殺傷致死、律當處絞、故殺子孫、律法難容、誣賴妄將奴命、抵虛聳告感官、難容圖賴他人于幼、奸心而將親屍、圖賴主謀設法、假將家長死誣、騎馬奔馳、馬足踏傷人命、推車勢勇、以致速急傷人、豪強走馬踏死、拋磚打死、伊家專一持勢威力、打殺人命、威權力勢、非法綁人、打傷肢體、篤疾可怜、命在需臾、死生難容、

「私和公事」：○律然公事、不許私和、雖舊欺公、終息訟也、私和必有求財之弊、事有買息之情、理不足宜、其經官判決、事違犯舉、憑官施彰、貪財買放、實是奸者之徒、賄托莫非欺公蹈法、私和人命、察無情可圖財、買休得其財、朋相捺息、未得者、必有首行、人和某是欺公玩法、廣財買息、以致死者〔口+街〕冤、民有不平、湏以官治、豈容玩法、買囑私和、

*『五車萬寶全書』には「人命類」がない。

【語彙解】

- ① 「斂跡」：『中日』「①姿を隠して行方をくらます、隠れる」
- ② 「站死」：未詳。《訳注》①参照。
- ③ 「屈情」：『漢詞』「①压抑感情、②猶冤枉」。
- ④ 「採生」：『東川』「明代、湖広岳州地方ニハ閏月ニ遇フトキハ五六群レヲ為シテ長竹ノ竿ヲ以テ小筐ヲ挑ケ竿上ニ鉤アリ以テ人ヲ鉤シテ殺スノ風行ハル。之ヲ『採生』ト謂フ。親識ノ者ト雖モ免カレズ。中ニ僧侶又ハ婦人尤モ多シト云フ」。また『宋会要』刑法二一一五二に「(紹興)二十一年閏四月十六日、知沅州傅寧言、湖南北路風俗、每遇閏月之年、前期盜殺小兒、以祭淫祀、謂之採生、…」

とあるなど、禁令が出されている。

- ⑤ 「魘魅」：『国字解』21「のろひまじなひ人がたなどを作りて、調伏する類なり」
- ⑥ 「誣頼」：『石山』「誣ユル」。『漢詞』「捏造事実硬説人有過惡、或把自己的過惡推到別人身上」。『福恵』「いひかける」。
- ⑦ 「凶頼」：『国字解』402「ねだることなり」。『石山』「財物ヲネダル、ユスル」。『東川』「己レ惡事ヲ為シテ罪ヲ他人ニ嫁シ、或ハ己レノ恨ヲ報ジ、或ハ金錢ヲ強求スル等ノ行為ヲ謂フ」。
- ⑧ 「私和」：「私和公事」の項＝『国字解』503「ををやけごとになる罪を内証にてあつかふことなり」参考)『大明律』刑律九「私和公事」に「凡私和公事者、減犯人罪二等、罪止笞五十」とある。
- ⑨ 「売放」：『近代』「受賄後徇情寛縦」。『中法』「受賄私放」。『用語解』79r「清代、人夫徴発または雇用の際、胥吏・差役・地保・甲首に賄賂を送り、就役を免れること。…」。『中日』「(役人が) 賄賂をとって罪人を放す」。

【現代語訳】

殺人事案

- 1 果たして凶悪者によって引き起こされた事件であった。某月某日、某は単身で某所でかけた。(凶悪者は) 棍徒某等と示し合わせ、それぞれが銃や棒をもち、武器を隠しもち、山中(寺の境内?) でいきなり頭頂やら額やらを一撃して殺した。現地でひそかに死体を隠して行方をくらました①。(被害者は) 恨みを晴らすすべがなく、悲痛の情は堪えられない程である。
- 2 悪人が殺人の計画を企み、毒殺しようと思いついたのであり、違法な陰謀の何と甚だしいことか。
- 3 悪人によって辱められたために首をくくった。これは恥辱によって死ぬことを強要されたもので②、本人のみならず一族も恨みを呑んでいる。傷を負わせ生命の危機に陥れ、悔しい思いをさせたのである。
- 4 強姦によって死に至らしめ、その情状は律に違反した殺人である③。脅しをかけて脅迫し、結果として無念の死を招いた。
- 5 意図的に殺人を企み、傷を負わせて生命の危機に及ぶほどだった。暴力をほしいままにして頭部を打ち砕き、生命を危うくし死に至らしめた。
- 6 仲間が謀りごとを知っていたので、共謀して財物をねらったということになる。むやみに弓を射て傷を負わせたが、実は意図的な恨みによる殺人であった。
- 7 「採生」と称する殺害事件は、白昼刀を使って人を殺すこと(と同じ)である。まじないによって人に危害を加えようとするのは、ひどいときには首謀者は殺人罪と同じである。
- 8 悪人が法令をごまかし、毒薬で人を殺そうと計った。生命に危害を加えようとするなど、律も法も許すものではない。
- 9 意図的に殺人をおこなおうとすることは律・令が認めるはずがない。過失による殺傷致死でも④、律では絞刑に処せられる。
- 10 故意に子孫を殺すことは律も法も許していない⑤。みだりに奴に罪をなすりつけ、告発して官府を惑わした。
- 11 凶頼行為は許されることではない。他人の息子が幼いのに、悪たくみをして肉親の死

体を使って罪をなすりつけた。画策し、方法を講じて、あるいは家長の死体を使って人に罪をなすりつけた。

- 12 騎馬が疾走し、人を踏みつけて生命を奪った。勢いよく車を押していたところ、速度が出て人を傷つける事態となってしまった。
- 13 横暴な人が⑥馬を走らせていて人を踏み殺した。これは非業の死である。投げられた石や磚に当たって死んだ。これは違法行為による死である。
- 14 医者が薬で人を殺し、恨みを晴らすのは故意による殺人である。鍼の医者がつぼに鍼を打って死に至らせた。腹腔がゆがんでしまった(?)のである。
- 15 威力をもってほしいままに縛って拷問し、死亡させるに至った。縛り上げて彼の家に拘束し、威力をもって人を打ち殺した。権勢を笠に着て違法に人を縛った。身体を損ない、重篤となったのは憐れむべきである。生命は風前の灯で、危機を脱するのは難しい。
- 16 胎児には一つの性が存在し、一胎はすなわち一生命である。凶悪な子どもが(妻の)下腹を傷つけ、胎児は危機に瀕した。極悪人子どもが暴行をはたらき下腹を傷つけ、胎児は安んじ難い。妻はうめき、苦しみに悲鳴をあげている。
- 17 強悪人が暴行をはたらき、無法に胎児の生命を傷つけた。妻は悲鳴をあげて苦しみ、生命の危機に瀕した。危害を加えられた母子の無念さは憐れむべきである。妻の腹を傷つけ流産させたことには証拠がある。無法な暴行をはたらき、妻は(生命の)危機に瀕し、子は流れてしまったのだ。
- 18 律によれば公務では示談を認めていない。過去に官を欺いた事件⑦であっても訴訟を止めさせるのは困難である。示談には必ず財物を求める弊害があり、示談を求める事案には買収の情状がある。道理が通らなければ⑧官に訴えて判決を求めるべきである。告訴事実の食い違いや犯罪の状況は官の証明によるべきだ。
- 19 金欲しさに罪人を釈放させるとはまことにずる賢い輩である。賄賂によって示談にするのはお上を欺き、法を踏みにじることにほかならない。
- 20 殺人事件を示談にするのは財物を得られないという事情を察知したからである。買休⑨によってその財物を手に入れば、一味は納得する。手に入れられなかった場合は必ずや訴え出るであろう。
- 21 示談というものはひどい時にはお上を欺き、法をもてあそぶものである。(被害者が)財物を手に入れて争いをやめても、死者は恨みを抱くことになる。

《訳注》

- ① 原文は「蔵送」であるが意味が通じない。『萬書萃寶』『萬書萃錦』などに従って「蔵匿」に改めて訳す。
- ② 原文は「玷死」であるが、意味が通じない。『學海不求人』の「玷死」が正しいとすれば、『中日』の「玷」に「汚す、辱める」の意味があり、「辱めて殺す」という文意になる。とりあえずこれに従う。
- ③ 『大明律』刑律二「謀殺人」あるいは同八「犯姦」に規定がある。
- ④ 原文は「殺傷致使」であるが、『五車拔錦』『學海群玉』などに従って「殺傷致死」として解釈する。関連の規定は『大明律』刑律二「鬪毆及故殺人」、「戲殺誤殺過失殺傷人」にある。
- ⑤ 『大明律』刑律二「殺子孫及奴婢凶頼人」に関連の規定がある。

- ⑥ 原文は「命強走馬」であるが、わかりにくい。あるいは『學海不求人』の「豪強走馬」が正しく、「命」は前条の「人」に引かれて入れられたのかもしれない。とりあえずこれに従う。
- ⑦ 原文は「雖舊欺終難息訟也」であるが、『學海不求人』は「雖舊欺公終難息訟也」となっている。こちらの方がわかりやすいので、この方向で解釈する。
- ⑧ 原文は「理不足宜經官判決」であるが、『學海不求人』は「理不足宜其經官判決」となっている。句作りと文意から言えばこちらの方がわかりやすいので、この方向で解釈する。
- ⑨ 「買休」については【7-4】【語彙解】⑥参照。

【原文】

【7-9】**賊情** 偶於某夜幾更時分、忽被一夥強賊、將槌棍打開大門、各執鎗刀、塗黒形貌、高舉大把、設立公座、懸掛旗張、盡將家下金銀・首飾・衣服・牛猪等物、劫掠一空、殺死數命、一家婦女、盡遭姦汚、情慘法弛、含冤莫伸、○鳴鑼吶喊、碎壁穿籬、車擁進家、房財器物、掃劫一空、吊懸捉打、殺傷殘命、姦汚婦女、玷辱風聲、燒毀房屋、搶擄家財、殺人放火、違法盜民、○陡於某夜、被惡某等、帶領多人、盜池魚一塘、彼時知風①、跟踪隨至某家、聲喊四隣知証、反觸虎怒、鳩黨叢打、暈地幾死、當得某救扶灌醒、匍匐逃回、情慘昏天、○陡被仇徒、行害放火、故燒房屋、一家老幼、裸體逃生、衣財諸物、化盡成灰、哭叫皇天、可憐聲盡、強盜放火、故燒民間房屋、盜擄家財、劫燒情甚、

【関連史料】

- * 『萬書萃寶』賊情類・後段は最後の一条がないが、他は同文である。すべての条文に文字の異同がある。
偶於某夜幾更時分、被一夥強賊、將槌棍打開大門、各執鎗刀、塗黒形貌、高舉火把、設立公座、懸掛旗張、盡將家下金銀・首飾・衣服・牛猪等件、劫掠如洗、殺死數命、一家婦女、盡遭姦汚、情慘黒天、含冤莫伸、○鳴金吶喊、碎壁穿籬、車擁進家、財物掃劫一空、吊懸拷打、殺傷殘命、姦汚婦女、玷辱風聲、○陡於某夜、被惡某等、帶領兇徒、將某池魚、一網盜盡、彼時知風、跟踪隨至某処、声喊四隣知証、反觸虎怒、鳩黨寸打、暈地幾死、當得某救扶灌醒、情慘昏天、
- * 『五車拔錦』賊情類・後段は前二条の同文が収められている。第一条には文字の異同がある。
偶於某夜幾更時分、忽被一夥強賊、將槌棍打開大門、各執鎗刀、塗黒形貌、高舉火把、設立公座、懸掛旗張、盡將家下金銀・首飾・衣服・牛猪等物、劫掠一空、殺死數命、一家婦女、盡遭姦汚、情慘法弛、含冤莫伸、…
- * 『學海群玉』賊情類・後段はすべてに文字の異同がある。
偶然某夜幾更時分、忽被一夥強賊、將槌棍打開大門、各執鎗刀、塗黒形貌、高舉火把、設立公座、懸掛旗張、盡將家下金銀・首飾・衣服・牛猪等物、劫掠一空、殺死數命、一家婦女、盡遭姦汚、情慘法弛、含冤莫伸、○鳴鑼吶喊、碎壁穿籬、車擁進家、房財器物、掃劫一空、吊懸捉打、殺傷殘命、姦汚婦女、玷辱風聲、燒毀房屋、搶擄家財、殺人放火、違法盜民、池魚一塘、彼時知風、跟踪隨至某家、声喊四隣知証、反觸虎怒、鳩黨叢打、暈地凡死、當得某救扶灌醒、匍匐逃回、情慘昏天、○陡被仇徒、行害放火、故燒房屋、一家老幼、裸體逃生、衣財諸物、化燼成灰、哭叫皇天、可憐聲盡、強盜放火、故燒民間房屋、盜擄家財、劫燒情甚、
- * 『妙錦萬寶全書』賊情類・後段はすべて同文である。文字の異同があるのは以下の通り。

偶於某夜幾更時分、…塗黒形貌、高舉火把、設立公座、懸掛旗張、…○鳴鑼吶喊、…盜去池魚一塘、…

*『萬書萃錦』賊情類・後段すべて同文である。文字の異同は以下の通り。

偶於某夜幾更時分、被一夥強賊、將槌棍打開大門、各執鎗刀、塗黒形貌、高舉火把、設立公座、懸掛旗張、盡將家下金銀・首飾・衣服・牛猪等件、劫掠如洗、殺死數命、一家婦女、盡遭奸汚、情慘黒天、含冤莫伸、○鳴金吶喊、碎壁穿籬、車擁進家、財物掃劫一空、吊懸拷打、殺傷殘命、姦汚婦女、玷辱風聲、○陡於某夜、被惡某等、帶領兇徒、將某魚池、一網盜盡、彼時知風、跟踪隨至某処、声喊四隣知証、反觸虎怒、鳩黨寸打、暈地幾死、當得某救扶灌醒、情慘昏天、

*『全書備考』賊情類・後段には部分的に共通する一条のみがある。

鳴金吶喊、碎壁穿籬、車馬進家、財物掃劫一空、吊懸拷打、殺傷殘命、姦淫婦女、■辱風聲、

*『積玉全書』賊情類・後段は三条が共通である。すべてに文字の異同がある。

偶于某夜幾更時分、被一夥強賊、將槌棍打開大門、各執鎗刀、塗黒形貌、高舉火把、設立公座、懸掛旗張、盡將家下金銀・首飾・衣服・牛猪等件、劫掠如洗、殺死數命、一家婦女、盡遭姦汚、情慘黒天、含冤莫伸、○鳴金吶喊、碎壁穿籬、車擁進家、財物掃檢一空、吊懸拷打、殺傷殘命、姦汚婦女、玷辱風聲、○陡于某夜、被惡某等、帶領凶徒、將某魚池、一網盜盡、彼時知風、跟踪隨至某處、聲喊四隣知証、反觸虎怒、鳩黨寸打、暈地幾死、當得某救扶灌甦、情慘昏天、

*『學海不求人』には関連する文章が見つからない。

【語彙解】

① 「知風」：『近代』「得知風声、察知動静」。『中日』「情報を知る。情報を入手する」。

【現代語訳】

盗賊問題

- 1 たまたまある夜の何時頃かに一群の盗賊に襲われ、槌や棍棒で表門を打ち破られた。(彼らは)それぞれが銃や刀をもち、黒づくめの姿で、松明①を高くかけ、(首領の)座席を定めて旗印をぶら下げた。家にあった金銀・首飾り・衣服・牛豚などすべてを持ち去った。数名を殺し、一家の婦女はみな汚された。惨憺たる情況と法の緩みに、恨みを飲んで泣き寝入りするのみである。
- 2 銅鑼を鳴らして叫び声をあげ、壁を砕いて垣根に穴を開け、車を家に突っ込ませ、家の財産・器物をすべて空にした。(家人を)吊るしあげて殴り、傷つけて命を奪い、婦女を汚した。評判を貶め、家を焼き、家財を奪った。殺人・放火をおこない、違法に民より盗んだのである。
- 3 ある夜にわかに悪人某等が多人数を引き連れてやってきて、家の池の魚をまるごと盗みとった。そのとき(被害者は盗賊の)動静を察知し、あとをつけてその家に至り、隣近所に大声で呼ばわって、証人を集めようとした。しかし逆に賊の親玉の怒りに触れ、一味が群がって殴打し、(彼は)昏倒して死にそうになった。某に救助してもらおうこととなって、水をかけられて眼を覚まし、這う這うの体で逃げ帰った。この惨状は真っ暗闇のなかにいるがごとくである。
- 4 にわかに仇敵に襲われた。(犯人は)危害を加えようとして火を放ち、ことさらに家を焼いたのである。一家の老人や幼児は裸で飛び出し、衣服や財物はことごとく灰燼に帰した。天帝に向かって泣き叫んだが、哀れにも声は枯れ果てた。強盗・放火をおこない、こ

とさらに民間の建物を焼き、家財を盗み取るなど、その盗・焼の情状ははなはだしいものである。

《訳注》

- ① 原文は「大把」であるが、『萬書萃寶』『五車拔錦』ほかの「火把」が正しいと思われる。この字に改めて解釈する。

【原文】

【7-10】 **吏書皂快** 某訟誤落惡手承行①、已被欺公枉法、唬詐紙筆②、禮銀若干、嫌少而欲復詐無由、就被瞞官作弊、移詞改案、起滅情罪、增輕作重、陷民死地、冤黑滔天、○吏舞官權、賣法食民膏肉、瞞官作弊、抽詞搭案銜冤、接錢當如送餅、枉民身若倒懸、權威壓縣、起滅夤緣、貪財益己、罪惡滔天、○（書手③黃冊④）、有錢者生丁不報、無錢者死丁不除、百般刁詐、千計騙錢、只得握從、權勢所轄、○任由筆下詭計⑤、飛糧灑派⑥、聽從紙上生亡、進出那移⑦、○盜割稅糧、私受枉民冤鈔⑧、貪財肥己、欺公紙上栽■、○素騙民財、寶如打劫、百端設法、萬計騙財、■民產業賣■、■己養家、暗指稅糧作弊、移山穿[井?]、瞞官換鈔、枉法殃民、○放富差貧⑨、里長私相作弊、丁多糧少、具由作故瞞官、有錢者生、無錢者死、○（皂快）指官指騙、百般設計害人、私置非刑、動輒綑綁吊拷、枉法欺公、民受冤抑、○積快⑩奸刁、害民無厭、駕空設法、平地翻船⑩、捏計陷人、塗誣枉害、

【関連史料】

- * 『五車拔錦』吏書皂快類・後段は最後の三条が缺けているほかはほぼ同文である。文字に異同がある条文は以下の通り。

某訟誤落惡手承行、已被欺公枉法、呪詐紙筆、礼銀若干、嫌少而欲復詐無由、就被瞞官作弊、易詞改案、起滅情罪、增輕作重、陷民死地、冤黑滔天、○吏舞官權、賣法食民膏肉、瞞官作弊、抽詞搭惡[口+銜]冤、接錢當如送餅、枉民身若倒懸、權威壓縣、起滅夤緣、貪財益己、罪惡滔天、○**書手黃冊** 有錢者生丁不報、無錢者死丁不除、百般刁詐、千計騙財、只得握從、權勢所轄、…○盜割稅糧、私受枉民冤鈔、貪財肥己、欺公紙上栽桑、○素騙民財、實如打劫、百端設法、萬計騙財、將民產業賣銀、肥己養家、暗指稅糧作弊、移山穿井、瞞官換鈔、枉法殃民、

- * 『妙錦萬寶全書』吏書皂快類・後段は同文であるが、一部に次のような異同がある。

…○盜割稅糧、私受枉民冤鈔、貪財肥己、欺公紙上栽桑、○素騙民財、實如打劫、百端設法、萬計騙財、將民產業賣銀、肥己養家、暗指稅糧作弊、移肉穿井、瞞官換鈔、枉法殃民、…

- * 『學海不求人』「書手黃冊」「官吏」の項に共通する文章が含まれている。

「書手黃冊」：…有錢者生丁不報、无錢者死丁不除、百般刁指、設計騙錢、只得握從權丁所轄、任由筆下、詭計飛糧、洒派聽從、紙上生亡、進出那移、盜割稅糧、私受枉民冤鈔、貪財肥己、欺公紙上栽桑、索取民財、實如打劫、百端設法、萬般騙民、將民產業、賣銀肥己、任行派隱稅糧作弊、移山穿井、瞞官換鈔、…

「官吏」：…吏舞官權、賣法食民膏血、瞞官作弊、抽詞捺冤、接錢當加送餅、枉民身若倒懸、威壓一縣、起滅演緣、貪財益己、…

【語彙解】

- ① 「承行」：「承行吏」の項＝『石山』「係り役人、下役」。「承行該吏」の項＝『国字解』693「うけ玉は

りの当役の吏なり」。『石山』「上官ノ旨ヲ承ケテ事務ヲ執ル下役人」。『福恵』「したやく。かかり」。

- ② 「紙筆」：『近代』「字拠、筆拠点」。『中日』「(転) 記録、書いたもの」。
- ③ 「書手」：『石山』「書き手、書記、筆耕」。『近代』「官府中専司起稿繕写文書的人」。
- ④ 「黄冊」：『用語解』32 r 「白冊」の項。「明末に賦役徴収の際に用いられた冊籍。…黄冊…ともいう。従来用いられていた賦役黄冊が賦役制度の変化に適應できずに形骸化したため、隆慶年間に江南の各地でこれが作成され、徴収に当たって活用された。」
- ⑤ 「詭計」：『石山』「コシラエゴト、ハメゴト、カタリゴト」
参考)「飛灑詭寄」：『東川』「自己ノ土地ヲ税糧ヲ分チテ他人ノ土地税糧中ニ加入スルヲ『飛灑』ト曰ヒ、自己ノ税糧ヲ詭リテ他人ノ土地ノ税糧中ニ加フルコトヲ『詭寄』ト曰フ」。『石山』もほぼ同じ文章。
- ⑥ 「灑派」：「灑派」の誤りであろう。『中法』「灑、散開；派、分派。謂古代富戸將田地分派到他人名下、用此種化整為零的手法逃避賦税」。『近代』「分派、灘派」。『中日』「自分の田地を分け他人の名義にして脱税をはかること」。
- ⑦ 「那移」：『石山』「アチコチスル、ヤリクリスル」。『国字解』178「あちらをこちらへ、こちらをあちらへふりかゆることなり」、同 854「うつしかゆることなり」。
- ⑧ 「冤鈔」：『石山』「冤錢」の項では「無駄ナコトニ費消スル金錢」とするが、これでは意味が合わない。他方、宋代の「鈔」には納税証明書の意味がある(『「名公書判清明集」(官吏門) 訳注稿』上、16 頁注(10) 参照)。この方向で解する。
- ⑨ 「放富差貧」：『国字解』618「富て賄をくるる楽人をばゆるし、貧にして物くれぬ楽人ばかりを公用に召使ことなり」。
- ⑩ 「積快」：未詳。「積」は「積年」などと同じ意味で「古手」などの意であろうか。
- ⑪ 「平地翻船」：『中日』「平地風波」「(喩) 思いがけなく起こったできごと」。

【現代語訳】

胥吏・衙役問題

- 1 某は誤ってあくどい胥吏に引っかかったと訴えた。(それによれば胥吏は) お上を欺き法を枉げ、脅して証文を書き変えさせた。礼銀はいくばくかであったが、これでは額が少ないとし、さらにだまそうとしたけれども方法がなかった。そこで官をごまかして不正をおこない、訴状や文書を改竄して情状・刑罰を書き変えた。軽い刑罰を重く変え、民を死地に追いやった。恨みは黒く天にまであふれている。
- 2 胥吏が官の権威を弄び、法を売り、民を餌食にした。官をごまかして不正をおこない、訴状を抜き出し、構成を変えて無実の罪を課した。金を受け取るのは餅をもらうようなものであり、民を屈服させるのは逆さづりにするようなものであった。その権威は県を押し、伝手を操って私腹を肥やし、罪悪は天にまで届くようである。
- 3 書手の黄冊では、金持ちは子供が生まれても記載せず、貧乏人は死んでも除籍しない。きわめて狡猾で、あらゆる計略でお金をだましとった。やむなく言いなりになっているが、(彼らは) 権勢ある者の手のなかにあるのだ。
- 4 ほしいままに筆を操って詭計を弄し、名義をいつわるなどして税糧をごまかした。言われるがままに帳簿上での出生と死亡を書き変え、(戸籍を) あちこち移し替えた。
- 5 税糧(の稲)を盗み刈りし、民衆を屈服させて得た受領証をひそかに受け取った。財を

貪って私腹を肥やし、官司を欺き帳簿上で桑を植えたとごまかし(利益を得て)いる①。

○6 もとより民の財貨をだまし取ることは実に②強盗のようなものである。あらゆる手段を講じて財物をだまし取った。民の土地・財産を売って銀に換え、私腹を肥やして家族を養っている③。秘密裏に税糧に託けて悪事をおこなうのは、山を動かし井戸④に穴をあけるようなものである。官司を欺いて納税受領証をとり換え、法を曲げて民衆に災いをもたらした。

○7 裕福な者から貧困な者へ役を付け換えたのは、里長が勝手に不正をおこなったのである。家族の人数が多くても税量が少ないのは、理由をつけて官司をだましているのである。金持ちは生き延び、貧乏人は死ぬのだ。

○8 衙役の皂・快が官司をかたって人をだまし、あれこれ計略を巡らして害を与えた。勝手に不法な刑罰にあて、ともすれば民を縛り上げて拷問を加えた。法を曲げて官を欺き、民は不当に抑圧された。

○9 古参の(?) 衙役はずるく、飽きることなく民に害を与えた。架空の⑤方法を講じて、思いもかけないような事実をでっち上げた。計略を用いて人を陥れ、被害がなかったことにしてしまうのだ。

《訳注》

① 不明の文字は『五車抜錦』『妙錦萬寶全書』に従う。意味は【6-10】参照。

③ 原文は「寶」であるが『五車抜錦』『妙錦萬寶全書』『學海不求人』に従って「實」として解釈する。

④ 不明の文字は『五車抜錦』『妙錦萬寶全書』に従う。

⑤ 不明の文字は『五車抜錦』『妙錦萬寶全書』に従う。

⑥ 原文は「駕空」であるが、同音の「架空」の意であろう。

【原文】

【7-11】**告官** 某不幸冤偶惡隣、某恃富操奸、懸捏虛詞、聳告惡官、某處夤緣、鄉官廣行賄賂、暗地偏聽一面之詞、不容冤民分訴①、拗曲作直②、屈打枉招③、可憐情蔽覆盆、無門伸告、○琴堂如賭博之房、六房如交易之肆、受塞一面之詞、不許冤民開口、聽吏稟告、或左或右、信差人④言、或捉或拿⑤、不恤民酷刑之罪、懶理詞訟、好酒沉眠、告狀一張、週年半載、監禁犯人、滿歲不明、如斯貪(酷、民枉民冤)

【関連史料】

*『五車抜錦』官員郷宦類・後段はほぼ同文である。第一条には、下記のごとく文字の異同がある。

某不幸冤偶惡隣、某恃富操奸、懸捏虛詞、聳告惡官、某處夤緣、鄉官廣行賄賂、暗地偏聽一面之詞、不容冤民分訴、銜曲作直、屈打枉招、可憐情蔽覆盆、無門伸告、…

*『妙錦萬寶全書』官員郷宦類・後段はすべて同文であるが、第二条に一カ所のみ異同がある。

…○琴堂如賭博之房、…監禁犯人、滿歲不明、…

*『學海不求人』「官吏」の項に、下記のような共通する文章がある。

…琴堂如賭博之房、六房如交易之肆、受塞一面之詞、不許冤民開口、聽吏稟告、或右或左、信差人、或止或拿、不恤民酷刑之罪、懶詞訟、好酒沉眠、告張、週年半載、監禁犯人、滿歲不明、如斯貪淫、民枉民冤、…

【語彙解】

- ① 「分訴」：『中日』「言い訳する、申し開きをする」。『石山』「陳情スル、訴ヘル、不平ヲ云フ」。
- ② 「拗曲作直」：『近代』「扭曲作直」に同じとする。「扭曲作直」＝「歪曲事実」。『中日』「理非曲直を転倒する」。
- ③ 「屈打成招」：『近代』「用嚴刑逼供、迫使認罪」。『中日』「拷問に耐えきれずに出まかせの自白をすること」。
- ④ 「差人」：『国字解』140「使をつかはすなり」、307「人をつかはすなり」、576「使者を遣すなり」。『石山』「官署ノ隸役、下役」。
- ⑤ 「捉拿」：『国字解』599「からめとるなり」。『中日』「捕まえる」。

【現代語訳】

官を告発する

- 1 某は不幸にもひどい隣人某と隣合わせになった。彼は富力をたのみに悪人を操り、でっち上げの訴訟を起こし、悪い官に訴え出た。彼は伝手を頼んで郷官に賄賂を行き渡らせ、ひそかに一方の訴えしか聞かず、被害者の申し開きを許さなかった。理非曲直を転倒させ、拷問によって罪を認めさせた。憐れむべきことには、情実のからんだ不正や裏側の暗黒を訴え出るところがなかったのである。
- 2 県の役所は賭博場の如くであり、各部局は取り引きをおこなう店舗の如くである。一方の訴えのみを受け入れ、被害者の発言は許さなかった。胥吏の報告を聞いて、左としたり右としたりし、捕り手の言を信じて、逮捕したりしなかったりした①。民が重い刑罰の罪を犯しても憐れむことはなかった。訴訟の取り扱いを怠り、酒好きで惰眠をむさぼるばかり。一通の訴状が出されても一年や半年はかかり、犯人を拘束してもその期限を明らかにしなかった。このように貪婪、酷薄な体たらくで、民は抑えつけられ恨んでいる。

《訳注》

- ① 原文は「或捉或拿」であるが、『學海不求人』の「或止或拿」の方が論理的に合っている。しばらくこれに従う。

【原文】

【7-12】**郷宦** 被某乗機、執事為由、專倚官勢、假虎張威、炁恂①作勢、欺見愚痴、孤兒・嫠婦、驚嚇銀兩、親手接受、肥家人己、○陡被官豪、勢焰利害、縱軍擄掠、某衛指揮某所千戸百戸某名、統領部下贊②惡強軍、某衆下郷、巡捕為由、縱容軍衆、聚如蜂蟻、兇湧來家、擄掠財物、驚散旄倪③、無安身所、吮民膏血、實受其殃、下石壓奔、何日超生④、○宦官勢利、囑託公事⑤、留難殃民、霸占田産、毆打騙害、具情奔告、人情財賄、囑託沉匿⑦、不行埋揜⑥、告詞如石沉淵、民落覆盆、難見天日、落陷小民、(無路超生)、

【関連史料】

- * 『五車拔錦』官員郷宦類・後段の第一条はほぼ同文である。下記のごとく少々体裁が異なっている。
…○**郷宦** 被某乗機、執事為由、專倚官勢、假虎張威、炁恂作勢、欺見愚痴、孤兒・嫠婦、驚嚇銀兩、親手接受、肥家人己、
- * 『妙錦萬寶全書』官員郷宦類・後段はすべて同文。

【語彙解】

- ①「怙恣」：『石山』「自ラ矜リテ氣ノ健キ形容」
- ②「贖」：『諸橋』「③獸の名」。『爾雅』郭璞注「出西海大秦国、有養者、似狗多力、獷惡」
- ③「旄倪」：『石山』「旄ハ老人、倪ハ小兒ヲイフ」
- ④「超生」：『石山』「命ヲ救フ」。『中日』「生命を救う、助ける」
- ⑤「囑託公事」：『国字解』「曲法囑託公事」502「何ごともををやけ事にかかりたることを、役人へたのみて法をまげさするなり」
- ⑥「埋揜」：『漢詞』「埋葬」
- ⑦「沉匿」：【5-7】の注②参照

【現代語訳】

郷紳問題

- 1 某の被害を被った。かれは機に乗じて、任務の執行を理由とした悪事をおこなった。もっぱら官の権威によりかかり、虎の威を借り、猛々しい様子を作り、愚かな孤児・寡婦をだました。銀両を脅し取り、みずから受け取って懐に入れ、私腹を肥やした。
- 2 にわかにな郷官の被害を被った。彼は強烈な気炎をあげ、軍卒に掠奪をさせた。某衛指揮、某所の千戸・百戸数名が部下の獰猛な軍を率いていた。某の兵は郷村に入り、巡察、取り締まりを理由として軍人にやりたい放題をさせた。蜂や蟻の如く群がって、湧きかえるが如く家を襲った。財物を略奪し、老人や子供を追い散らし、身の置き所をなくした。民の膏血をすすり、まことに災難を被っている。民に石を載せて穴に押し込めるようなもので、生命の救われる日は来るのであろうか。
- 3 宦官が威勢を利用して、公務での請託をおこなった。難癖をつけて民に災厄を与え、田産を強奪し、暴力をふるってだまし取った。(被害者が)罪情を揃えて裁判に奔走すると、コネを使って賄賂を贈り、秘匿するよう請託し、(被害者の?)埋葬も行なわせなかった。訴状は石のように淵に沈み、民は暗闇に落され、お天道様も見られない。小民を陥れ、生命を救うすべがないのである。

【原文】

【7-13】**地方教唆①** 原被②叫屈、痛苦難言、殺猪擔酒、喫熟分生、衆人醉回、伊心快樂、仍行分付③、原被謝禮、務要加重、只得皈依、變賣揭借④、登門叩首、如若不從、觸發雷怒、被告點頭、拳心⑤切切、湏臾忿氣、遭經唆競、○地方豪強、猛狼似虎、扛擡四轎、漁獵鄉村、來家虎坐、聞一科十、灑派良民、詐騙民財、害衆成家、欺民無厭、沉沒財物、托囑官長、說事過錢⑥、計囑典吏、通同作弊、恐唬財本、受贓入己、帶領狼僕、身騎高馬、縱容虎伴、各執棍棒・竹桿・荊條・杖鎖齊全、紐綁在地、私置非法、逼拷拶打、需索酒食、詐騙民財、欺壓良善、有錢放生、無錢毆打、苦痛難當、受刑不過、酷害良民、妄生事端、排陷細民、有屈無伸⑦、○豪要科派、聞一科十、灑派小民、黒心毒害、酷騙民財、多科料錢、過徵糧米、強拿頭牲、準折[牛+茲]畜、勒要金銀、三倍作一、常使慣便、受贓入己、稟囑本官、賂托人情、監禁拷打、日夜逼刑、只得曲從、冤無伸訴、害衆成家、貪心得志、○稔惡屢訪、撥志教唆、陰謀僥倖、文過飾詞⑧、教唆扶掇、強幫硬証、纏告擠陷⑨、如石覆奔、冤屈難伸、昏天黒地、

○奸徒撥志、故陷良民、虚空造害、毀謗誣人、不識不知、理宜教於理直、奸心奸計、何當故誘罪犯、○勢暴因公、專擅科斂民財、損人利己、慣惡（里糧）長^⑩領票^⑪、徵收糧料若干、不依官價、一概倍徵、多收銀兩、刻剝肥家、私身入己、○伊富我貧、傍人譏論^⑫絕義、老無結果、人親^⑬耻議不仁、獵步得猩、獨食負于吾楚、思身勞苦、中心一旦慘然、○奸徒欺法、詭譎撥志教唆、若將容隱、誠恐惹罪無辜、○積訪強梁、詐冒^⑭欺官、里長・皂隸、某人來家、詐稱衙門某官名色、科斂某件使用、後知入己、果實不甘、○某遵當役某舖舖兵^⑮、遞送公文、並無故悞、今被猾吏・皂快・舍人^⑯、故將行李、勒要挑送、稍若不從、逞兇捶楚踢打、貧弱只得聽從、○專倚官勢、某事下鄉、私役人夫、扛擡四轎、把傘挑囊、遍到民戶、索需鷄酒、誑騙財物、托牽陷民、○窺人爭競、則激以興狀詞、因人病故、則唆以使圖賴、浸潤官長、說事過錢、交通吏典、生事害民、

【関連史料】

*『五車拔錦』地方積年類・後段は原文の前半とほぼ同文である。文字に異同がある条文は以下の通り。
原被叫屈、痛苦難言、殺猪擔酒、喫熟分生、衆人醉飽、伊心快樂、仍行分付、原被謝禮、務要加重、只得皈依、變賣揭借、登門叩首、如若不從、觸發雷怒、被告點頭、拳心切切、湏與忿氣、遭經唆競、…
○豪惡科派、聞一科十、灑派小民、黒心毒害、酷騙民財、多科料錢、過徵糧米、強拿頭牲、準折[牛＋茲]畜、勒要金銀、三倍作一、常行慣便、受賊入己、稟囑本官、賂托人情、監禁拷打、日夜逼刑、只得曲從、冤無伸訴、害衆成家、貪心得志、…○奸徒撥志、故陷良民、虚空造害、毀謗誣人、不識不知、理宜教於理直、奸心奸惡、何當故誘罪犯、

*『妙錦萬寶全書』地方積年・後段はすべて同文であるが、下記の一カ所のみ異同がある。
…○豪要科派、…三倍作一、常行慣便、

【語彙解】

- ①「教唆」：『国字解』459「…人にすすめて教て公事をさするなり」
- ②「原被」：『中日』「原被両造」で「原告と被告」
- ③「分付」：『漢詞』「①分別付与、②交給、③付託；寄意、④囑付；命令、⑤表示；流露、⑥処置；発落」
- ④「揭借」：『用語解』「貸借」の項。「…日本語の貸・借、貸借と意味・用法は同じ。…」
- ⑤「拳心」：『中日』「拳」＝「忠誠なさま、奉持するさま」
- ⑥「說事過錢」：『国字解』69「内証のたのみごとをとりつぎ、賂をもとりつぐなり」、462「賂のとりつぎをして官人にもものをたのみてやること…」、469「枉法賊をとりつぎたるものを云なり。過とはとりつぐことなり」、609「まひなひの取次なり」。
- ⑦「有屈無伸」：『中日』「不平がありながらそれを晴らす法がない」
- ⑧「文過飾詞」：『中日』「文過飾非」の項。「過ちを隠す、過失を巧みにごまかす」
- ⑨「擠陷」：『中日』「人を陥れる」
- ⑩「糧長」：『用語解』77 r「明代、里甲制下、里甲正役に準ずる役で、税糧の徵収、京師への輸送、水利の統括等に当たった。…。『福恵』「ねんぐをうけとるかしらやく」。
- ⑪「領票」：『石山』「受取書、ウケトリガキ」
- ⑫「譏論」：『漢詞』「譏刺和議論」
- ⑬「人親」：『漢詞』「人之双親、指父母」
- ⑭「詐冒」：『国字解』137「詐はいつわりなり。冒はにせをすることなり。病ざるに病たる分にし、風に

阻られたる分にする類なり」。『中法』「假冒、冒充」

- ⑮「舗兵」：『用語解』801「駅伝」の項。「…駅伝の役は様々な負担の仕方があった。雑戸役として軍戸に属して世襲的に駅伝に服役するのを舗兵戸といった。…」
- ⑯「舎人」：『国字解』557「…代々武官となる。これを世襲と云なり。代々相続す。是武官なり。其長子のいまだ部屋栖にて居るを舎人と云」

【現代語訳】

地元有力者の教唆事案

- 1 原告・被告が不平を訴え、その苦痛は言葉にできない。豚をさばいて酒をふるまい、熱い料理も冷たい料理も十分に飲み食いし、みな酔って帰った。有力者の心は愉しく、かさねて、原告・被告の謝礼はより多くせよ、と命じた。「帰依する」(仏の助けにすがる)しか方法がなかったので、(資産を) 売り払ったり、貸借したりして、お宅に参上してお礼を述べた。もしこれに従わなかったら、雷のごとき怒りを触発することとなる。被告はぺこぺこ頭を下げ、切々と忠誠心を表した。しばらく怒りが収まらなかったのは有力者の教唆に遭ったがため(?) である①。
- 2 村役の豪民は虎狼のように猛々しい。轎を担がせて村里から獲物を取り立ててまわった。家に押しかけて虎のように居座り、一を聞けば十を課し、良民に(差し出すよう) 押しつけた。民の財物をだまし取り、民に損害を与えて一家を構えている。民を欺くこと際限なく、財物を没収し、官僚に請託して、金銭授受の仲立ちをし、典吏に裏工作して、グルになって悪事をおこなった。財産・資本を恐喝し、贓物を懐に入れ、強い手下を連れている。自分は立派な馬に乗り、ゆったりと虎を従えているかのようなのである。手下はそれぞれ棍棒・竹棒・むち・杖・鎖②を取り揃え、(被害者を?) 紐で縛り上げて地面にころがした。ほしいままに違法行為をおこない、拷問を迫り、酒食を提供するよう求めた。民の財物をだまし取り、善良な民を欺き抑圧した。金持ちは解放し、貧乏人は殴打した。苦痛は堪えがたく、私刑を受けるのをやり過ぎることなどできない。ひどく良民を害し、みだりに悪い局面をもたらし、細民を陥れた。(彼らは) 屈服しながら恨みを晴らす方法がない。
- 3 悪党③が割り当てて賦課した。一を聞けば十を課し、小民に押しつけた。腹黒く害毒を与え、むごいほどに民の財物をだまし取った。料金を多く割り当て、糧米を超過徴収した。生け贄として無理やり(家畜を?) 取り上げ、家畜を借金のかたとする。金・銀を強要し、(要求した価額の?) 三倍を取り立てる。常にそのような状態に慣れさせ、不正な金銭を懐に入れていた。担当官に請託をはたらきかけ、賄賂を使ってコネに働きかけた。監禁して拷問し、日夜刑罰を脅しの手段とした④。(小民は) ただ従うのみで、不平を訴えるすべがない。民を害して一家を構え、貪婪な心で己の志を遂げているのである。
- 4 札付きがしばしば訪ねてきて、自分の欲望をかき立て教唆した。ひそかに僥倖を得られるよう企み、過ちをごまかした。援助するとそそのかし、強いて確証を得られるよう加勢した。彼につきまとして告発したが、人を穴に陥れ、石でふさぐようなものである。無実を訴えるすべがなく、真っ暗闇である。
- 5 悪者がよこしまな欲望をかき立て、ことさらに良民を陥れた。でたらめな被害を訴え、人を誹謗した。無知な輩には筋道を立てて教育すべきである。よこしまな心と計略を持つ

て人をことさら犯罪に誘うべきではない。

- 6 悪党が志をかき立て、ことさらに良民を陥れた。事件をでっち上げて被害にあわせ、誹謗によって無実の罪に陥れた。彼らが無知蒙昧ならば道理を教えるべきであり、悪意で悪だくみをしているとすれば、ことさらに犯罪に誘いこむのはけしからんことだ。
- 7 暴力集団が公事にかこつけてほしいままに民から財物を集めた。人に損害を与えて自らの利益とし、悪事に慣れた里長・糧長は領票を渡していくばくかの糧料を徴収したが、公定価格に従わなかった。おおむね倍ほど徴収し、銀両を山ほどせしめ、搾取してわが家を肥やし、自分の懐に入れた。
- 8 彼は富み我は貧しいとする隣人の誹謗には義がない。老いて子孫(?)がない場合、人の親たる者が恥じて協議するのは仁ではない。あちこち獵をして猩々を手に入れたとき、一人で食らうのはわが悲しみを背負うことだ⑤。わが身の辛苦を思うと、心中が惨憺たるものとなるときがある。
- 9 悪者が法を欺き、いわくありげによこしまな志をかき立てて教唆している。もしこれを容認するなら無辜の民を犯罪に引きこむであろうことを恐れる。
- 10 何度も強引に訪れ、詐称して官を欺いたこと。里長・衙役の某人が家に押しかけ、官司の某官の名義を詐称し、某件の費用を徴収した。後にそれを自分の懐に入れたことが発覚した。果実は甘くなかったのだ。
- 11 某は某舗の舗(鋪)兵の役に従事しており、公文書を配送していたが、まったく落ち度はなかった。いまずる賢い胥吏と衙役・舎人に荷物を輸送するよう無理強いされた。もし従わなければ凶暴にも鞭打たれ、足蹴にされる。貧者・弱者はただ言うことを聞くのみなのである。
- 12 もっぱら官の権勢に寄りかかり、某件で村里に出向いた。勝手に人夫を使い、輦を担がせ、傘をさしかけ荷物を持たせた。あまねく家々を回り、鶏と酒を出させ、財物をだましとり、民を落とし穴に落とし入れた。
- 13 人が争っているのを見れば訴訟を起こすようけしかけ、人が病気だと聞けば凶頼するよう唆した。官僚に取り入り、金銭授受の仲立ちをした。胥吏と行き来し、もめごとを起こして民に損害を与えた。

《訳注》

- ① 原文の「遭経唆競」は意味がとれない。仮の訳を提示する。
- ② 原文は「仗鎖」であるが、『五車抜錦』に従って「杖鎖」とする。
- ③ 原文は「豪要」であるが、『五車抜錦』に従って「豪悪」とする。
- ④ 原文は「遍刑」であるが、『五車抜錦』に従って「遍刑」とする。
- ⑤ 「獵歩得猩～」は典拠のある語句だと思われるが、未詳。なお、この一条をここに置いた意義もよくわからない。

【9】○附結段尾附遺

【原文】

【9-12】郷宦 懇告青天、勦除強暴、追給田土、基業還貧、庶使良善得生、法無欺枉、陰

徳萬便、上告、○奔臺告乞准提①、剪馘殘横、以正國法、救拯塗炭、激切上告、

【関連史料】

*『五車抜錦』「官員郷宦類・結段」は第一条が共通である。文字の異同は下記の通り。

郷宦 懇告青天、勦除強暴、追給（田土・業）還貧、庶使良善得生、法无欺枉、陰徳萬代上告、

【語彙解】

① 「准提」：「提」は「提問」の意。『国字解』575「召よせて問罪するなり」。

【現代語訳】

○付録 結段の後の補足①

郷紳の事案

○1 ねんごろに清官に申し上げる。凶暴な者を討伐し、あとから農地を給与し、不動産を貧乏な者に返されんことを。そうすれば、善良な民は生き延びられ、法を欺いて枉げることがなく、陰徳が萬代まで②続くであろう。上告する。

○2 お上に申し上げ、告発して、召喚・追究を許されんことをお願いする。残酷で横暴な悪党の首を切り、国法を正し、塗炭の苦しみからお救いいただくように。率直に申し上げる。

《訳注》

① 以下の部分は巻八・上層に収録された「結段」の補足だと思われる。

② 原文は「萬便」であるが、『五車抜錦』に従って「萬代」と改める。

【原文】

【9-13】**地方積年** 告乞拘拿、芟除民害、彰行國法、代天理物、拯救良善、含冤上告、○伏乞准呈、差人訪察①、擒拿徹治、庶卑法紀彰施、民無倣倣、○伏乞准行②、僉解③原流、庶免在家、愈加民害、○伏乞准理、行拘逃軍、僉解配所、免致貽累、

【関連史料】

*『五車抜錦』「地方積年類・結段」は第一・三条が共通で、文字の異同はない。

【語彙解】

① 「訪察」：『国字解』603「如此人あるかと尋ね吟味するなり」

② 「准行」：『漢詞』「准许、許可」。『福恵』「とりあげる」。

③ 「僉解」：『国字解』636「僉は名をしるすことなり。送る人の姓名を文書にかきのせて送るなるべし」。『福恵』「かきつけをもっておくる」。

【現代語訳】

地元有力者の積年の問題

○1 告発して（悪者を）拘束することを要請する。民の害を刈り取り、明瞭に国法を執行し、天に代わって人を治め、善良な者を救われんことを。無実を訴えて上告する。

○2 伏して以下の処置をお願いする。人を遣わして調査し、（悪者を）逮捕し戒められんことを。そうすれば法律は明らかに施行され、民は悪事にならうことはないであろう。

○3 伏して以下のように指示する許可を出されるようお願いする。姓名を書いてもとの流刑地に護送されるように。そうすれば家にいてますます民に危害を加えることはなくなる

であろう。

○4 伏して以下のように処罰する処置をお願いする。逃軍の者を拘束し、姓名を書いてもとの配所に送られんことを。そうすれば他人に災いを及ぼすことはなくなるであろう。

完

『三台萬用正宗』 訳注【語彙解】 索引

《記号と項目の対照表》

【1】 ○総論

【2】 ○詞訟體製規格

【3】 ○體段格式

【4】 ○詞訟體段貫串活套

【5】 ○殊語

【5-1】 土豪 【5-2】 鬪毆 【5-3】 婚姻 【5-4】 姦情 【5-5】 戸口

【5-6】 錢債田産 【5-7】 財本 【5-8】 人命 【5-9】 賊情 【5-10】 吏書皂快 【5-11】 告官

【5-12】 郷宦 【5-13】 地方教唆

【6】 ○前段

【6-1】 土豪 【6-2】 鬪毆 【6-3】 婚姻 【6-4】 姦情 【6-5】 戸口

【6-6】 錢債田産 【6-7】 財本 【6-8】 人命 【6-9】 賊情 【6-10】 吏書皂快 【6-11】 告官

【6-12】 郷宦 【6-13】 地方積年

【7】 ○後段

【7-1】 土豪 【7-2】 鬪毆 【7-3】 婚姻 【7-4】 姦情 【7-5】 戸口

【7-6】 錢債田土 【7-7】 財本 【7-8】 人命 【7-9】 賊情 【7-10】 吏書皂快 【7-11】 告官

【7-12】 郷宦 【7-13】 地方教唆

【8】 ○附結斷尾附遺

【8-1】 郷宦 【8-2】 地方積年

ア 掙價【7-6】 暗害【6-6】 暗機【7-6】

イ 貽干【7-5】 一呼百諾【6-2】 一路【7-7】 夤緣【6-13】

ウ

エ 營運【6-3】 營充【6-1】 影射【6-13】【7-7】 影途【7-7】 冤枉【7-1】 冤鈔【7-10】

演閃【6-5】 魘魅【7-8】

オ 枉自【6-6】

カ 架賊【5-1】 過割【6-6】 嫁売【7-3】 窩隱【5-5】 窩藏【6-1】 窩匿【5-5】 拐

串【5-4】 拐帶・拐帶不明・拐帶不明婦女【5-5】 解僉【6-13】 開【7-6】 畫地為

牢【1】 活套【4】 聒耳【7-4】 豁耳【7-4】 喝令【7-2】 瞎【7-2】 轄騙【5-4】

干名犯義【5-2】 官吏聽許財物【5-10】 串拐【5-5】 貫串【4】 陷溺【6-1】 趕逐

【7-1】 瞰【7-6】

キ 起科【6-6】 起解【6-13】 起講【3】 起滅【6-13】 寄受財物【5-7】 規格【2】

欺壓【6-2】 欺姦【5-4】 詭寄錢糧【5-6】 詭計【7-10】 機關【2】 譏論【7-13】 義

男【6-5】 義父母【7-4】 休【7-4】 究占【7-6】 舅姑成婚【5-3】【6-3】 虛錢實

契【6-6】【7-6】 舉首【7-5】 叫屈【7-7】 挾【7-6】 教唆【7-13】 教唆詞訟【5-13】

強嫁【5-3】 強娶【5-3】 強占【3】 強占妻妾【5-1】 酗酒【5-2】 誣騙【5-4】 局

騙【6-6】 訊注 矜情【6-11】 銀兩【7-2】
 ク 具首【7-5】 埧【6-6】 屈情【7-8】 屈打成招【7-11】 軍流【6-13】 軍牢【5-10】
 ケ 荊棘【7-6】 經紀【7-7】 傾瀉【7-7】 揭借【7-13】 結案【6-3】 結果【7-3】
 訊注⑤ 結繩為政【1】 結尾【8-1】 牽連【2】 拳心【7-13】 圈[口+套]【6-6】 遣
 發【7-5】《訊注》 顯跡【7-7】 原中【7-6】 原被【7-13】
 コ 故失【7-7】 公差【6-13】 扣身【7-6】 行止【7-7】 行市【5-7】【6-7】 光棍【6-9】
 扛幫【6-13】 坑身【7-1】 揶揄【7-6】 黃冊【7-10】 盒禮【6-3】 告【4】 贊【7-12】
 サ 差人【7-11】 詐冒【7-13】 妻小【5-4】 栽紙桑【6-10】 裁成【6-6】 訊注 採生
 【7-8】 細絲【6-7】 灑派(派)【7-10】 財本【5-7】 罪人拒捕【6-13】 作主【7-6】
 作炒【7-3】 訊注③ 山場【5-6】
 シ 子蒸父妾【6-4】 支吾【7-7】 私開【7-6】 私充牙行【5-7】 私和【7-8】 紙棺
 【6-10】 紙筆【7-10】 師巫邪術【5-5】 指姦【5-4】 指東掩西【7-7】 指攀【7-1】
 字眼【2】 時価【6-7】 矢志【2】 失配【7-3】 扯拽【3】 車利【5-6】 舍人【7-13】
 主使【6-13】 受寄【5-7】 收留迷失【5-5】 充軍【6-5】【7-5】 出入【7-5】 縱容
 【7-4】 宿姦【7-4】 巡捕【7-1】 准行【8-2】 准折【7-6】 准提【8-1】 書手【7-10】
 抄札【7-1】 抄扎【7-1】 抄箭【7-1】 炒【7-3】 訊注③ 匠籍【6-5】 匠丁【5-5】
 招【3】【7-5】 招回【3】 承行【7-10】 承攬【6-7】 消乏【6-3】 粧點【6-6】 蕭
 何定律【1】 情虧【7-5】 情罪【6-11】 情重者【2】 蒸【6-4】 蒸姦【5-4】 囑
 託【6-1】 囑託公事【7-12】 心交【7-7】 真贓【5-9】 人口【5-5】 人親【7-13】
 ス 推捱【7-7】 推托【7-7】
 セ 生妻【5-3】 成交【6-6】 勢惡【7-1】 勢豪【5-3】 擠陷【7-13】 稅契【6-6】
 積快【7-10】 折價【5-6】 節次【6-3】 設放【7-5】 說合【6-3】 說事過錢【7-13】
 先姦後娶【7-4】 僉解【8-2】 賤物【6-5】 錢債【5-6】 遭經唆競【7-13】 訊注①
 ソ 祖脈【7-1】 皂快【6-10】 草稿【6-6】 湊局【7-6】 增減情罪【6-11】 贓証【5-9】
 贓仗【3】 藏匿【5-5】 捉拿【6-2】【7-11】
 タ 拖欠【5-6】 躲【5-5】 打奪【5-1】 體製【2】 體段【3】 站死【7-8】
 チ 知風【7-9】 逐趕【7-1】 扭曲作直【7-11】 張主【7-6】 張捕【7-2】 超生【7-12】
 沉濁【5-7】 沉溺【5-7】 沉匿【5-7】【7-12】
 ツ
 テ 弟姦兄妻【6-4】 掇拐【6-13】 輟拐【6-9】 鉄鬼【6-7】 鉄尺【7-2】 天各一方
 【7-5】 典雇妻女(妾)【5-3】 田産【5-1】
 ト 徒流人逃【6-13】 囚頼【7-8】 土娼【5-4】 逃躲差役【5-4】 逃軍【5-5】 登時
 【5-8】 倒生荊棘【7-6】 盜賣【5-6】 塘【6-6】 罩占【5-5】 鬪毆【5-2】 同姓
 爲婚【5-3】【6-3】 堂姑姊妹【6-3】 忒殺【7-6】 篤疾【7-2】
 ナ 那移【5-6】【7-10】 内損吐血【7-2】 捺【6-1】 訊注②
 ニ ヌ ネ ノ
 ハ 扒置【6-13】 把持【6-7】 把持行市【5-7】 破題【3】 背壳【7-5】 牌票【6-10】
 賣法【5-11】 賣放【7-8】 買求【6-13】 買休【7-4】 賣休【7-4】 買賊【5-9】【7-4】

賣富差貧【5-10】 買良為娼【5-4】 驀【7-1】 犯喪親之律【6-3】 攀害【5-9】
 ヒ 批回【6-3】 批文【7-5】 非刑【5-13】 飛洒【6-10】 費用【7-7】 罷閉(閑)【6-13】
 稟官行移【6-1】
 フ 父娘【6-7】 「普天王土、率土王民」【6-5】 誣陷【5-8】 誣執翁姦【5-4】 誣賴
 【7-8】 風水【5-6】 文引【7-2】 文過飾詞【7-13】 分訴【7-11】 分付【7-13】
 分文【7-7】 分辯【7-7】
 ヘ 平空【7-6】 平地翻船【7-10】 返嗔【7-7】 偏枉【5-11】 變賣【6-3】【7-6】
 ホ 保簿【6-6】 舖兵【7-13】 放告【6-13】 放富差貧【7-10】 包休【7-12】 訪察【8-2】
 蜂擁【6-9】 訊注、【7-1】 冒名【5-13】 冒名領替【6-13】 冒亂宗枝【5-5】 旄倪【7-12】
 謀【5-1】
 マ 埋揜【7-12】
 ミ ム
 メ 迷失【5-5】 命紙【6-3】 明火【5-9】
 モ 罔欺【6-4】 網告【6-13】 妄空【3】 問擬【6-13】 問軍【7-5】
 ヤ
 ユ 有屈無伸【7-13】 遊手好閑【6-9】
 ヨ 邀截【6-2】【7-2】
 ラ 磊【5-6】 欄根【7-6】
 リ 釐【7-2】 良賤爲婚【5-3】【6-3】 凌[車+厂+虐]【6-8】 兩頭【7-6】 領票【7-13】
 糧差【7-6】 糧長【7-13】 獵步得猩【7-13】 訊注⑤
 ル 累死【5-8】
 レ 斂跡【7-8】
 ロ ワ